



困難な問題を抱える女性への支援について

厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室
令和8年4月

1. 女性支援事業について

女性支援事業の概要

I. 根拠法及び対象者

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年制定／令和6年4月施行）

対象者：困難な問題を抱える女性（※）

※ 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年制定／平成13年10月施行）

対象者：配偶者からの暴力を受けた者（事実婚を含む）

3. 人身取引対策行動計画（平成16年12月→2009・2014・2022）

対象者：人身取引被害者

4. ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定／平成12年11月施行）

対象者：ストーカー被害者

II. 実施機関

1. 女性相談支援センター（※）及び一時保護所

※ 全ての女性相談支援センターが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられている。

2. 女性相談支援員

3. 女性自立支援施設

4. 困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体

※ このほか一時保護の委託先として、母子生活支援施設・民間シェルター等

女性支援事業の概要

本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と**連携・協力**して、**一人一人のニーズ**に応じて**包括的な支援**を実施

困難な問題を抱える女性

女性相談支援センター [50か所] ※ 配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけあり
 ・各都道府県 1 か所（滋賀県は 2 か所、徳島県は 3 か所）
 ・相談・カウンセリング・情報提供を実施

女性相談支援員
 [全国1,770人]
 ・女性相談支援センターや福祉事務所等に配置
 ・相談・専門的技術に基づく援助等を実施

一時保護所 [各都道府県 1 か所]
 ・女性相談支援センターに併設
 ・民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等への一時保護委託
 ・中長期的な支援が必要な場合、女性自立支援施設への入所措置決定

女性自立支援施設
 [39都道府県、47か所]
 ・生活支援、心理的ケア、自立支援を実施

**民間シェルター
 母子生活支援施設 等**

関係機関等

連携・協力

自立

福祉事務所・市町村

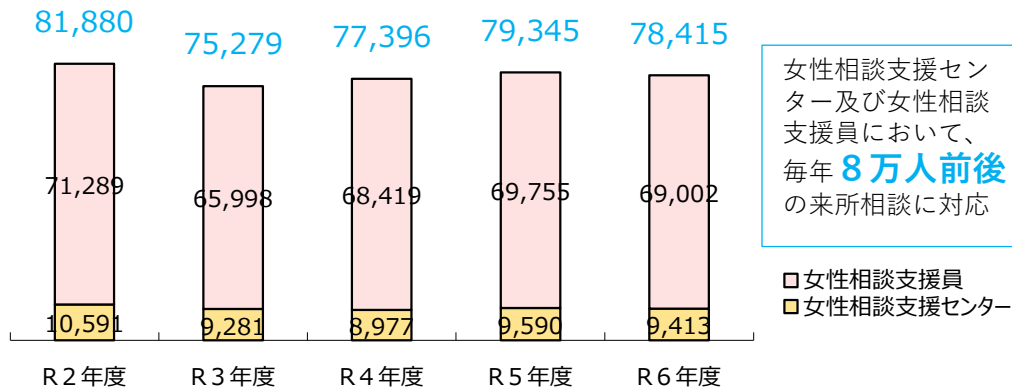
生活保護、生活困窮者自立支援、母子生活支援施設入所、保育所入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当の支給 等

母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等
ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供
児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

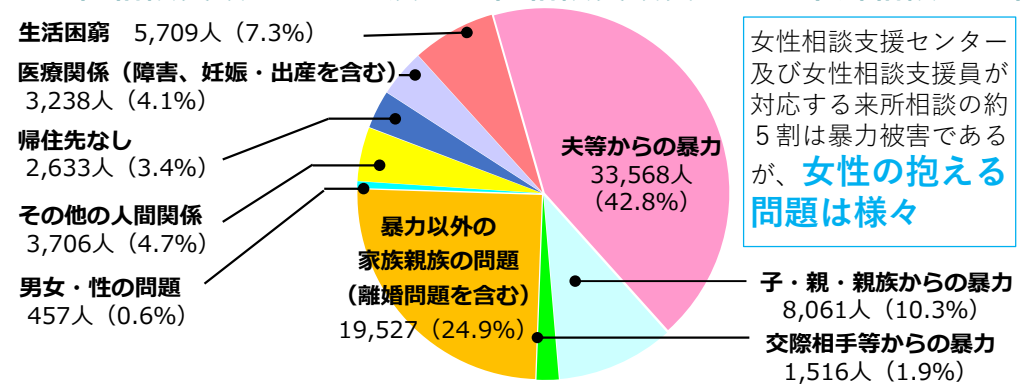
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

女性支援の現状

女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談人数



女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談の内容



婦人保護事業に係る法制度等の主な沿革

昭和21年11月	婦人保護要綱の策定（厚生省社会局通達により婦人保護施設制度化）
昭和31年 5月	売春防止法の制定
昭和32年 4月	売春防止法施行（第2章の刑事処分を除く）
昭和33年 4月	売春防止法全面施行（同時に第一次改正として第3章（補導処分）を追加し同日施行）
昭和38年 3月	婦人保護事業の実施要領の策定（厚生事務次官通達）
昭和45年 4月	「昭和45年度婦人保護事業費の国庫負担及び補助について」（社会局長通知）
平成12年 5月	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）の制定
平成13年 4月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の制定
平成14年 4月	DV防止法全面施行
平成16年 6月	DV防止法改正（16/12/2改正DV法施行）
平成16年12月	人身取引対策行動計画の策定
平成19年 7月	DV防止法第2次改正（20/1/11施行）
平成21年12月	人身取引対策行動計画2009の決定（犯罪対策閣僚会議）
平成25年 6月	DV防止法第3次改正（26/1/3施行）
	ストーカー規制法改正（25/10/3施行）
平成26年12月	人身取引対策行動計画2014の策定
平成28年12月	ストーカー規制法改正（29/6/14施行）
平成29年 5月	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策を策定（関係府省対策会議決定）
6月	刑法の一部改正（29/7/13施行）
令和 4年 5月	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の制定
令和 4年 7月	AV出演被害防止・救済法の制定
令和 5年 3月	関係政省令、設備運営基準（女性自立支援施設）、国の基本方針等の策定
令和 5年 5月	DV防止法第4次改正（6/4/1施行）
令和 6年 3月	女性支援事業の実施について（社会・援護局長通知）
	女性相談支援センターガイドライン・設置要綱、女性相談支援員相談・支援指針、女性自立支援施設運営指針の策定
令和 6年 4月	女性支援新法の施行

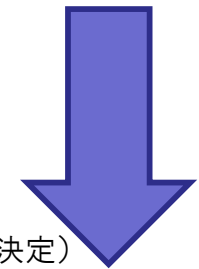
戦後の公娼制度の廃止
→「闇の女」の「更生保護」



支援対象に「一般ケース（売春を行
う者以外）」を追加



対象者が拡大・多様化
→売春防止法での対応に限界



様々な困難な問題を抱える女性
への「支援」を目的とした法律へ

女性支援事業における基本的な支援の流れ

「女性相談支援センターガイドライン」（令和6年3月）を基に作成

I. 相談

1. 多様な相談ルート及び多様な相談者

- 本人からの電話相談
- 市区や福祉事務所の女性相談支援員
- 配偶者暴力相談支援センター
- 警察
- 民間団体等

2. 来所相談

一時保護を含めた女性相談支援センターでの支援が必要な場合は、女性相談支援センターの役割や機能を説明のうえ、来所での面接を行う。

II. 面接・アセスメント

面接は支援対象者の立場に寄り添いながら、課題や背景を整理しつつ、ニーズを明らかにし、今後の支援方針に向けて的確なアセスメントを行う。

<支援調整会議>

困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うための会議体であり、①地域の支援関係者の参加により、連携を深め、②困難な問題を抱える女性への支援に関する地域全体の状況や課題、今後のあり方を検討するとともに、③個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行う。

III. 入所決定会議

入所決定会議においては一時保護、一時保護の外部委託、他の関係機関に繋ぐ等、支援対象者の今後の支援に関する方針を検討する。その際、面接での情報や支援調整会議での議論の内容、関係者の見解等も踏まえつつ、支援対象者の意思を尊重しながら検討する。

IV. 一時保護

- 一時保護中の支援においては安心安全な生活環境の提供を行いながら、支援対象者の心身の状態に留意しつつ支援を行う。
- 入所に際して、入所中のルールや携帯電話の使用について等、支援対象者が納得しやすいよう説明し、理解を得るようにする。
- 支援対象者は著しく心の健康を損ねている場合が多いことから、心身の健康状態の把握を行い、支援対象者の了解のもと心理的支援を実施する。
- 一時保護中は関係機関と連携を図りながら、支援対象者の意向を確認しつつ、ソーシャルワークの視点で今後の方向を検討する。

V. 施設入所等

一時保護終了後、自力で生活することが困難な支援対象者については、本人の意思を尊重して施設への入所を検討する。施設入所については以下の施設が考えられる。

- 女性自立支援施設（女性自立支援施設に関しては一時保護を経なくとも入所が可能である）
- 母子生活支援施設
- その他の公的施設
- 民間シェルター

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法) (令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則 (主な規定)

第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分 (主な罰則)

第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分 (主な規定)

第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生 (主な規定)

第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を目的とする売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

*「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ②支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談
所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法
支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

＊支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援

（※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。）

○女性相談支援員【第11条】（←「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

＊必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」関係政省令のポイント

女性相談支援センターに関する政令（令和5年 政令第85号）

■ 女性相談支援センターの所長の要件

- ・ 所長は、所長の職務を行うに必要な専門的な知識経験及び女性の人権に関する識見を有する者のうちから任用しなければならない

■ 女性相談支援センターの職員の要件

- ・ 相談をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有する者のうちから任用しなければならない
- ・ 医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助をつかさどる職員は、以下から任用するように努めなければならない
 - ①医師であって、精神衛生に関して学識経験を有するもの
 - ②大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者
 - ③①②に掲げる者に準ずる者

■ 女性相談支援センターの運営に関し、国が負担する費用の範囲等

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（省令）（令和5年 厚生労働省令第37号）

■ 女性相談支援センターにおいて一時保護ができる場合の要件

- ①緊急に保護することが必要と認められる場合（法律）
- ②配偶者や親族等からの暴力から保護することが必要な場合
- ③ストーカー被害からの保護が必要な場合
- ④人身取引等からの保護が必要な場合
- ⑤住居がない又は何等かの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがある場合
- ⑥心身の健康の確保のために保護が必要な場合
- ⑦その他、保護しなければ生命または心身の安全が確保されないおそれがある場合

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（省令）（令和5年 厚生労働省令第36号）

■ 女性自立支援施設の設備・運営に関し、以下のような基準を定めるもの

- ・ 非常災害計画、BCP等の策定の義務付け
- ・ 職員配置基準（施設長、自立支援職員、栄養士又は調理師、看護師又は心理療法担当職員等）
- ・ 設備基準、居室面積基準（一人当たり9.9㎡以上〔←現行4.95㎡〕）、居室定員（原則個室〔←現行4人以内〕）、食事、保健衛生等
- ・ 帳簿管理、職員の秘密保持義務等

※居室面積・定員に係る改正については、基準変更時の一般的経過措置（施行前に存する施設は改築まで従前の基準によることができる）を設ける

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要

(令和5年厚生労働省告示第111号)

0. 基本方針のねらい等

- 旧売春防止法に基づく婦人保護事業から新法に基づく女性支援事業への転換

1. 困難な問題を抱える女性への支援の現状

- 心理的、医療的側面からの支援が重要
- 支援を必要とする者に確実に支援が届く体制をつくることが重要
- 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体の協働が必要

2. 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

施策の対象者

- 「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）」

基本理念

- 「繋ぐ支援」「繋がり続ける支援」
- 包括的かつ切れ目なく、どこでも必要十分な支援を受けられる体制の整備
- 女性の人権擁護、男女の平等実現

国、都道府県、市町村の役割分担と連携

- 国及び地方自治体の責務、適切な役割分担と連携が必要

支援の基本的な考え方

- 個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含む「自立」を支援
- 「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要

支援に関わる関係機関等

- 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体、その他機関とそれぞれの役割

支援の内容

- アウトリーチによる早期把握、居場所の提供、相談支援、一時保護
- 被害回復支援、日常生活の回復支援、同伴児童への支援、自立支援、アフターケア

支援の体制

- 中心となる3機関間の連携、民間団体の連携、関係機関との連携
- DV防止法に基づく施策との関係

支援調整会議

- 設置は地方公共団体の努力義務
- 代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等、段階を分けて実施

教育・啓発

- 相談窓口等の周知、意識醸成、施策への一般理解等

人材育成

- 国による研修のカリキュラムの構築や、ポータルサイトの構築、職員の適切な処遇の確保、研修に参加しやすい職場環境の整備等

調査研究等の推進

- 困難な問題を抱える女性への支援の状況等に関する実態調査の定期的実施
- 支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資するための調査研究

3. 都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

- 基本計画の期間（原則5年）
- 他の計画との関係（関連の深い計画との一体的策定）
- 基本計画策定前の手続（課題把握、基本目標の明確化等）
- 計画に関する評価と公表

■ **女性活躍・男女共同参画の重点方針2026** （いわゆる「女性版骨太の方針」） <抄>
（令和8年6月25日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）

IV 安全・安心が確保される社会の実現等

（4）困難な問題を抱える女性への支援

様々な困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図るとともに、同法の施行3年後見直し規定に基づき、法律の施行状況について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。【厚生労働省】

■ **経済財政運営と改革の基本方針2025** （いわゆる「骨太の方針」） <抄>
（令和7年6月13日 閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

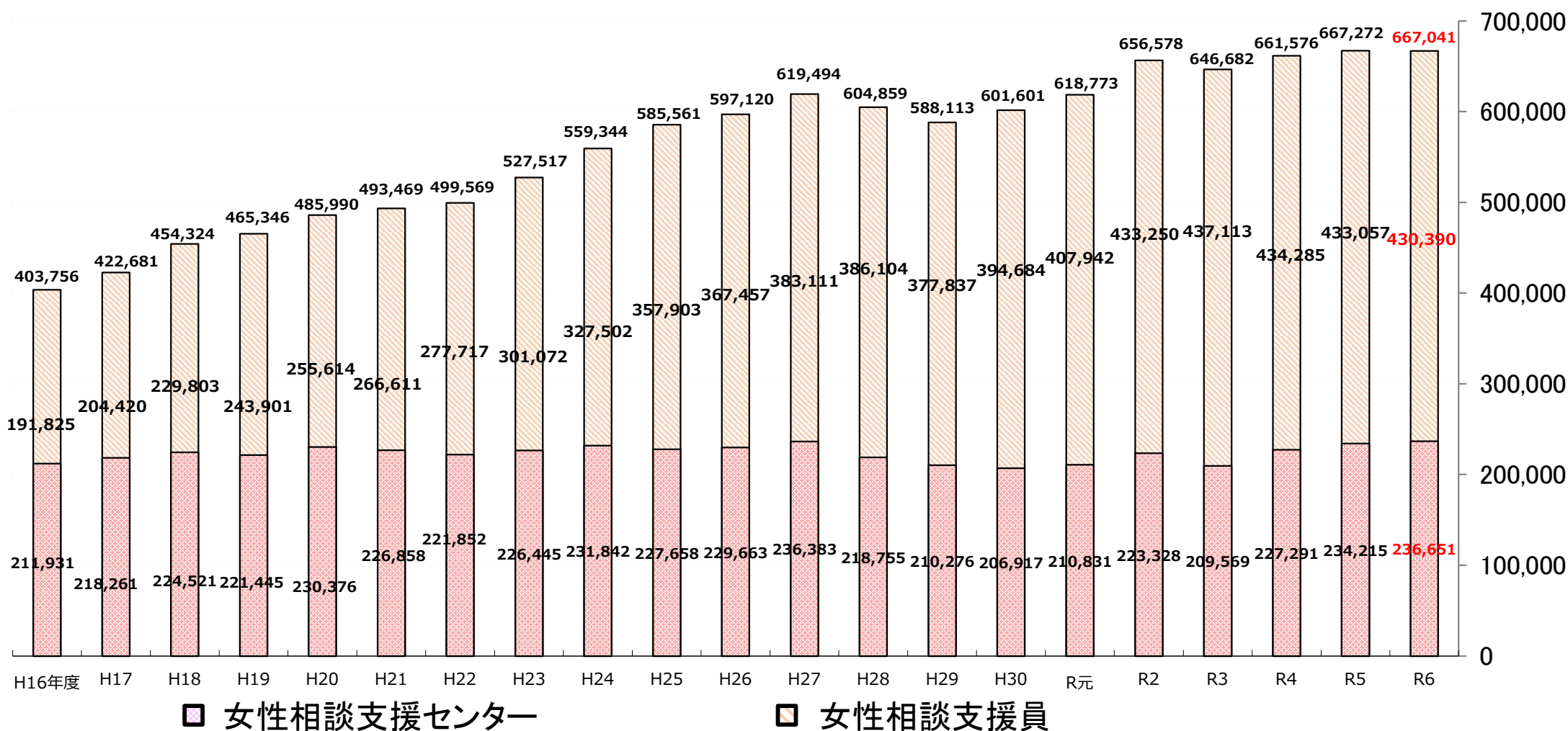
7. 「誰一人取り残されない社会」の実現

（女性・高齢者の活躍）

男女共同参画の視点に立った防災・復興、W P S、多様な被害者への相談支援の充実等の性犯罪・性暴力対策やD V・ストーカー対策、官民協働の支援体制の構築等の若年女性を含む困難な問題を抱える女性の支援に取り組む。

女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談状況（延べ件数）

○ 相談延べ件数は増加傾向にあり、令和6年度も前年度（過去最高）と同様の高い水準で推移している。



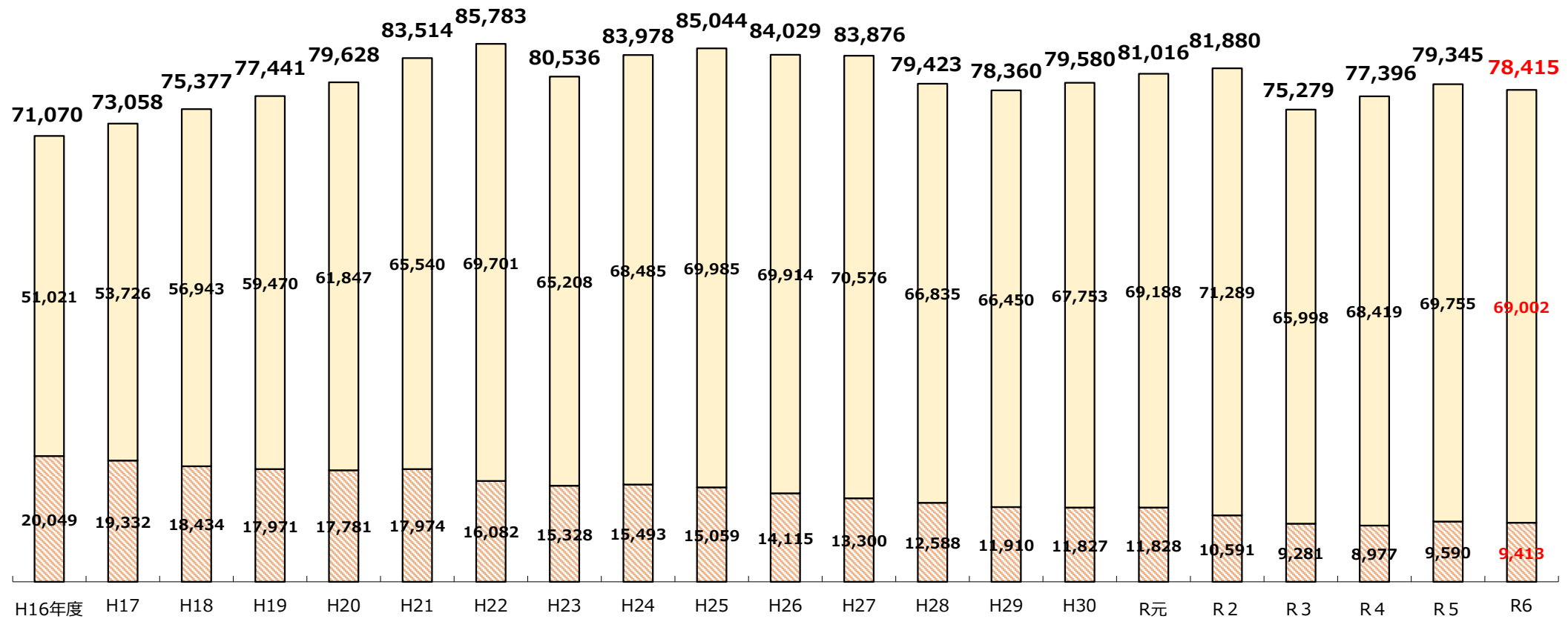
※女性相談支援センターに配置された女性相談支援員を除く

（厚生労働省女性支援室調べ）

女性相談支援センター及び女性相談支援員への 来所相談人数の推移

○ より身近な存在である市町村の女性相談支援員への来所相談が多い。

(実人数)



■ 女性相談支援センター

■ 女性相談支援員

※女性相談支援センターに配置された女性相談支援員を除く

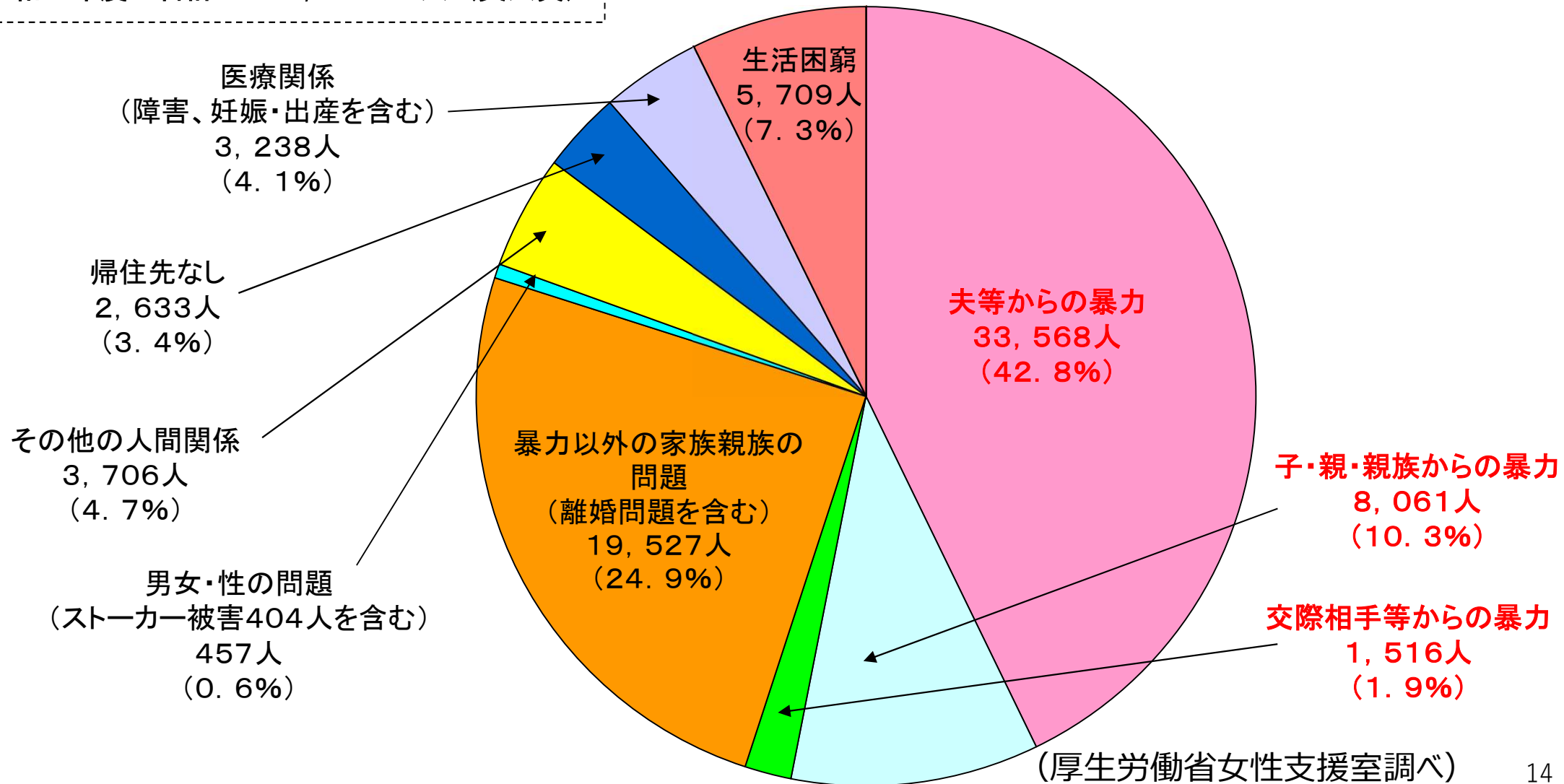
(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談の内容

○ 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の42.8%となっている。

○ 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の55%を暴力被害の相談が占めている。

令和6年度 合計：78,415人（実人員）

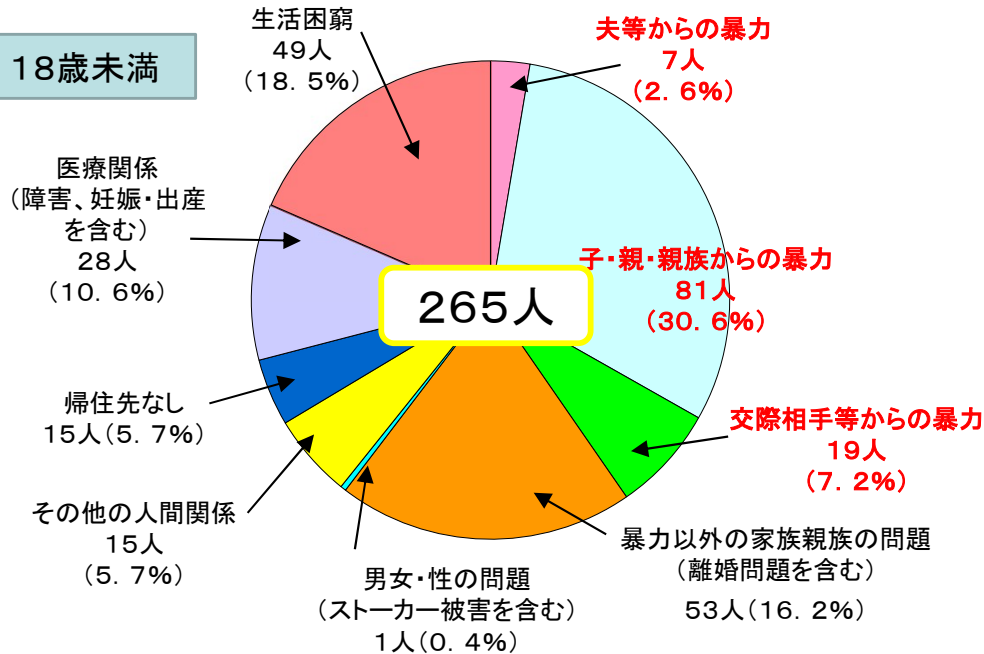


女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談の内容（年齢別）

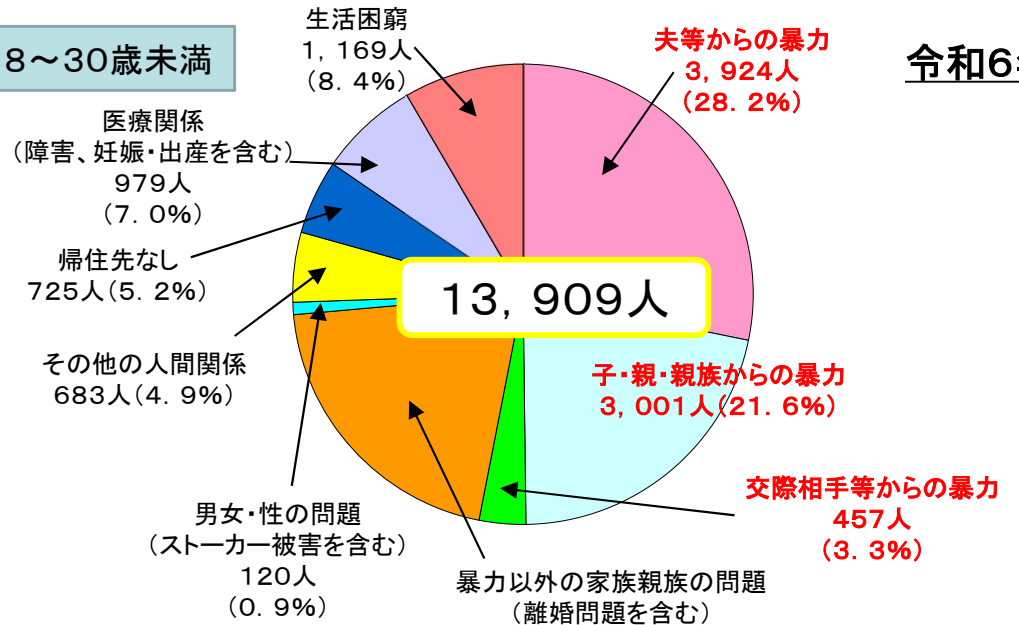
- 30歳未満の区分は、子・親・親族からの暴力、帰宅先なしの占める割合が高い。
- 30歳以上の区分は、夫等からの暴力、暴力以外の家族親族の問題の占める割合が高い。

令和6年度

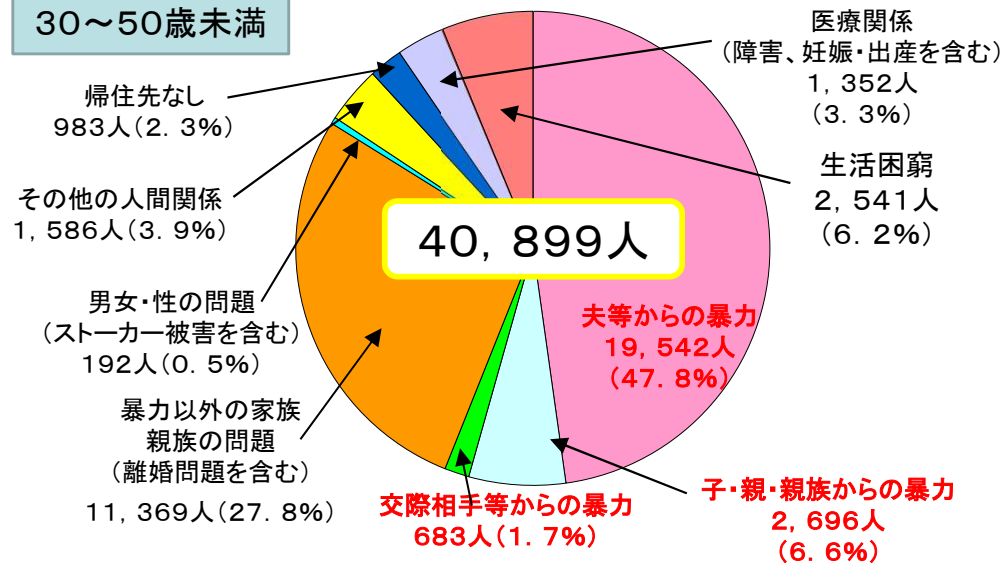
18歳未満



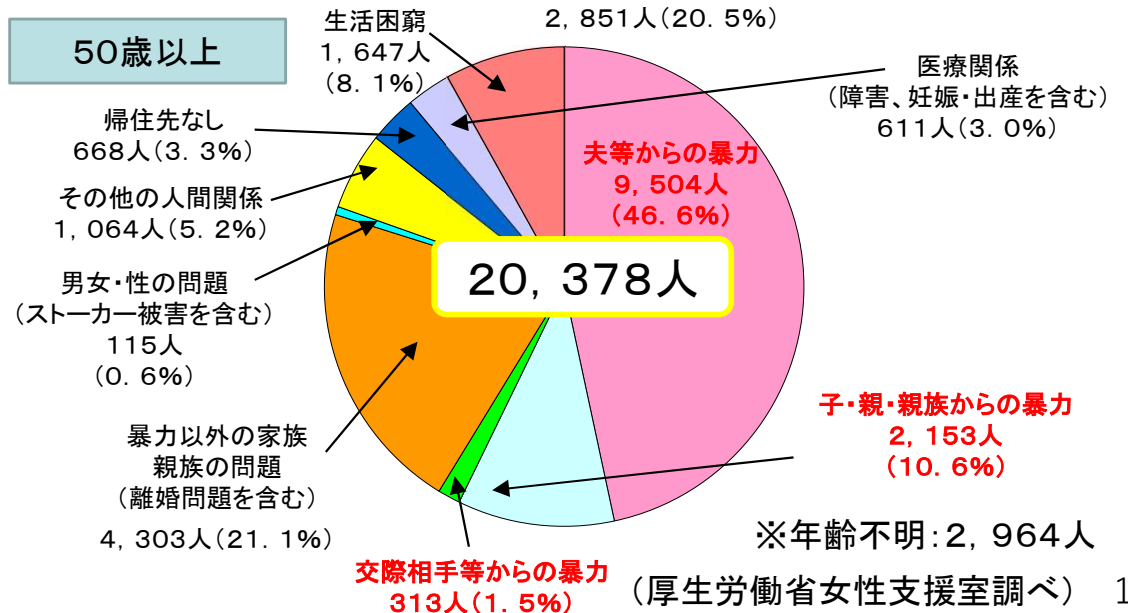
18～30歳未満



30～50歳未満



50歳以上

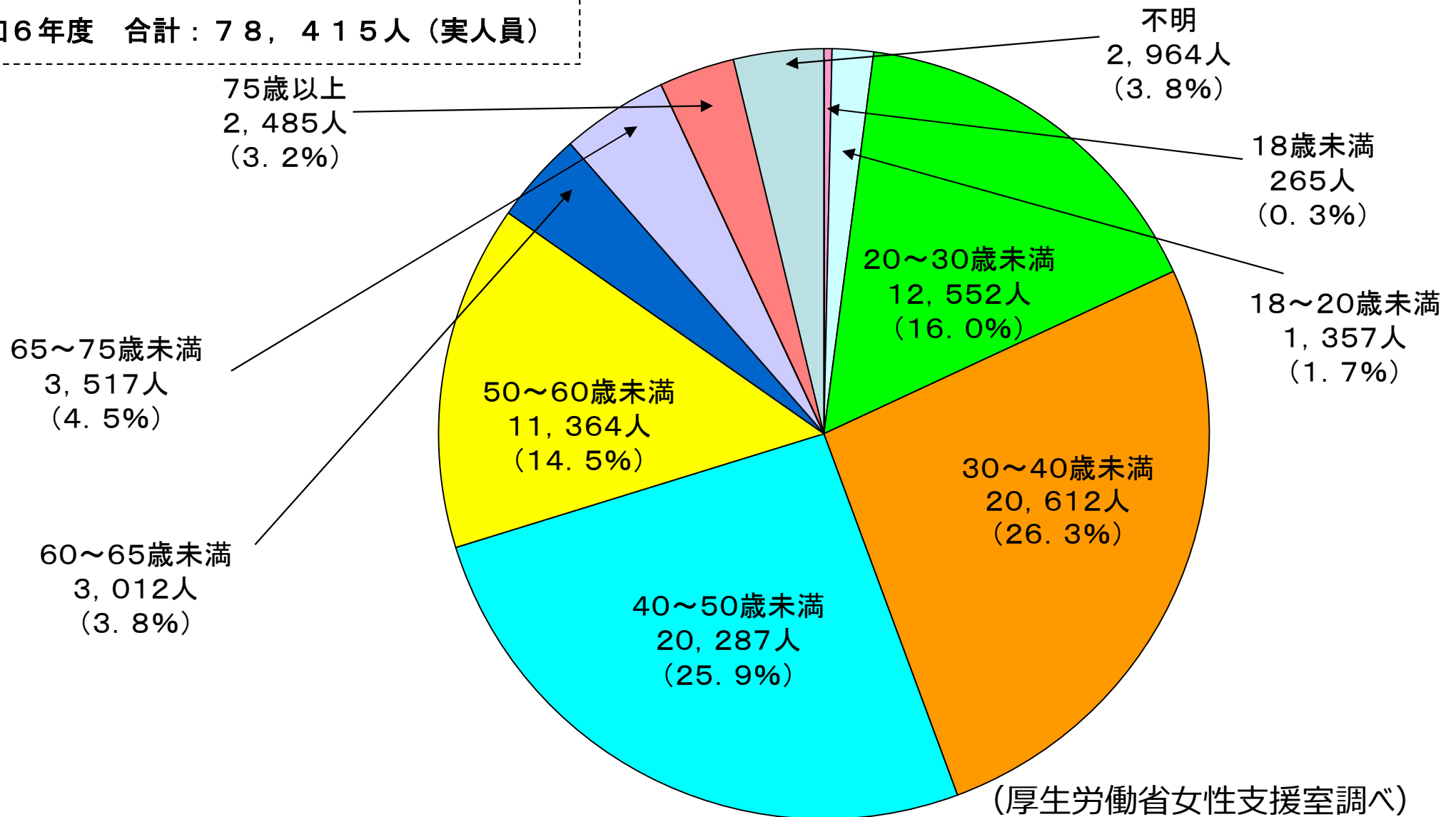


※年齢不明: 2,964人

女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談人数（年齢別）

○「30～40歳未満」「40～50歳未満」の2つを合わせると全体の52.2%を占める。

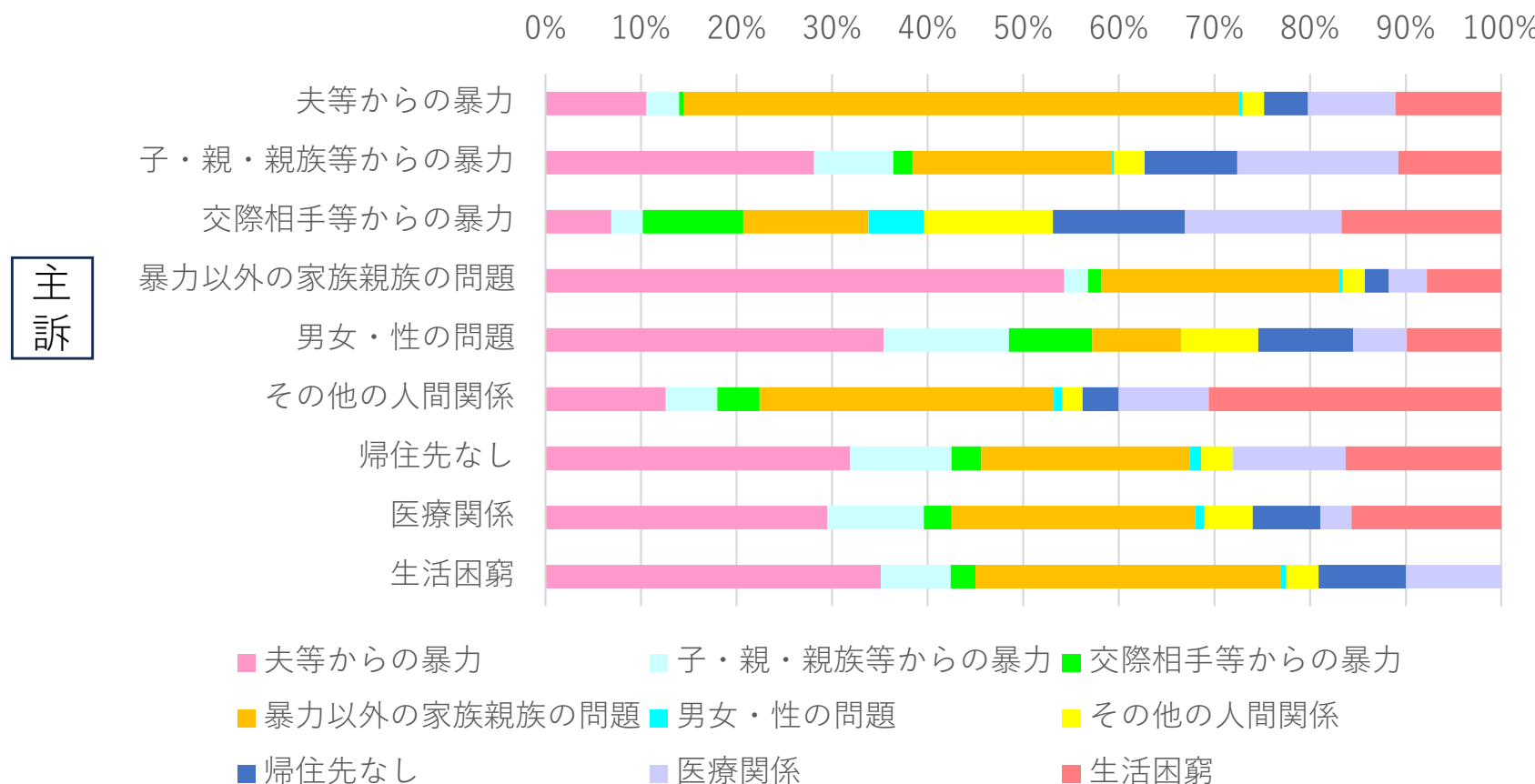
令和6年度 合計：78,415人（実人員）



複合的な訴えの状況

- 主訴以外にも、複合的にさまざまな問題を抱えている場合がある。
- 複合的な訴えとしても、「夫等からの暴力」や「暴力以外の家族・親族の問題」を抱えている割合が全体的に高い。
- 「交際相手等からの暴力」が主訴の相談では、他と比較して「帰宅先なし」を複合的な訴えとして抱えている割合が高い。

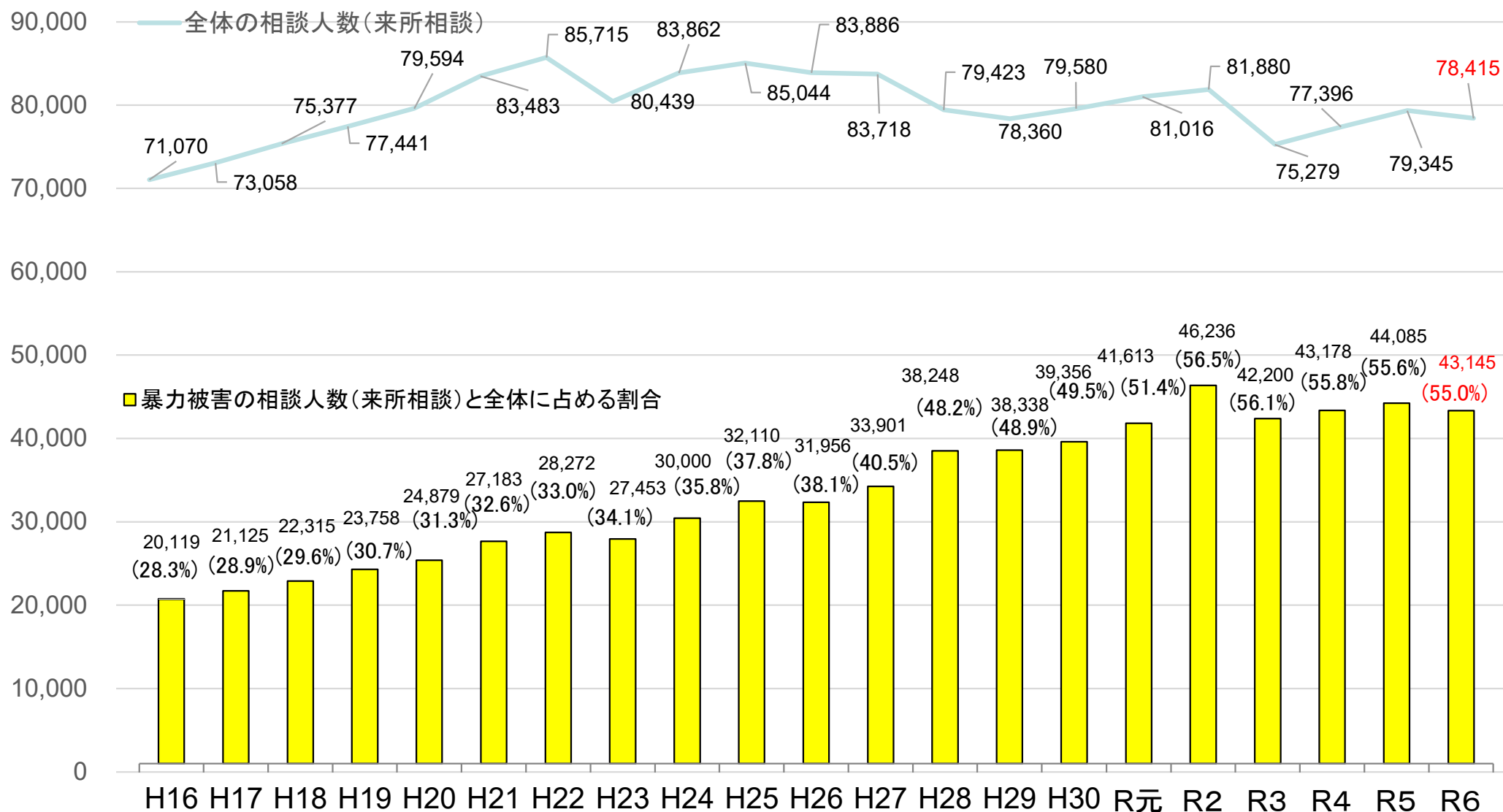
主訴ごとの複合的な訴えの状況



※主訴以外に把握した、現在抱えている副訴(複数回答可)の合計数(延べ)に占める各項目数の割合を示したものであり、各副訴を抱える者の割合を人数ベースで示したものではありません。
 ※調査を開始した令和6年度は、47都道府県中、副訴の状況について回答のあった29自治体分の集計結果。
 ※主訴と副訴が同じ区分に属する場合についても、主訴と内容が異なるものについては集計対象としている。
 (例)主訴が「夫等からの暴力」で、副訴として「夫からの性暴力」を抱えている場合 等

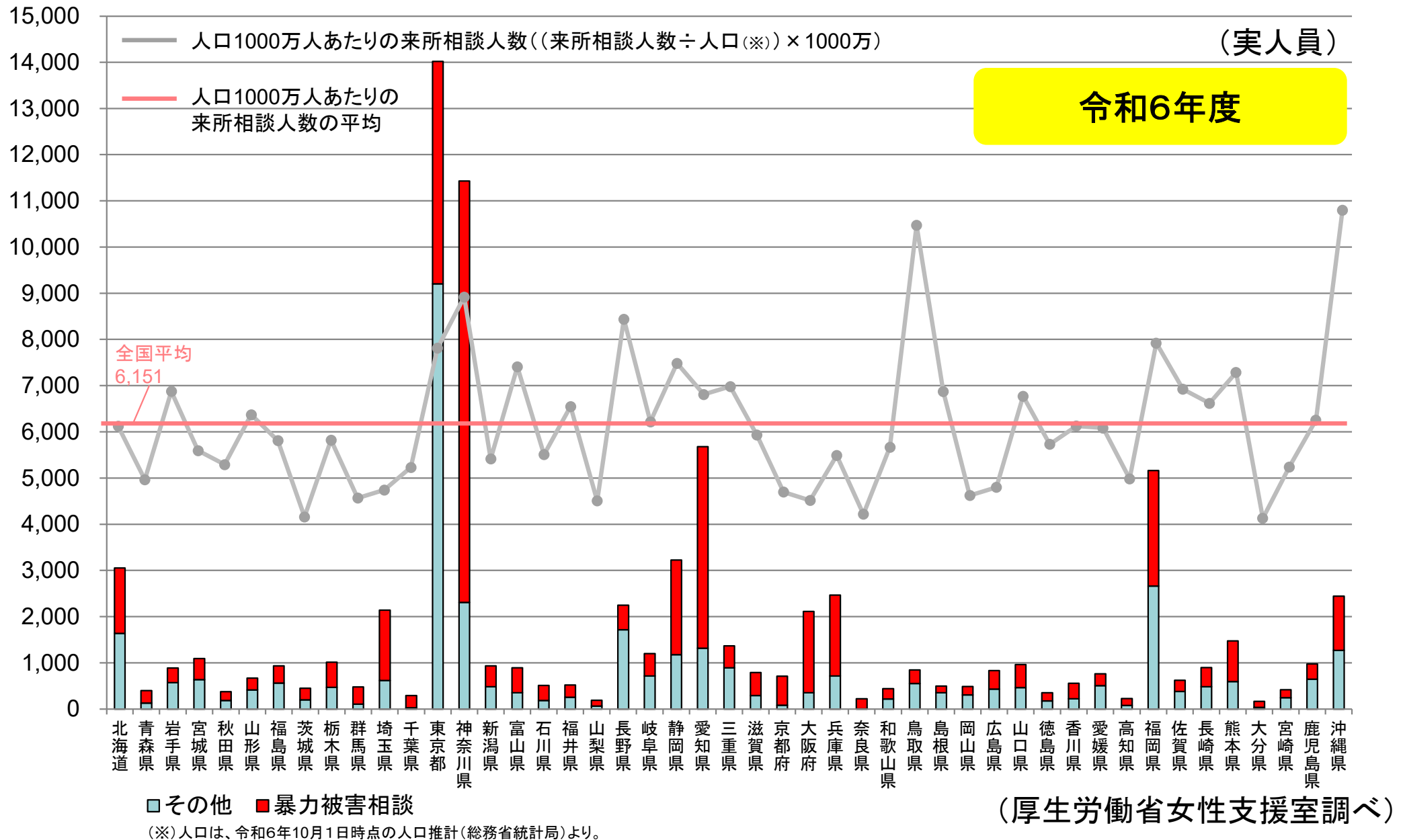
(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センター及び女性相談支援員が受け付けた相談人数及び暴力に関する相談人数及び相談全体に占める割合の推移



女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談人数（都道府県別）

○人口に対する来所相談件数比には自治体によって大きな差がある。



2. 女性相談支援センターについて

女性相談支援センターの概要

根拠法

- ・ 女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条に基づき、都道府県が設置するものとされている。（指定都市についても任意で設置が可能。）
- ・ また、女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の一時保護を行う一時保護所を設置している。
- ・ なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条に基づく、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有している。

支援内容

- ① 支援対象者の立場に立って相談に応じること及び女性相談支援員又は相談を行う機関を紹介すること
- ② 支援対象者及び同伴する家族の安全確保並びに一時保護を行うこと
- ③ 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を行うこと
- ④ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行うこと
- ⑤ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと

実績

○ 設置か所数：50か所（※）

※ 各都道府県1か所（滋賀県は2か所、徳島県は3か所）

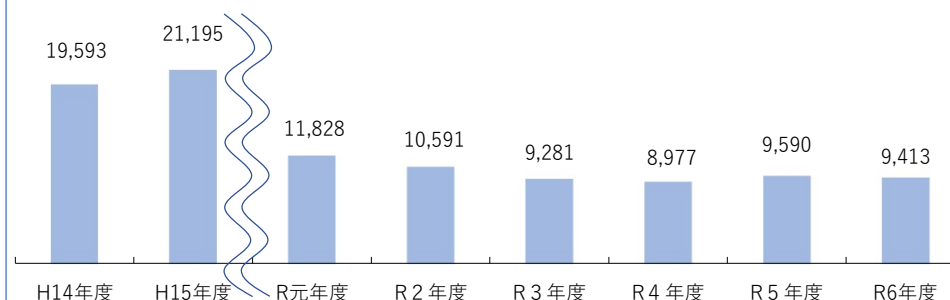
※ 24時間の相談対応を行っているセンターは2か所（千葉県、大阪府）

○ 来所相談実績：9,413人（令和6年度における実人数）（※）

※ 68.6%（6,462人）が「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力被害によるもの。

※ 来所相談のうち「18歳未満」が0.4%（39人）、「18～30歳未満」が23.1%（2,178人）、「30～50歳未満」が48.9%（4,605人）、「50歳以上」が26.0%（2,451人）となっている。

女性相談支援センターの来所相談人数の推移



女性相談支援センターの都道府県別設置状況（令和7年4月1日）

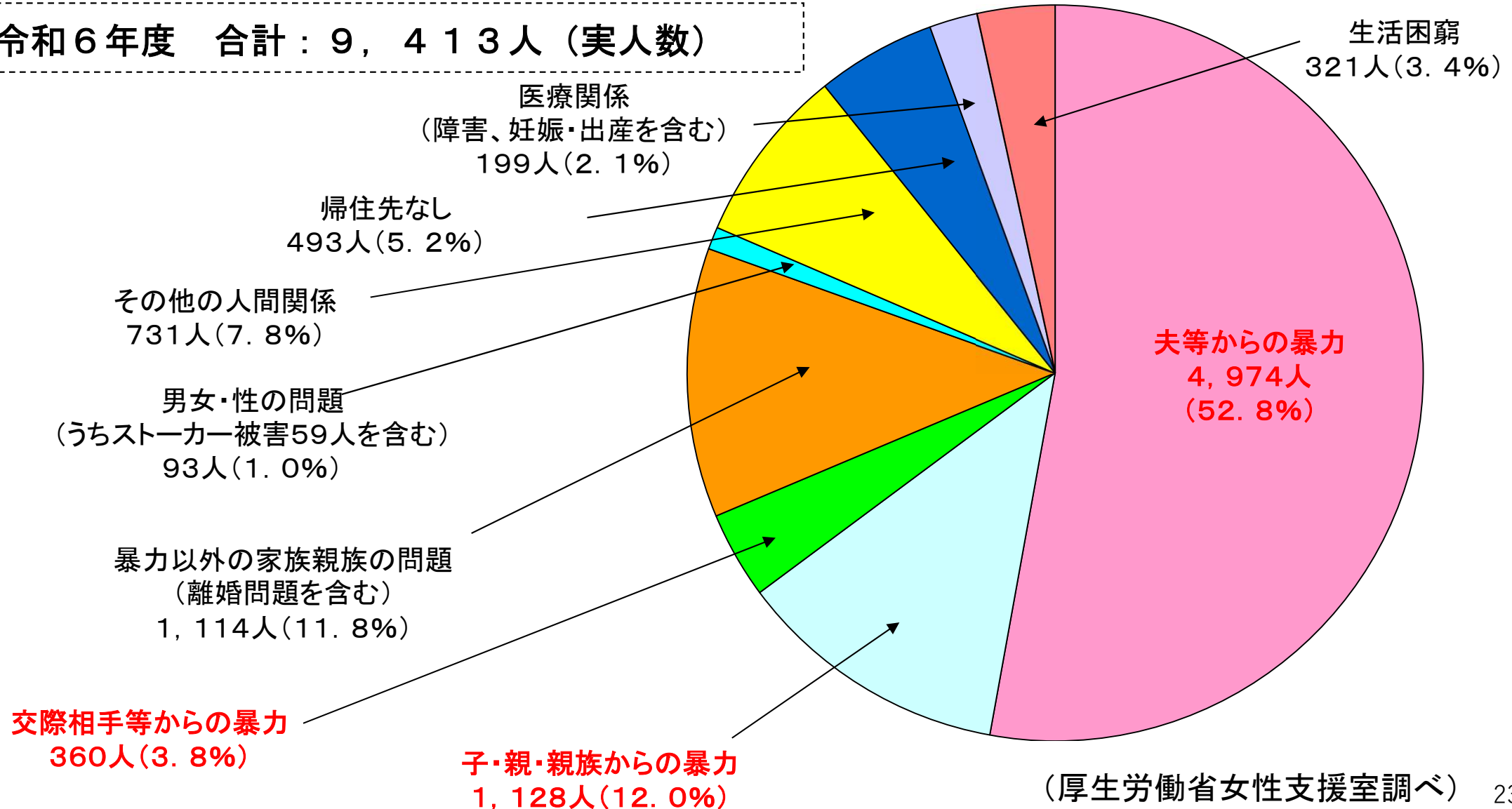
自治体名	名 称	土日祝日の 相談対応	24時間の 相談対応
1 北海道	北海道立女性相談支援センター	○	
2 青森県	青森県女性相談支援センター	○	
3 岩手県	岩手県福祉総合相談センター	○	
4 宮城県	女性相談支援センター		
5 秋田県	秋田県子ども・女性・障害者相談センター	○	
6 山形県	山形県女性相談支援センター	○	
7 福島県	福島県女性のための相談支援センター	○	
8 茨城県	茨城県女性相談センター	○	
9 栃木県	とちぎ男女共同参画センター	○	
10 群馬県	群馬県女性相談支援センター	○	
11 埼玉県	埼玉県男女共同参画推進センター	○	
12 千葉県	千葉県女性サポートセンター	○	○
13 東京都	東京都女性相談支援センター (東京都女性相談センター 多摩支所)	○	
14 神奈川県	神奈川県立女性相談支援センター		
15 新潟県	新潟県女性相談支援センター		
16 富山県	富山県女性相談支援センター	○	
17 石川県	石川県女性相談支援センター	○	
18 福井県	福井県児童・女性相談所	○	
19 山梨県	山梨県女性相談支援センター		
20 長野県	長野県女性相談支援センター		
21 岐阜県	岐阜県女性相談支援センター	○	
22 静岡県	静岡県女性相談支援センター	○	
23 愛知県	愛知県女性相談支援センター	○	
24 三重県	三重県女性相談支援センター		
25 滋賀県	滋賀県中央子ども家庭相談センター	○	

自治体名	名 称	土日祝日の 相談対応	24時間の 相談対応
25 滋賀県	滋賀県彦根子ども家庭相談センター		
26 京都府	京都府家庭支援総合センター	○	
27 大阪府	大阪府女性相談センター	○	○
28 兵庫県	兵庫県女性家庭センター	○	
29 奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター	○	
30 和歌山県	和歌山県DV相談支援センター	○	
31 鳥取県	鳥取県福祉相談センター		
32 島根県	島根県女性相談センター (島根県女性相談センター西部分室)	○	
33 岡山県	岡山県福祉相談センター子ども家庭相談部女性相談支援課(女性相談支援センター)	○	
34 広島県	西部こども家庭センター 女性支援課	○	
35 山口県	山口県男女共同参画相談センター	○	
36 徳島県	徳島県中央こども女性相談センター 徳島県南部こども女性相談センター 徳島県西部こども女性相談センター		
37 香川県	香川県子ども女性相談センター	○	
38 愛媛県	愛媛県福祉総合支援センター	○	
39 高知県	高知県女性相談支援センター	○	
40 福岡県	福岡県女性相談支援センター	○	
41 佐賀県	佐賀県女性相談支援センター		
42 長崎県	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター		
43 熊本県	熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所)	○	
44 大分県	大分県女性相談支援センター	○	
45 宮崎県	宮崎県女性相談支援センター	○	
46 鹿児島県	鹿児島県女性相談支援センター	○	
47 沖縄県	沖縄県女性相談支援センター	○	
合計	全国50か所	37か所	2か所

女性相談支援センターが受付けた来所相談の内容

○ 女性相談支援員が受付けた来所相談を含んだもの(14頁)と比較すると、暴力被害によるものが多くの割合(68.6%)を占めている。

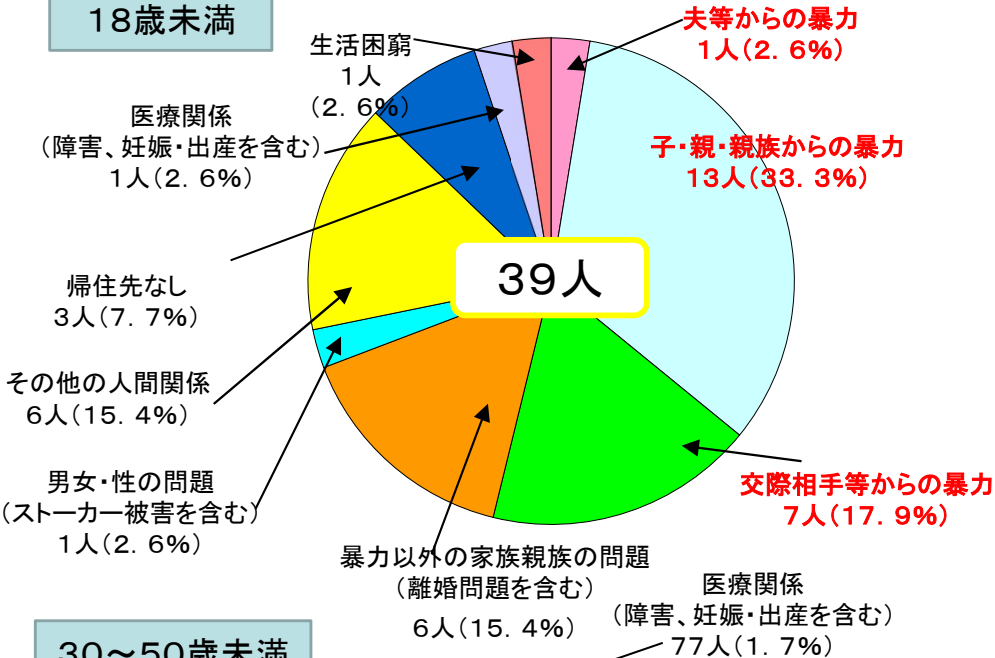
令和6年度 合計：9,413人(実人数)



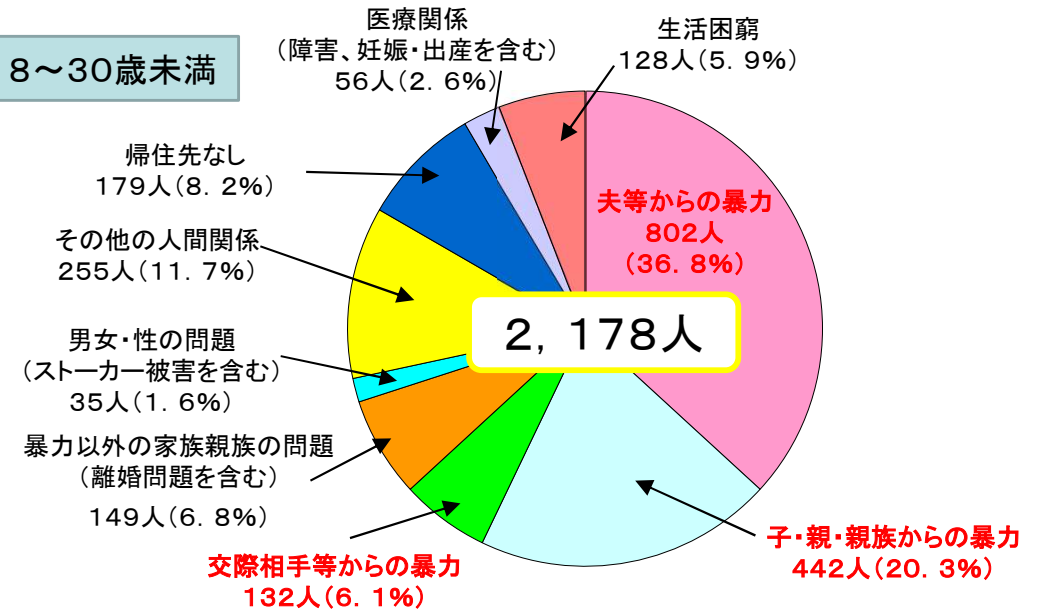
女性相談支援センターが受付けた来所相談の内容（年齢別）

- 30歳未満の区分は、夫等からの暴力、子・親・親族からの暴力の占める割合が高い。
- 30歳以上の区分は、夫等からの暴力、暴力以外の家族親族の問題の占める割合が高い。

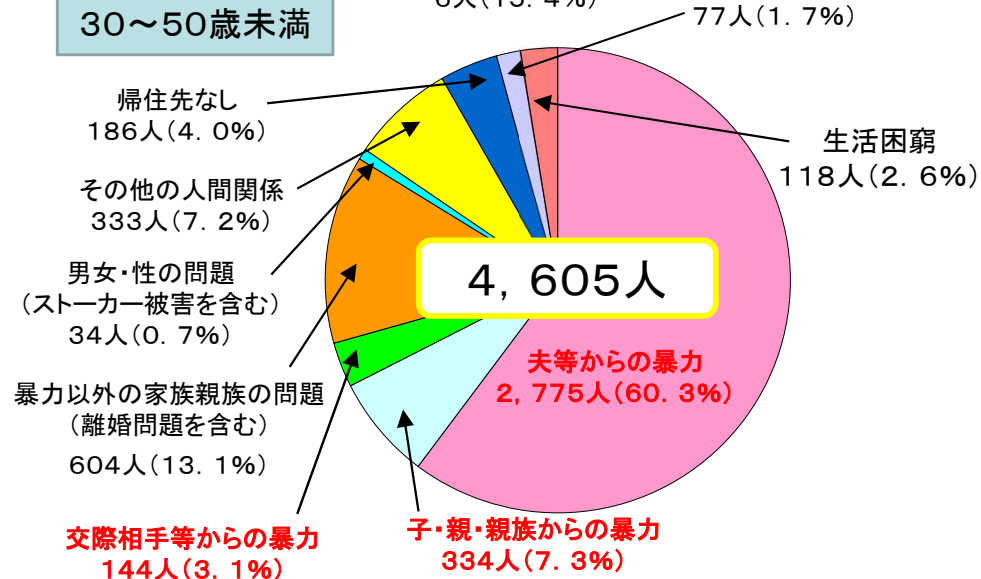
18歳未満



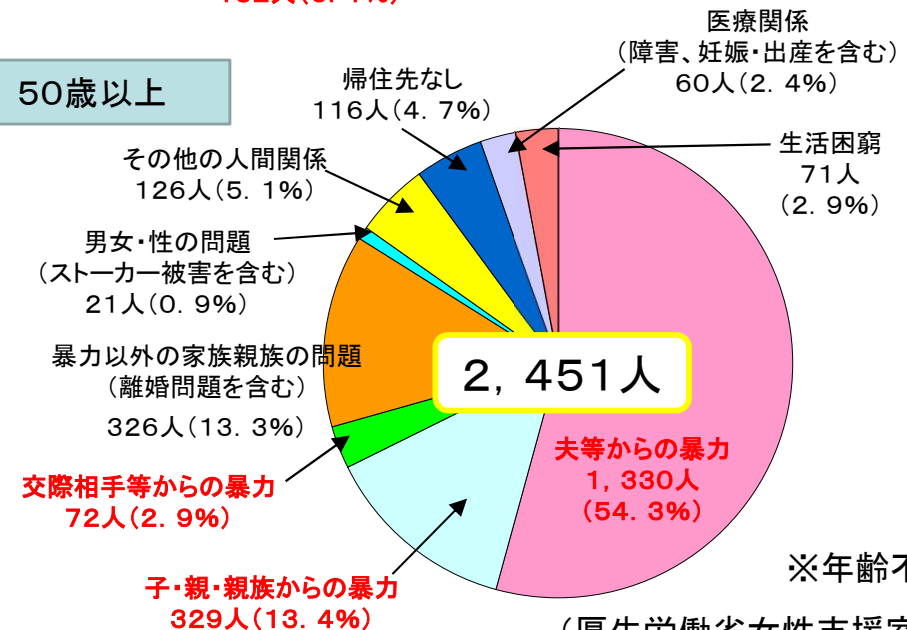
18～30歳未満



30～50歳未満



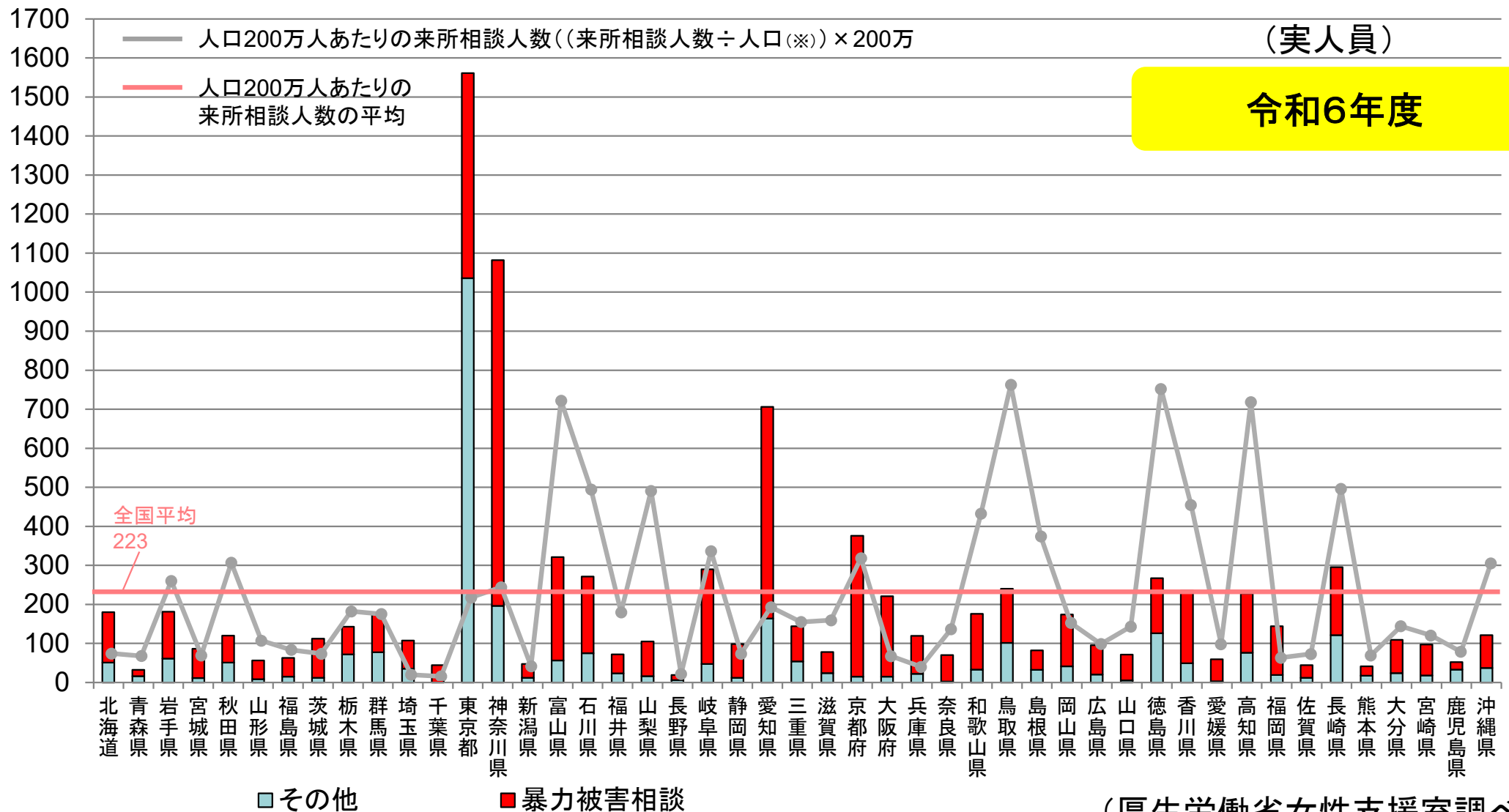
50歳以上



※年齢不明: 140人

女性相談支援センターにおける 来所相談人数(都道府県別)

- 人口に対する来所相談件数には自治体によって大きな差がある。
- 女性相談支援センターにおける来所相談では、来所相談全体と比べて暴力被害に関する相談が多い傾向がある。



(※)人口は、令和6年10月1日時点の人口推計(総務省統計局)より。

(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センターにおける一時保護

昭和32年4月

売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。
(平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。)

平成14年4月～

DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。
また、民間シェルター等への一時保護委託が可能となった。

平成16年12月～

人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。
(平成17年度より一時保護委託を実施)

平成23年3月～

第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、恋人からの暴力の被害者を一時保護の委託対象に加えた。

平成23年7月～

母子生活支援施設において、妊娠段階から出産後まで一貫して母子の支援を行うことが可能となるよう、
支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦を一時保護の委託対象に加えた。

平成28年4月～

「ストーカー総合対策」(平成27年3月)や第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日)を踏まえ、
ストーカー行為や性暴力・性犯罪の被害女性を一時保護の委託対象に加えた。

令和元年7月～

「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」(令和元年6月21日)を踏まえ、定員を超える場合にのみ一時保護委託が可能としている対象者についても、
保護が必要な被害女性本人の意向、状態及び状況等を踏まえた一時保護が可能となるよう、売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者、売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者及び家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者を一時保護の委託対象に加えた。

令和6年4月～

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性相談支援センターに一時保護を行う施設を設置。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則において、一時保護を行う場合を規定。

女性相談支援センターにおける一時保護

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)(令和6年4月施行)

第9条

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第37号)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号。以下「法」という。)第九条第七項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。次号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- 二 同居する者等であって、配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- 三 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合
- 四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第七号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合
- 五 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合
- 六 心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合

女性相談支援センター一時保護所の現状

根拠法

- ・ 女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条第3項第2号及び第6項に基づき、一時保護を行う施設を設け、困難な問題を抱える女性の一時保護を行うものとされている。
- ・ また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条第3項第3号及び第4項に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の一時保護も担っている。

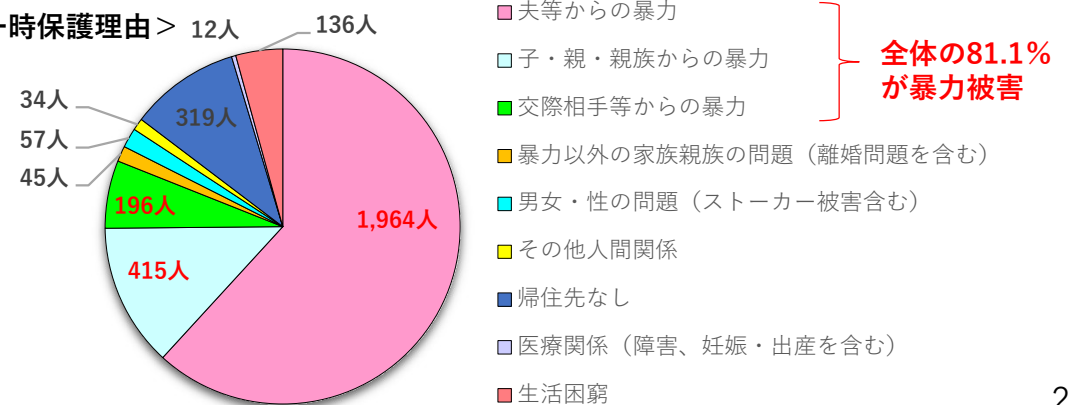
支援内容

- (1) **健康状態の把握** : 看護師、（嘱託）医師、保健師等を活用し、支援対象者及び同伴家族の健康状態の把握
- (2) **心理的支援** : 入所に至った経緯や本人の意向等を踏まえつつ、支援対象者及び同伴家族の心理的支援
- (3) **ソーシャルワーク** : 自立に必要な様々な情報提供、個々の状況に応じた支援計画の作成
- (4) **衣食住の提供** : 一時保護を行うとともに、衣食その他日常生活に必要なものの給付
- (5) **学習・保育支援** : 同伴児童に対する学習支援や保育の実施、支援対象者に対する育児に関する助言や支援
- (6) **退所に向けての支援** : 支援対象者の希望に応じた、退所後の支援等の検討・調整

実績

- 設置か所数 : 47か所（各都道府県に1か所）
- 一時保護実績（令和6年度における実人数）
 - 一時保護された女性：3,178人
 - 同伴家族：2,266人
- 平均在所期間：19.8日（令和6年度実績）
- 一時保護委託件数（令和6年度における実人数）
 - 一時保護された女性：1,054人
 - 同伴家族：933人

<一時保護理由> 12人

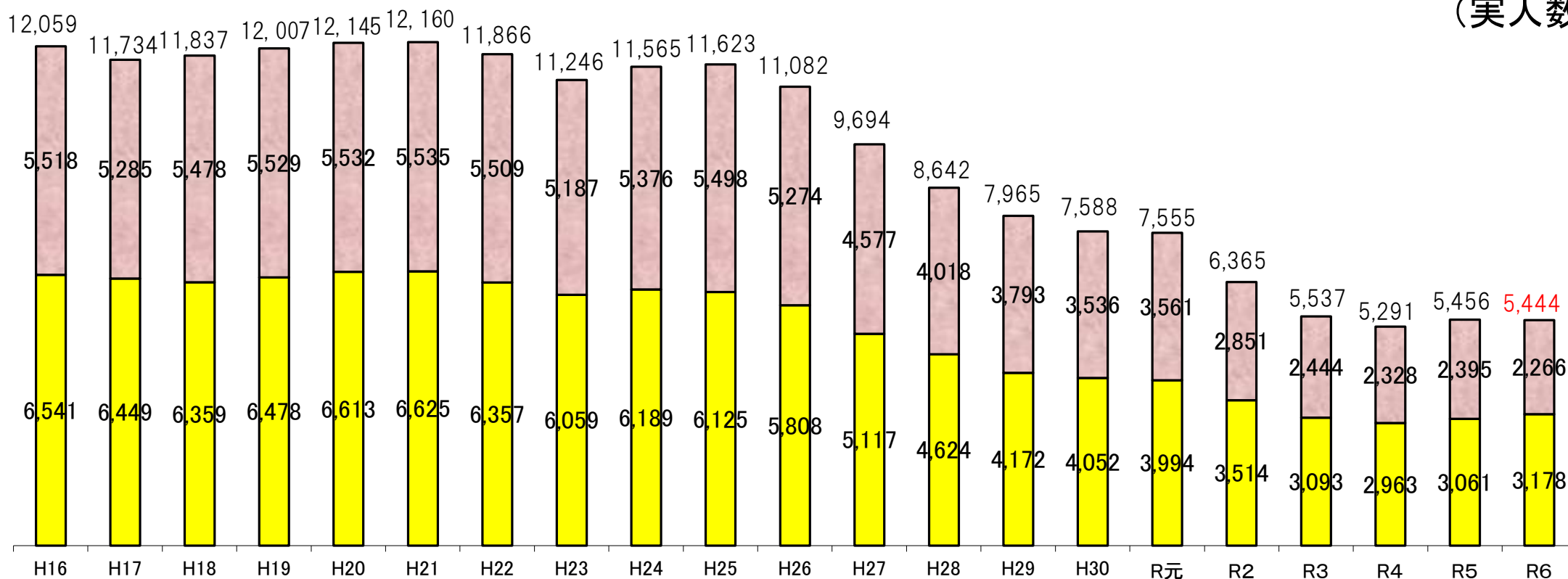


女性相談支援センターによる一時保護者数の推移

- 女性相談支援センターにより一時保護された女性は3,178人。同伴家族の数は2,266人で、合計5,444人となっている。(一時保護委託を含む。)
- 一時保護の人数は平成16年度から横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少傾向にある。

■ 一時保護された女性 ■ 同伴家族

(実人数)



女性相談支援センターにおける一時保護の理由

○ 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の61.8%を占めている。

○ 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の81.1%を暴力被害が占めている。

※ なお、女性本人3,178人のほかに、同伴家族2,266人(うち同伴児童2,114人)が一時保護されている。

※ 入所者3,178人の平均在所人数は、19.8日。

令和6年度 合計:3,178人(実人数)

(一時保護委託を含む。)

帰住先なし
319人(10.0%)

その他の人間関係
34人(0.7%)

男女・性の問題
(うちストーカー被害32人を含む)
57人(1.8%)

暴力以外の家族親族の問題
(離婚問題を含む)
45人(1.4%)

交際相手等からの暴力
196人(6.2%)

子・親・親族からの暴力
415人(13.1%)

医療関係
(障害、妊娠・出産を含む)
12人(0.4%)

生活困窮
136人(4.3%)

夫等からの暴力
1,964人
(61.8%)

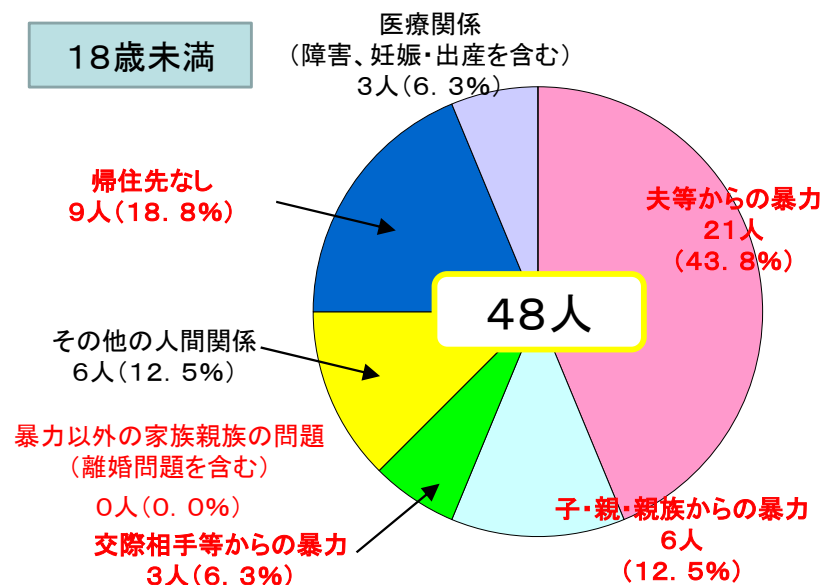
(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センターにおける一時保護の理由（年齢別）

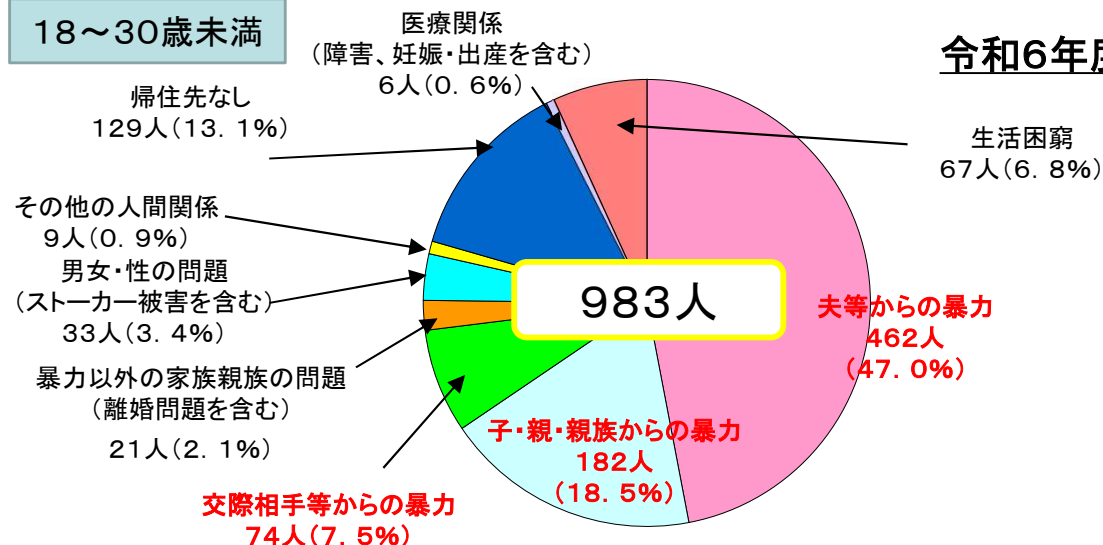
- 30歳未満の区分は、夫等からの暴力、子・親・親族からの暴力、帰宅先なしの占める割合が高い。
- 30歳以上の区分は、夫等からの暴力、子・親・親族からの暴力の占める割合が高い。

令和6年度

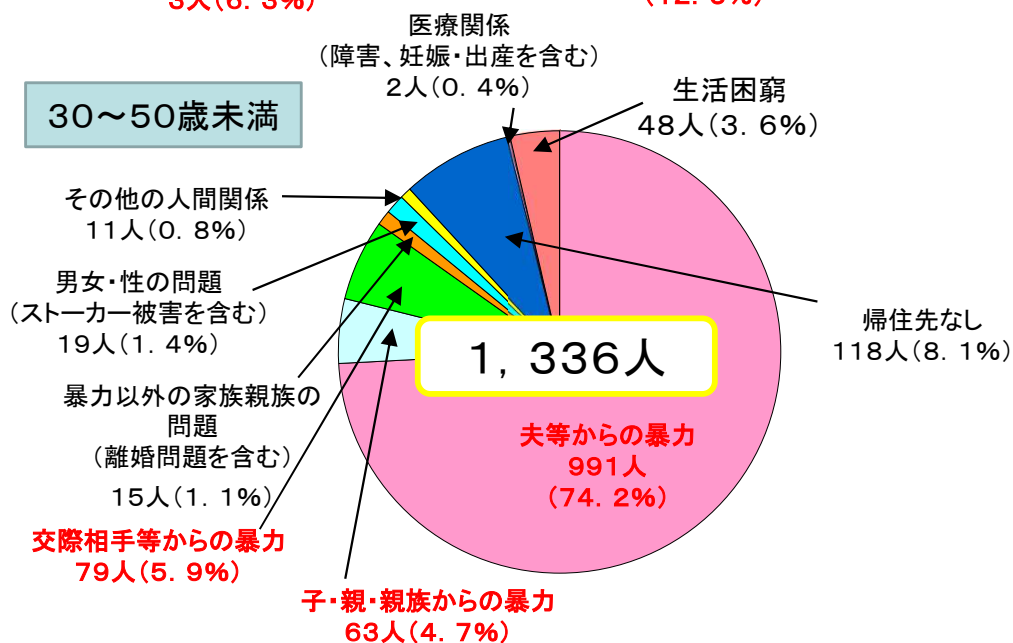
18歳未満



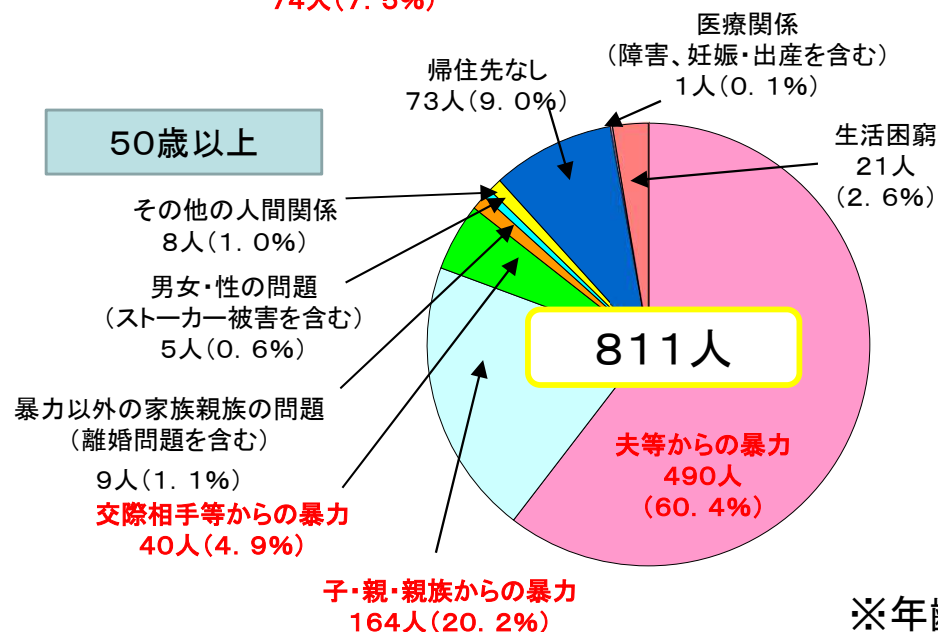
18～30歳未満



30～50歳未満

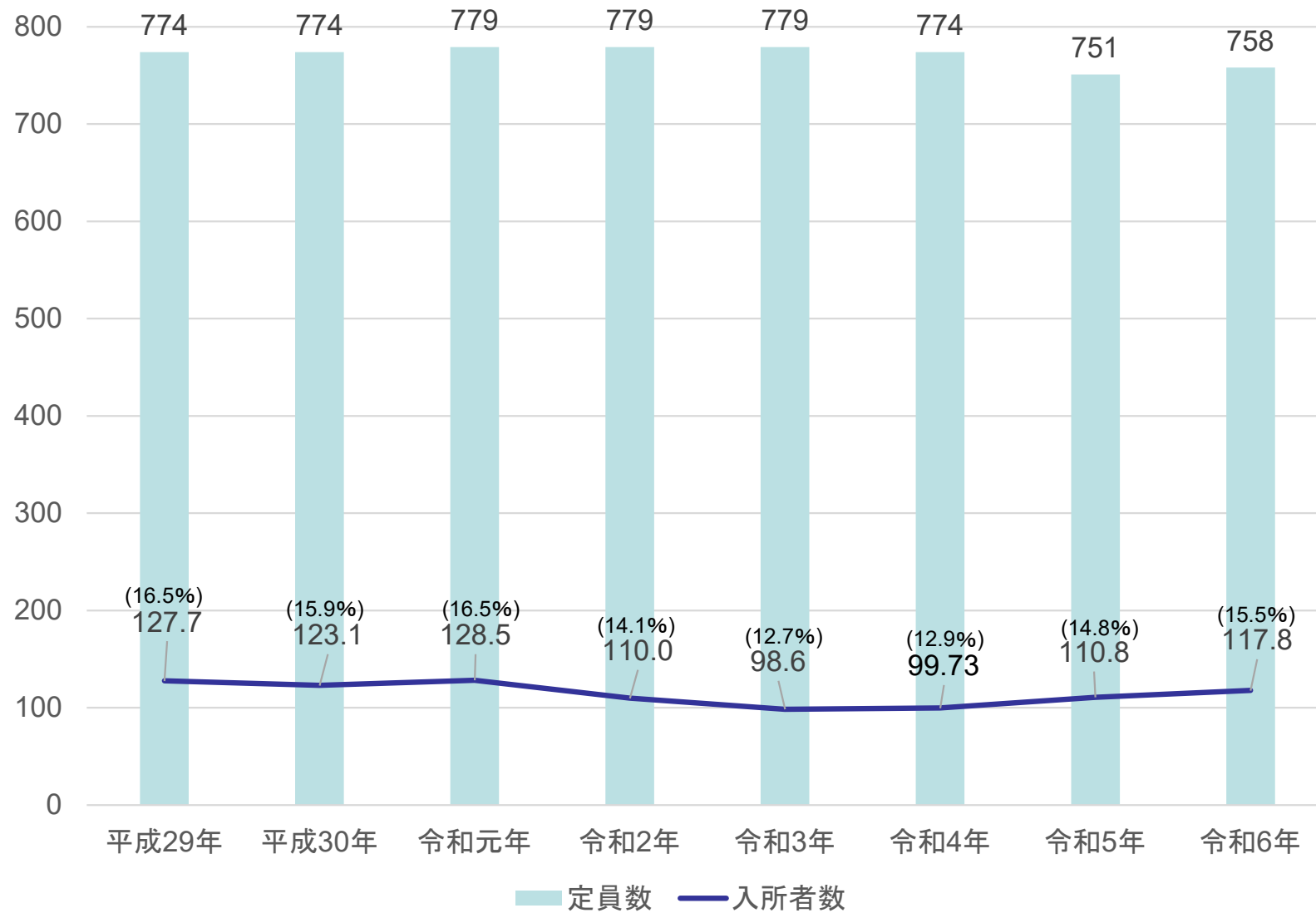


50歳以上



※年齢不明:0人

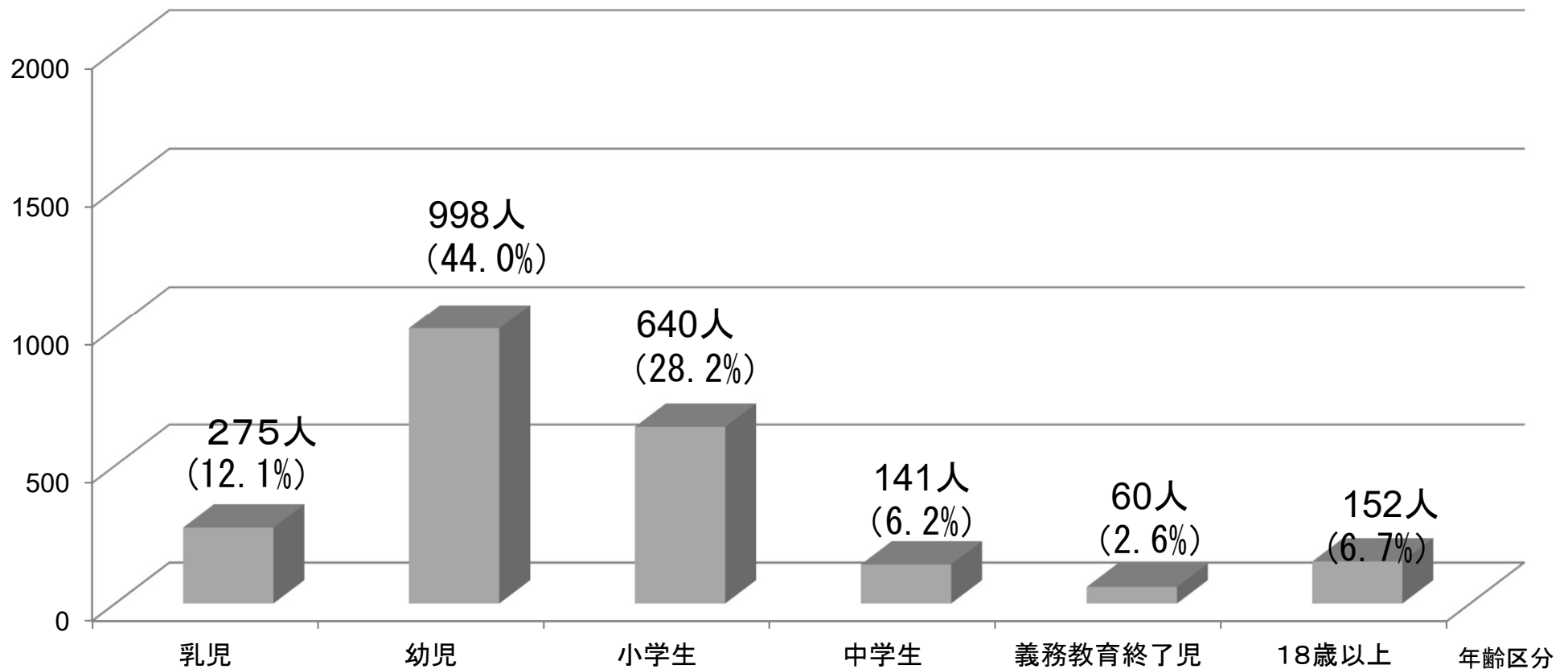
一時保護所の入所者（年間平均）数及び定員の推移



※入所者数＝年間延人数÷365
 ※一時保護委託の人数は含まない

一時保護同伴家族の状況(令和6年度)

- 56.1%が乳児・幼児。28.2%が小学生。同伴家族の93.3%が18歳未満の児童。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



合計:2,266人(実人員)

(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センターによる一時保護の在所期間

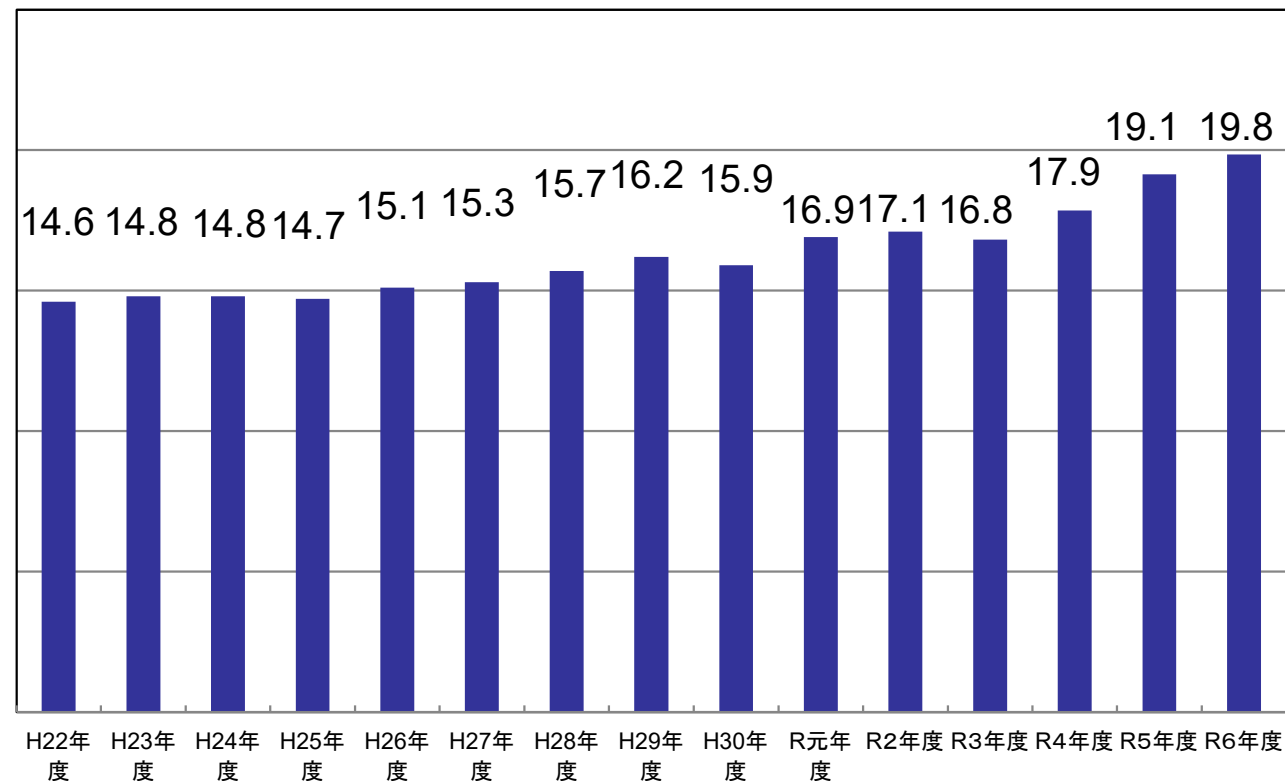
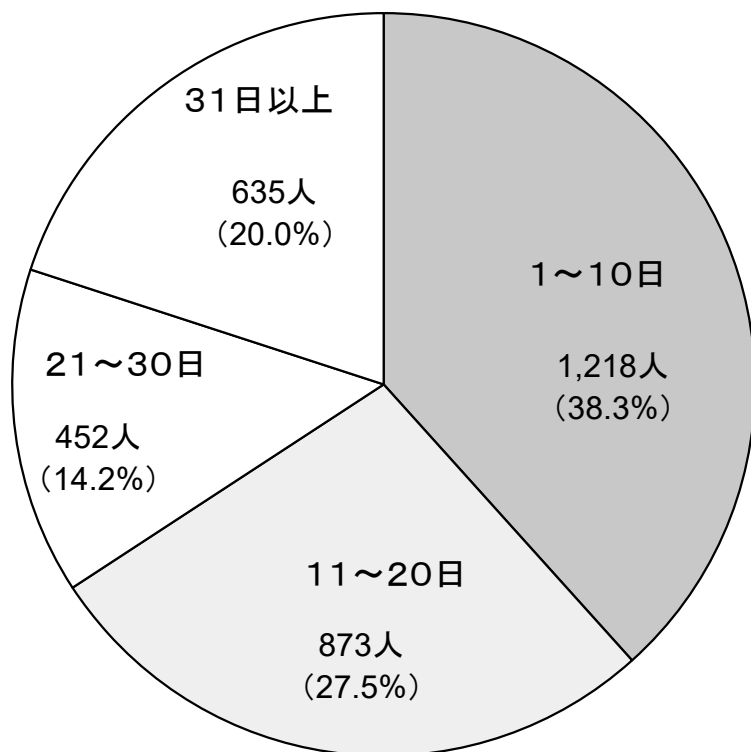
- 一時保護の平均在所日数は令和6年度は19.8日となっている。
- 平均在所日数は年々増加傾向にある。特に、在所期間が31日を超える入所者の割合は、令和元年度の12.9%から5年間で20.0%まで増加している。

令和6年度 合計:3,178人(実人数)

(一時保護委託も含む。)

平均在所日数の推移

(日)



(厚生労働省女性支援室調べ)

一時保護された女性の一時保護後の主な状況

(令和6年度中の退所者：3,069人の内訳)

退 所 先		(R6年度)		(参考：R5年度)	
		人	%	人	%
施設	女性自立支援施設	360	11.7	369	12.4
	母子生活支援施設	326	10.6	400	13.4
	その他の社会福祉施設	321	10.5	315	10.6
民間団体		284	9.3	226	7.6
自立		470	15.3	405	13.6
帰宅		519	16.9	448	15.1
帰郷（実家等）		346	11.3	354	11.9
知人・友人宅		120	3.9	100	3.4
病院		90	2.9	87	2.9
その他		233	7.6	272	9.1
計		3,069	100.0	2,976	100.0

※このほかに、同伴家族が2,073人いる。うち2,024人(97.6%)は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は41人(2.0%)、帰宅が4人(0.2%)、
 その他が4人(0.2%)。

一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 令和6年度における一時保護委託人数(実人員)は、1,987人。
(女性本人1,054人、同伴家族933人)である。
- 母子生活支援施設、児童福祉施設、老人福祉施設との委託契約数は年々増加傾向にある。
また、民間シェルターとの委託契約数も令和4年度以降増加している。

一時保護の委託契約施設数(令和7年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間シェルター	児童福祉施設 (注1)	障害者支援施設	女性自立支援施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
力所数 (注2)	116 (105)	81 (62)	60 (63)	29 (27)	22 (20)	24 (23)	12 (10)	19 (19)	363 (329)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、令和6年4月1日現在

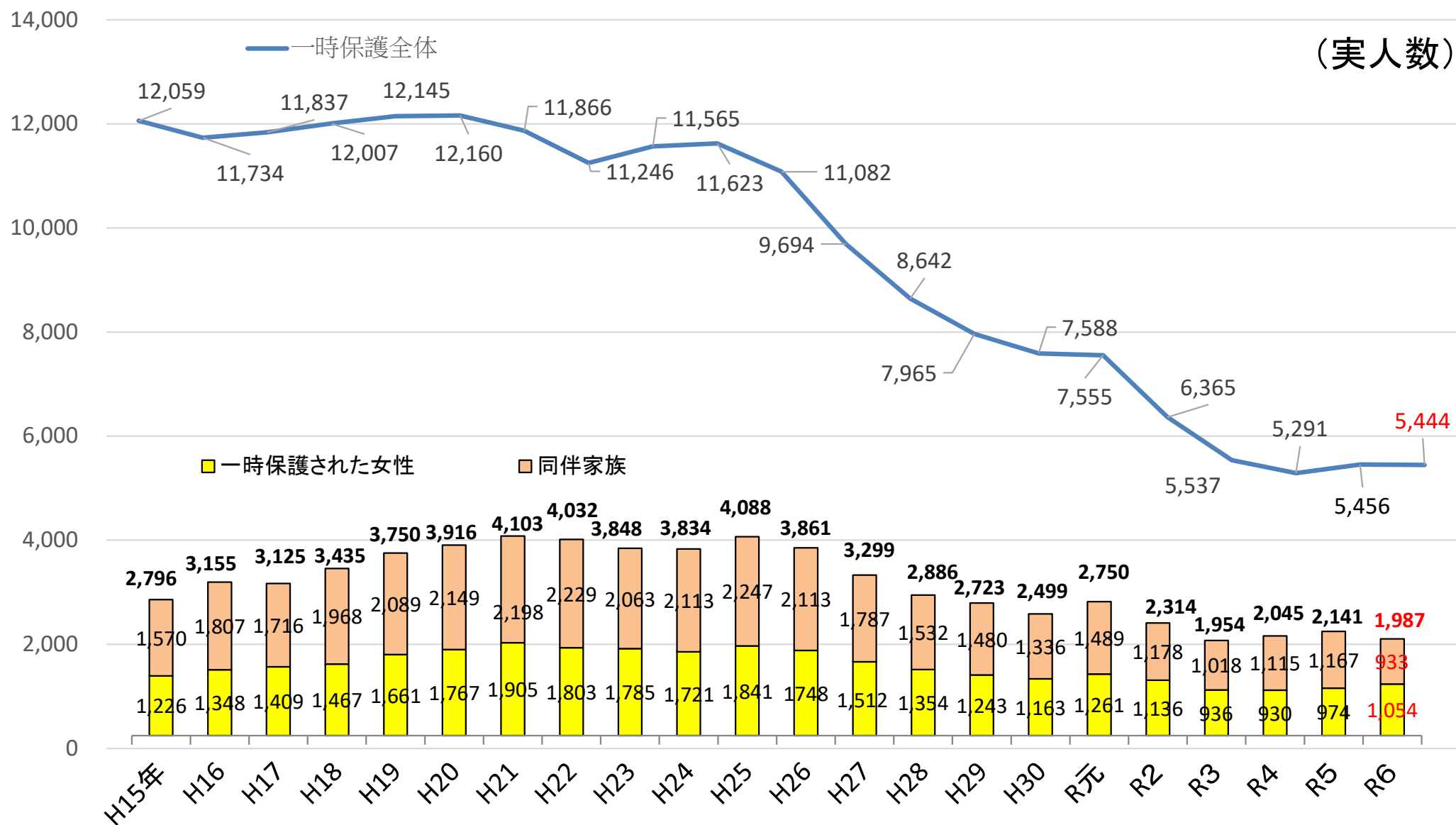
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センターに係る職員配置基準及び設備基準について

女性相談支援センターの職員配置基準

女性相談支援センターに関する政令(令和5年3月29日政令第85号)	女性相談支援センター設置要綱(令和6年3月18日局長通知)
(女性相談支援センターの職員) 第二条 女性相談支援センターの職員のうち、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「法」という。)第九条第三項第一号に規定する相談をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有する者のうちから任用しなければならない。 2 法第九条第三項第三号に規定する医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助をつかさどる職員は、都道府県知事の補助機関である職員であって次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用するように努めなければならない。 一 医師であって、精神衛生に関して学識経験を有するもの 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) 三 前二号に掲げる者に準ずる者	第二 職員 1 職員の設置等 (略) センターには、所長のほか、社会福祉主事たる資格を有する相談をつかさどる職員、精神衛生に関して学識経験を有する医師等の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助をつかさどる職員が必要とされること。 また、一時保護所には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省省令第37号)第1条各号に規定する多様な一時保護の対象者に対応するために必要な職員を置かなければならないこと。 (略)

一時保護委託の推移



(厚生労働省女性支援室調べ)

	合計	一時保護人数								
		うち一時保護委託人数								
		女性自立支援施設	母子生活支援施設	(児童福祉施設 母子生活支援施設 を除く)	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間 ヘルター	その他	計
北海道	177	0	6	0	0	0	0	106	0	112
青森県	11	0	2	0	0	1	0	0	0	3
岩手県	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	18	0	6	0	0	0	0	0	0	6
山形県	15	0	1	0	0	2	0	0	0	3
福島県	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	68	0	3	0	0	0	0	0	0	3
栃木県	49	0	5	0	0	0	0	8	0	13
群馬県	102	0	5	0	0	1	0	11	1	18
埼玉県	39	0	0	0	0	0	0	7	0	7
千葉県	109	9	20	0	0	0	0	2	0	31
東京都	498	184	3	0	0	0	0	2	0	189
神奈川県	257	11	0	0	0	0	0	49	0	60
新潟県	56	0	7	0	0	0	0	8	0	15
富山県	36	0	1	0	0	0	0	0	0	1
石川県	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	18	0	0	0	1	0	0	0	0	1
長野県	18	0	3	2	0	0	0	0	1	6
岐阜県	54	3	15	0	0	0	0	0	0	18
静岡県	49	3	7	0	0	0	0	3	1	14
愛知県	143	37	45	0	0	0	0	0	1	83
三重県	45	4	17	0	0	0	0	0	0	21

	合計	一時保護人数								
		うち一時保護委託人数								
		女性自立支援施設	母子生活支援施設	(児童福祉施設 母子生活支援施設 を除く)	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間 ヘルター	その他	計
滋賀県	64	0	21	0	0	0	0	0	0	21
京都府	74	0	2	0	0	0	0	0	0	2
大阪府	301	159	46	0	3	2	5	13	0	228
兵庫県	125	42	5	0	0	1	0	11	0	59
奈良県	34	0	6	0	0	0	0	0	0	6
和歌山県	53	0	1	0	0	0	0	0	0	1
鳥取県	29	0	19	0	0	0	0	0	0	19
島根県	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1
岡山県	68	0	0	0	0	0	0	3	0	3
広島県	62	5	17	0	0	0	0	2	0	24
山口県	19	0	1	0	0	0	0	1	0	2
徳島県	14	0	3	0	0	1	0	0	0	4
香川県	57	0	1	0	0	0	0	6	0	7
愛媛県	15	0	0	0	0	0	0	1	0	1
高知県	25	0	2	0	0	0	0	0	0	2
福岡県	94	10	33	0	0	0	0	2	0	45
佐賀県	23	0	3	0	0	0	0	0	0	3
長崎県	29	0	0	0	0	0	0	1	0	1
熊本県	23	0	2	0	0	0	1	0	0	3
大分県	43	0	4	0	0	0	0	0	0	4
宮崎県	25	0	2	0	0	0	0	5	0	7
鹿児島県	18	2	2	0	0	0	0	0	0	4
沖縄県	42	0	0	0	0	0	3	0	0	3
合計	3,178	469	317	2	4	8	9	241	4	1,054

女性相談支援センターの職員配置状況 (職種別、常勤・非常勤別)

(単位:人)

職種		常勤		非常勤		合計	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
所長		15	37	0	0	15	37
相談支援員		70	117	1	2	71	119
心理支援員		10	73	5	11	15	84
医師		1	3	2	5	3	8
事務職員		45	83	8	8	53	91
女性相談支援員		21	12	202	28	223	40
調整等担当職員		2	0	4	0	6	0
その他職員	電話相談員	3	0	51	17	54	17
	警備員	0	0	1	9	1	9
	その他	5	25	25	16	30	41
合計		172	350	299	96	471	446

令和7年4月1日現在

一時保護所の職員配置状況 (職種別、常勤・非常勤別)

(単位: 人)

職種		常勤		非常勤		合計	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
施設長		1	36	0	0	1	36
主任支援員		11	48	0	0	11	48
支援員		32	95	44	31	76	126
保健師		2	6	1	0	3	6
看護師		5	6	5	6	10	12
栄養士		1	7	2	2	3	9
その他職員	宿直員	0	16	71	61	71	77
	警備員	0	0	10	12	10	12
	その他	7	48	30	39	37	87
保育士		2	0	4	1	6	1
心理療法担当職員		4	27	5	13	9	40
調理員		0	6	7	11	7	17
同伴児童対応職員	保育士	0	1	14	11	14	12
	その他	0	0	14	16	14	16
個別対応職員		1	0	4	1	5	1
合計		66	296	211	204	277	500

女性相談支援センターの設備基準(女性相談支援センター設置要綱(令和6年3月18日局長通知))

第三 構造設備

1 センター等に必要な設備は次のとおりとすること。ただし、他の関連するセンター等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、センター等の業務に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 管理及び相談等関係

ア 所長室兼応接室	イ 事務室	ウ 相談室
エ 診療室	オ 心理支援室	カ 宿直室
キ 便所		

(2) 一時保護関係

ア 居室	イ 浴室	ウ 洗面所
エ 食堂	オ 調理室	カ 洗濯室
キ 便所	ク 支援員室	

(3) 共通的关系

消火設備その他非常災害に際して必要な設備

2 前項の設備の基準は、次のとおりとすること。

(1) 居室

ア 居室の定員は、原則一人とすることとするが、入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等であって、支援に必要と認められる場合は、定員を二人以上とすることができること。

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。

ウ 居室には寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

エ 居室は、日照、採光、換気、入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災等について十分に考慮された構造とすること。

オ 居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

(2) その他

ア 廊下、便所その他必要な場所には常夜灯を設けること。

イ 調理室、浴室等の火気を用いる部分の周囲は、不燃材料で被覆すること。

3 一時保護所の建物は、火災に係る入所者の安全性が確保されている建物でなければならないこと。

3. 女性相談支援員について

女性相談支援員の概要

根拠法

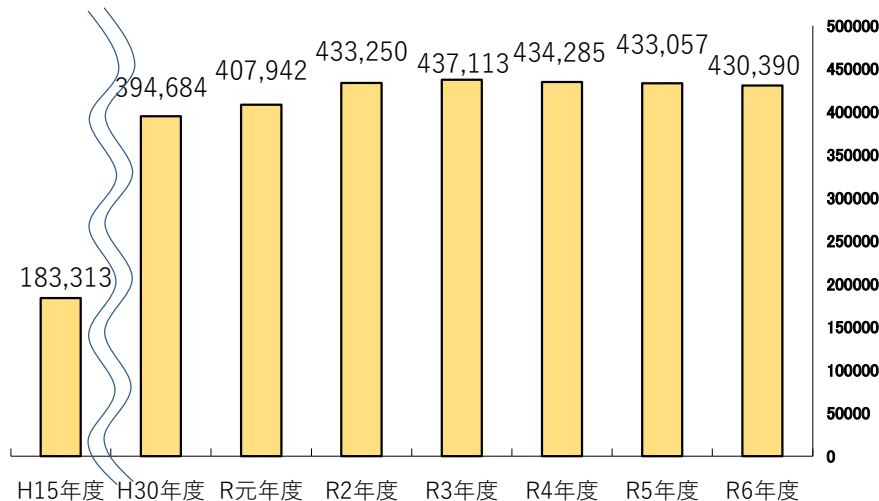
- 女性相談支援員は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第11条に基づき、都道府県及び市町村が配置するものとされている。（都道府県：義務、市町村：努力義務）
- また、任用にあたっては、職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならないものとされている。
- なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第4条に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の支援も担っている。

支援内容

- 女性相談支援員は相談者の立場に立ち、①相談対応、②要保護性・緊急性のある相談者への安全確保のための支援、③新たな生活の再建に向けて、一連の支援の流れが切れ目なく展開されるよう、必要な対応を行う。
- 女性相談支援員は他分野・他機関と連携・協働し社会資源をコーディネートしながら、地域での中長期的・継続的な自立支援までの流れを切れ目なく支援するソーシャルワーカー（ケースワーカー）としての業務を行う。

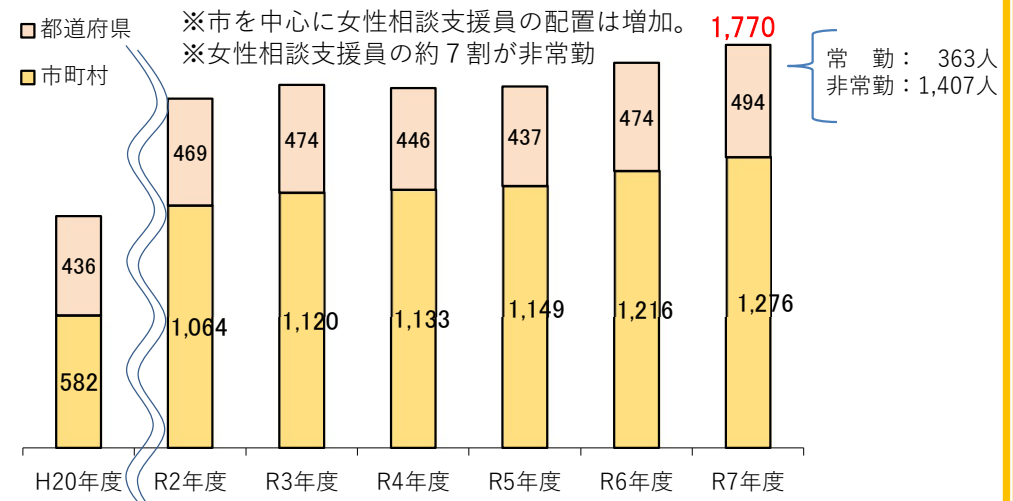
実績

○ 女性相談支援員による相談対応件数（延べ件数）

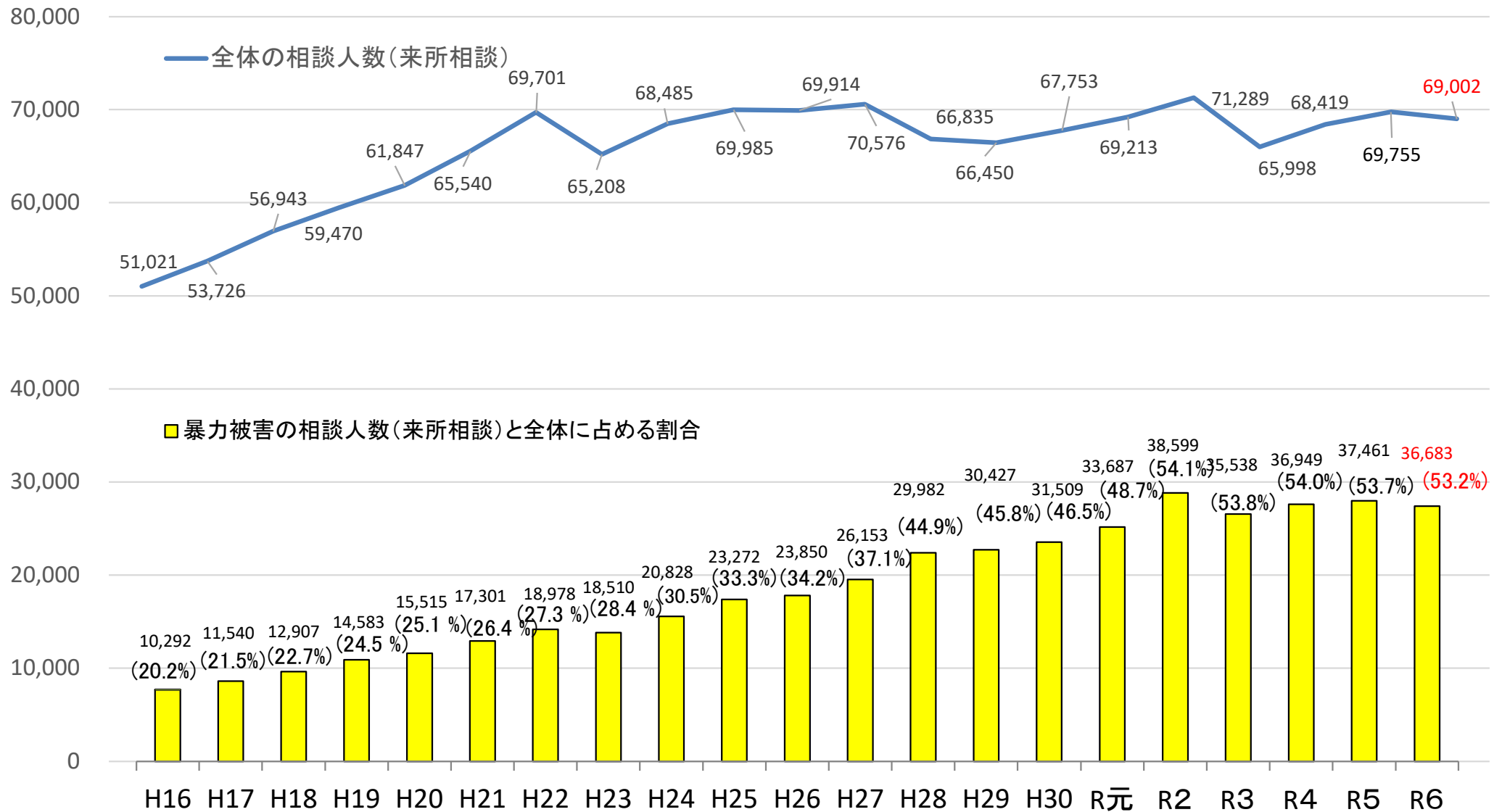


※ 女性相談支援センターに配置された女性相談支援員による相談対応を除く。

○ 女性相談支援員の配置状況

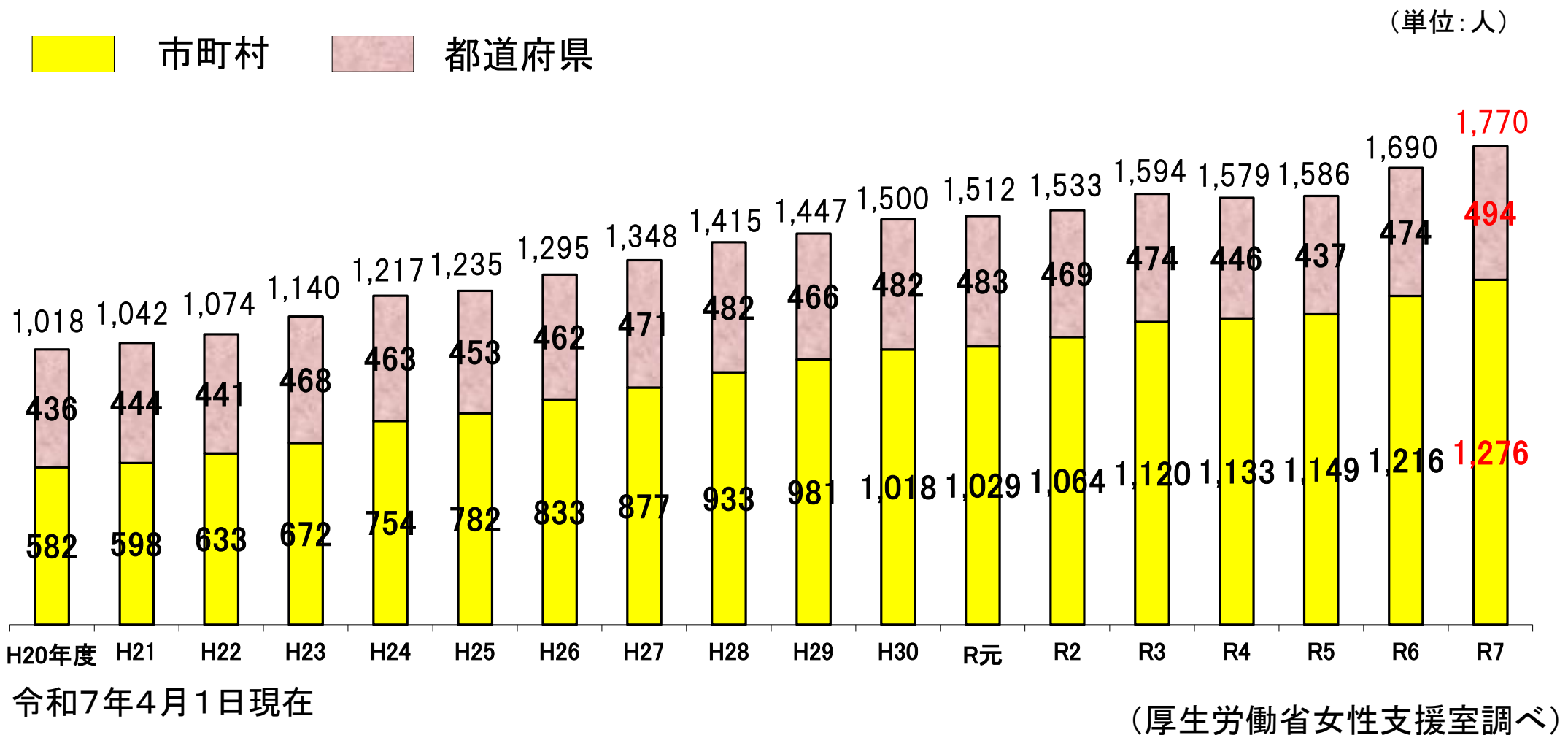


女性相談支援員が受け付けた来所相談人数と、 うち暴力に関する相談人数及び来所相談全体に占める割合の推移

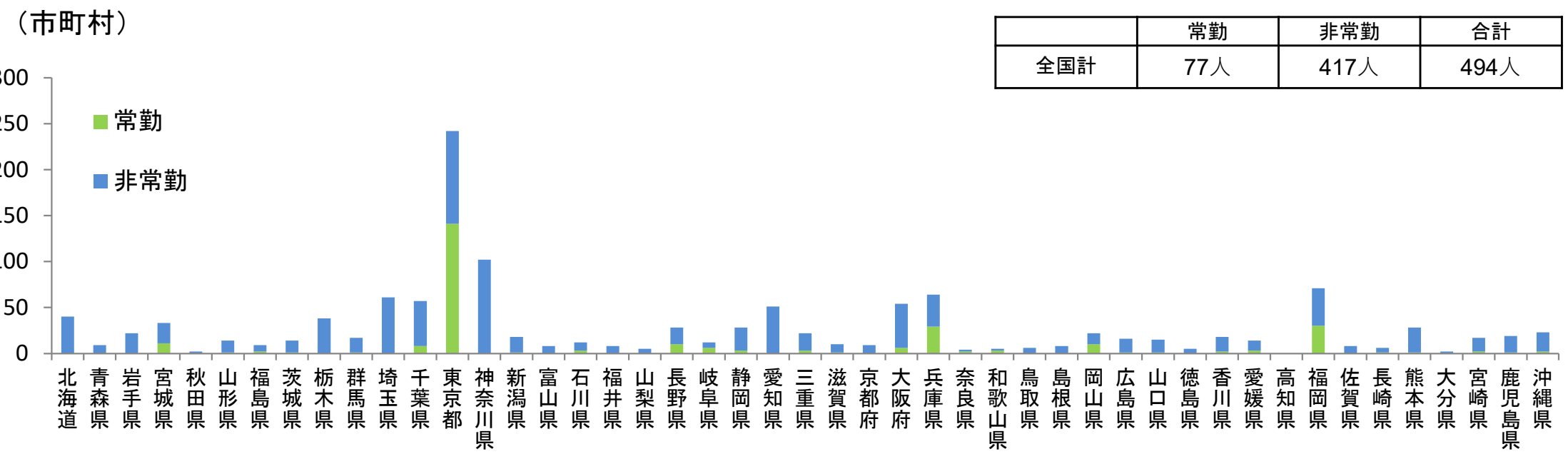
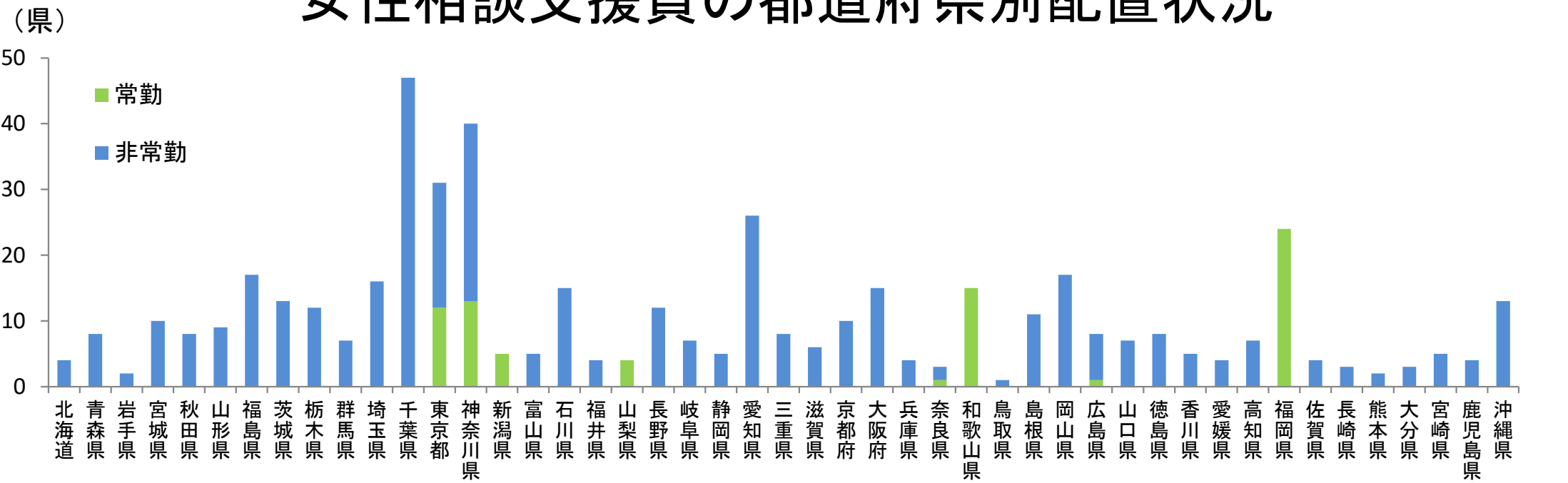


女性相談支援員の推移

- 女性相談支援員は、都道府県及び市町村に配置され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。
- 女性相談支援員の員数は毎年少しずつ増加している。



女性相談支援員の都道府県別配置状況



	常勤	非常勤	合計
全国計	77人	417人	494人

	常勤	非常勤	合計
全国計	286人	990人	1,276人

令和7年4月1日現在

女性相談支援員の配置状況と在職年数

○総数1,770人のうち363人、20.5%が常勤となっている。

(常勤の配置は特定の都道府県に偏っている)

○3年未満の相談員が都道府県では42.1%、市町村では40.8%を占めている。

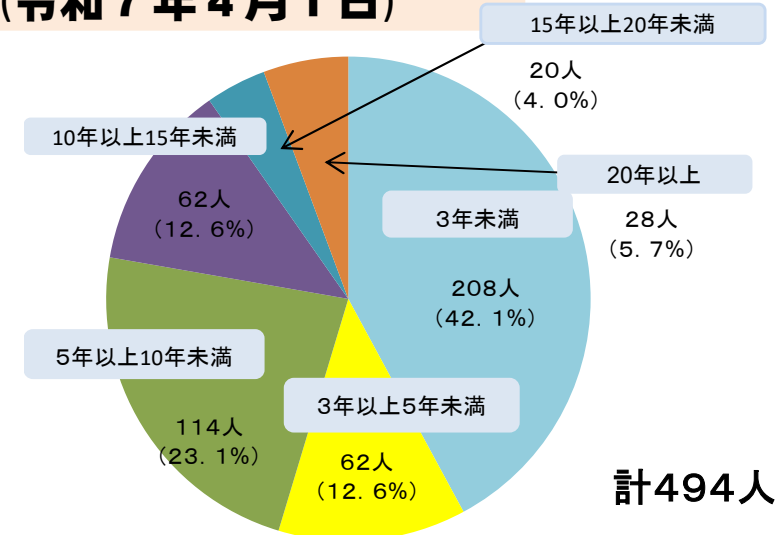
配置状況(令和7年4月1日)

(単位:人)

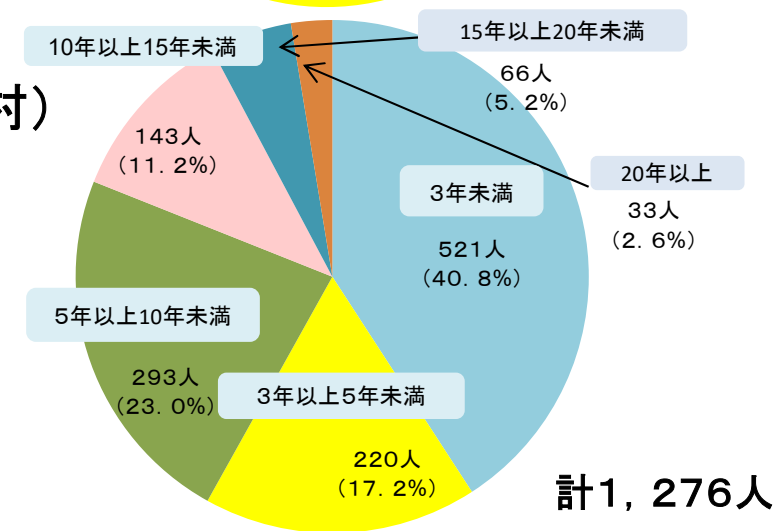
在職年数(令和7年4月1日)

	県	市町村	合計		県	市町村	合計
北海道	4	40	44	滋賀県	6	10	16
青森県	8	9	17	京都府	10	9	19
岩手県	2	22	24	大阪府	15	54	69
宮城県	10	33	43	兵庫県	4	64	68
秋田県	8	2	10	奈良県	3	4	7
山形県	9	14	23	和歌山県	15	5	20
福島県	17	9	26	鳥取県	1	6	7
茨城県	13	14	27	島根県	11	8	19
栃木県	12	38	50	岡山県	17	22	39
群馬県	7	17	24	広島県	8	16	24
埼玉県	16	61	77	山口県	7	15	22
千葉県	47	57	104	徳島県	8	5	13
東京都	31	242	273	香川県	5	18	23
神奈川県	40	102	142	愛媛県	4	14	18
新潟県	5	18	23	高知県	7	0	7
富山県	5	8	13	福岡県	24	71	95
石川県	15	12	27	佐賀県	4	8	12
福井県	4	8	12	長崎県	3	6	9
山梨県	4	5	9	熊本県	2	28	30
長野県	12	28	40	大分県	3	2	5
岐阜県	7	12	19	宮崎県	5	17	22
静岡県	5	28	33	鹿児島県	4	19	23
愛知県	26	51	77	沖縄県	13	23	36
三重県	8	22	30	合計	494	1,276	1,770

(県)



(市町村)



(厚生労働省女性支援室調べ)

各自治体における女性相談支援員の配置状況

(令和7年4月1日現在)

○ 全市区に占める女性相談支援員の配置市区数は55.8%、全町村に占める配置町村数は1.2%。

都道府県	都道府県知事 による配置	市区町村長に よる配置	計	市区数 (A)	女性相談支援 員配置市区数 (B)	市区配置率 (B/A%)	町村数 (C)	女性相談支援 員配置町村数 (D)	町村配置率 (D/C%)	市区町村配置率 ((B+D)/(A+C)%)
1 北海道	4	40	44	35	11	31.4%	144	0	0.0%	6.1%
2 青森	8	9	17	10	6	60.0%	30	0	0.0%	15.0%
3 岩手	2	22	24	14	14	100.0%	19	0	0.0%	42.4%
4 宮城	10	33	43	14	6	42.9%	21	0	0.0%	17.1%
5 秋田	8	2	10	13	1	7.7%	12	0	0.0%	4.0%
6 山形	9	14	23	13	13	100.0%	22	0	0.0%	37.1%
7 福島	17	9	26	13	5	38.5%	46	0	0.0%	8.5%
8 茨城	13	14	27	32	7	21.9%	12	0	0.0%	15.9%
9 栃木	12	38	50	14	14	100.0%	11	0	0.0%	56.0%
10 群馬	7	17	24	12	5	41.7%	23	1	4.3%	17.1%
11 埼玉	16	61	77	40	21	52.5%	23	0	0.0%	33.3%
12 千葉	47	57	104	37	17	45.9%	17	0	0.0%	31.5%
13 東京	31	242	273	49	49	100.0%	13	0	0.0%	79.0%
14 神奈川	40	102	142	19	19	100.0%	14	0	0.0%	57.6%
15 新潟	5	18	23	20	7	35.0%	10	0	0.0%	23.3%
16 富山	5	8	13	10	4	40.0%	5	0	0.0%	26.7%
17 石川	15	12	27	11	5	45.5%	8	0	0.0%	26.3%
18 福井	4	8	12	9	5	55.6%	8	0	0.0%	29.4%
19 山梨	4	5	9	13	2	15.4%	14	0	0.0%	7.4%
20 長野	12	28	40	19	19	100.0%	58	0	0.0%	24.7%
21 岐阜	7	12	19	21	11	52.4%	21	0	0.0%	26.2%
22 静岡	5	28	33	23	20	87.0%	12	0	0.0%	57.1%
23 愛知	26	51	77	38	11	28.9%	16	0	0.0%	20.4%
24 三重	8	22	30	14	14	100.0%	15	1	6.7%	51.7%
25 滋賀	6	10	16	13	10	76.9%	6	0	0.0%	52.6%
26 京都	10	9	19	15	5	33.3%	11	0	0.0%	19.2%
27 大阪	15	54	69	33	21	63.6%	10	3	30.0%	55.8%
28 兵庫	4	64	68	29	20	69.0%	12	1	8.3%	51.2%
29 奈良	3	4	7	12	2	16.7%	27	1	3.7%	7.7%
30 和歌山	15	5	20	9	2	22.2%	21	0	0.0%	6.7%
31 鳥取	1	6	7	4	4	100.0%	15	0	0.0%	21.1%
32 島根	11	8	19	8	3	37.5%	11	0	0.0%	15.8%
33 岡山	17	22	39	15	4	26.7%	12	0	0.0%	14.8%
34 広島	8	16	24	14	10	71.4%	9	1	11.1%	47.8%
35 山口	7	15	22	13	10	76.9%	6	0	0.0%	52.6%
36 徳島	8	5	13	8	3	37.5%	16	0	0.0%	12.5%
37 香川	5	18	23	8	8	100.0%	9	0	0.0%	47.1%
38 愛媛	4	14	18	11	7	63.6%	9	0	0.0%	35.0%
39 高知	7	0	7	11	0	0.0%	23	0	0.0%	0.0%
40 福岡	24	71	95	29	11	37.9%	31	0	0.0%	18.3%
41 佐賀	4	8	12	10	6	60.0%	10	0	0.0%	30.0%
42 長崎	3	6	9	13	4	30.8%	8	0	0.0%	19.0%
43 熊本	2	28	30	14	14	100.0%	31	0	0.0%	31.1%
44 大分	3	2	5	14	1	7.1%	4	0	0.0%	5.6%
45 宮崎	5	17	22	9	7	77.8%	17	3	17.6%	38.5%
46 鹿児島	4	19	23	19	6	31.6%	24	0	0.0%	14.0%
47 沖縄	13	23	36	11	11	100.0%	30	0	0.0%	26.8%
合計	494	1,276	1,770	815	455	55.8%	926	11	1.2%	26.8%

(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援員の配置状況（機関別）

令和7年4月1日現在

	本 庁	支庁・ 地方事務所	福祉事務所	女性相談支 援センター	その他	計（人）
都道府県 (※)	16	38	127	269	44	494
市町村	483	24	621	—	148	1,276
計	499	62	748	269	192	1,770

（厚生労働省女性支援室調べ）

（注） 女性相談支援員の配置は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第11条の規定により、都道府県は義務、市町村は努力義務とされている。なお、令和5年度までは、売春防止法第35条の規定により、都道府県は義務、市は任意規定とされている。（町村については、配置規定なし。）

女性相談支援員の兼務状況

- 都道府県の女性相談支援員は専従の割合が比較的高い一方、市町村の女性相談支援員は約半数が兼務している。
- 都道府県・市町村ともに母子自立支援員との兼務が多い。

配置状況(令和7年4月1日)

(単位:人)

	専従	兼務						総計
		家庭相談員	母子自立支援員	家庭相談員 母子自立支援員	DVセンター	その他	合計	
都道府県	347	15	93	18	11	10	147	494
市町村	641	107	336	90	36	66	634	1276
計	988	122	429	108	47	76	781	1770

4. 女性自立支援施設について

女性自立支援施設の概要

根拠法

- ・ 女性自立支援施設は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第12条に基づき、都道府県が設置でき、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護等を行うものとされている。
- ・ また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第5条に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の保護も担っている。

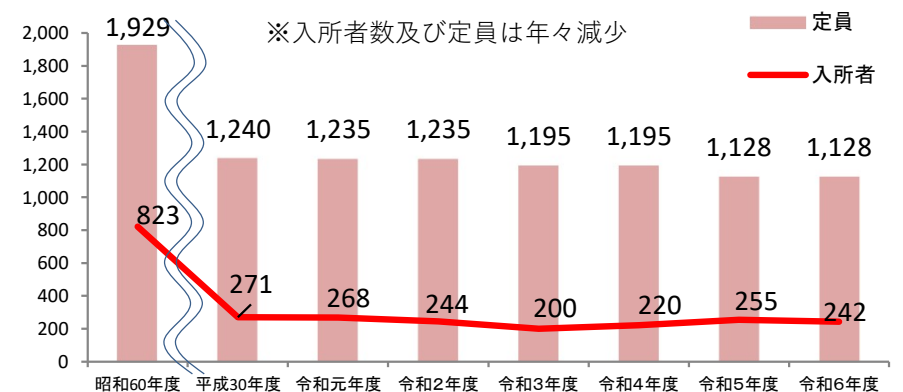
支援内容

- (1) 生活環境の整備 : 心理療法担当職員や個別対応職員等による被害回復に向けた支援、衣食住の提供、日常生活支援
- (2) 同伴家族への支援 : 心理的ケア、通園・通学支援、学習支援
- (3) 就労・就学支援 : 公共職業安定所や民間団体等と連携した職業訓練の受講や就職活動に向けた支援、奨学金制度等の情報提供
- (4) 地域移行支援 : 健康面、経済面、暮らし方等を踏まえた入所者の意向確認、退所に向けた関係機関等との調整
- (5) アフターケア : 退所後の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供 等

実績

- 設置か所数：47か所（※）
※ 青森県、富山県、山梨県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、熊本県が未設置。
- 入所実績：656人（令和6年度における実人数）（※）
※ うち406人が「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力被害によるもの。（全体の61.9%）
※ このほか、同伴家族232人（うち同伴児童229人）が入所している。
- 平均在所期間：134.4日（令和6年度実績）

○ 女性自立支援施設の定員と入所者の推移



女性自立支援施設の都道府県別設置状況

令和7年4月1日現在

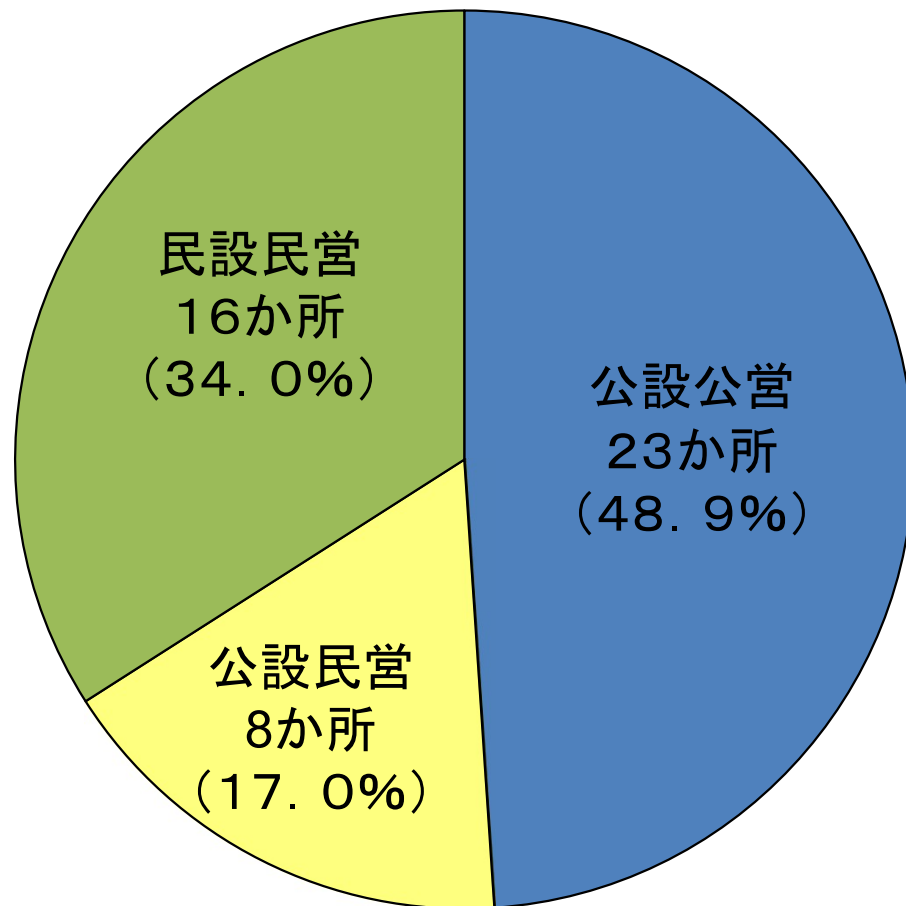
都道府県名	名 称	設置運営
北海道	北海道立女性相談支援センター	公設公営
青 森	—	—
岩 手	社会福祉法人岩手県同胞援護会桐の苑	民設民営
宮 城	女性自立支援施設 宮城県コスモスハウス	公設民営
秋 田	秋田県子ども・女性・障害者相談センター	公設公営
山 形	女性自立サポートハウス	公設公営
福 島	福島県女性のための相談支援センター	公設公営
茨 城	茨城県立若葉寮	公設公営
栃 木	とちぎ男女共同参画センター	公設公営
群 馬	三山寮	公設公営
埼 玉	埼玉県男女共同参画推進センター	公設公営
千 葉	女性自立支援施設 望みの門学園	民設民営
	かにた婦人の村	民設民営
東 京	救世軍新生寮	民設民営
	社会福祉法人 救世軍社会事業団 救世軍 婦人寮	民設民営
	慈愛jiai	民設民営
	いずみ寮	民設民営
	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会	民設民営
神奈川	神奈川県女性自立支援施設 さつき寮	公設民営
新 潟	新潟県あかしや寮	公設公営
富 山	—	—
石 川	石川県白百合寮	公設公営
福 井	福井県若草寮	公設公営
山 梨	—	—
長 野	長野県立ときわぎ寮	公設公営
岐 阜	岐阜県立千草寮	公設民営
静 岡	清流荘	公設民営
愛 知	白菊荘	民設民営
	成願荘	民設民営

都道府県名	名 称	設置運営
三 重	女性自立支援施設 あかつき	民設民営
滋 賀	滋賀県中央子ども家庭相談センター	公設公営
京 都	京都府家庭支援総合センター	公設公営
大 阪	大阪府立女性自立支援センター あゆみ寮	公設民営
	大阪府立女性自立支援センター のぞみ寮	公設民営
兵 庫	女性自立支援施設 神戸婦人寮	民設民営
	女性自立支援施設 チアホームひめじ	民設民営
奈 良	—	—
和歌山	和歌山県なぐさホーム	公設公営
鳥 取	—	—
島 根	—	—
岡 山	—	—
広 島	シャロン・ハウス	民設民営
山 口	山口県大内寮	公設公営
徳 島	徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮	公設公営
香 川	香川県子ども女性相談センター「玉藻寮」	公設公営
愛 媛	愛媛県立さつき寮	公設公営
高 知	高知県女性自立支援施設	公設公営
福 岡	アベニール福岡	公設民営
佐 賀	社会福祉法人たちばな	民設民営
長 崎	長崎県立清和寮	公設公営
熊 本	—	—
大 分	大分県女性自立支援施設	公設公営
宮 崎	県立きりしま寮	公設公営
鹿児島	社会福祉法人 鹿児島県社会福祉事業団 女性自立支援施設 フェリオ鹿児島	民設民営
沖 縄	女性自立支援施設うるま	公設民営
	全国47か所	

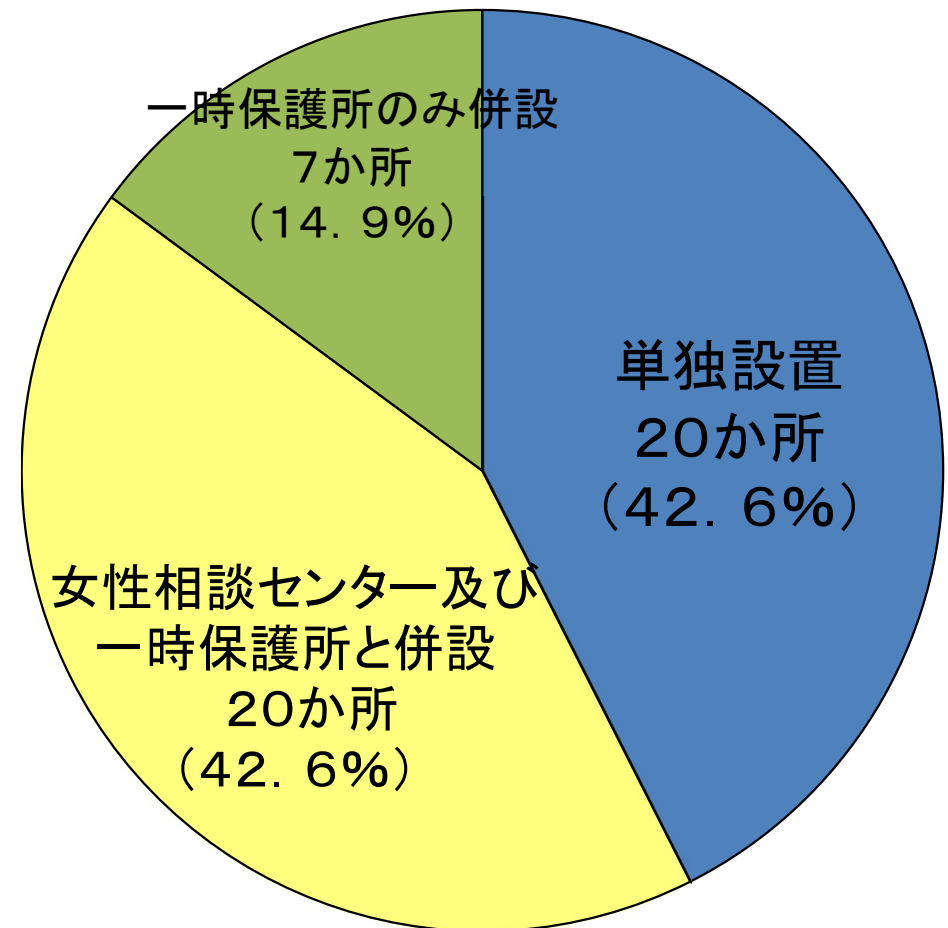
女性自立支援施設の設置・運営状況

女性自立支援施設 47か所(令和7年4月1日)

(設置・運営主体)



(併設の有無)



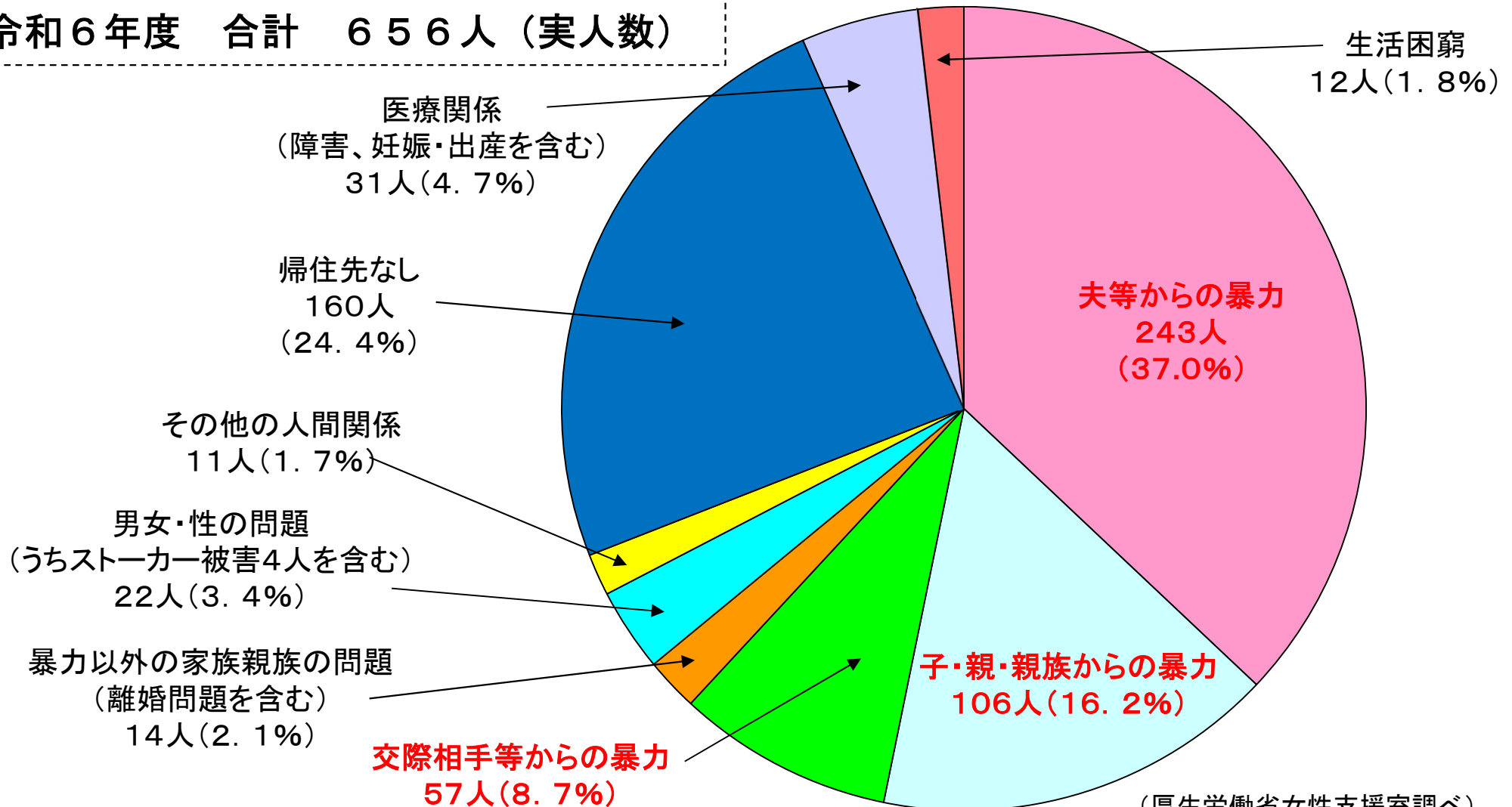
女性自立支援施設における在所者の入所理由

○ 暴力被害によるものが全体の61.9%を占めるほか、「帰住先なし」の割合が、一時保護時における割合(10.0%)と比較すると高くなっている。

※ なお、在所者656人のほかに、同伴家族232人(うち同伴児童229人)が入所している。

※ 在所者656人の平均在所日数は、117.7日

令和6年度 合計 656人(実人数)



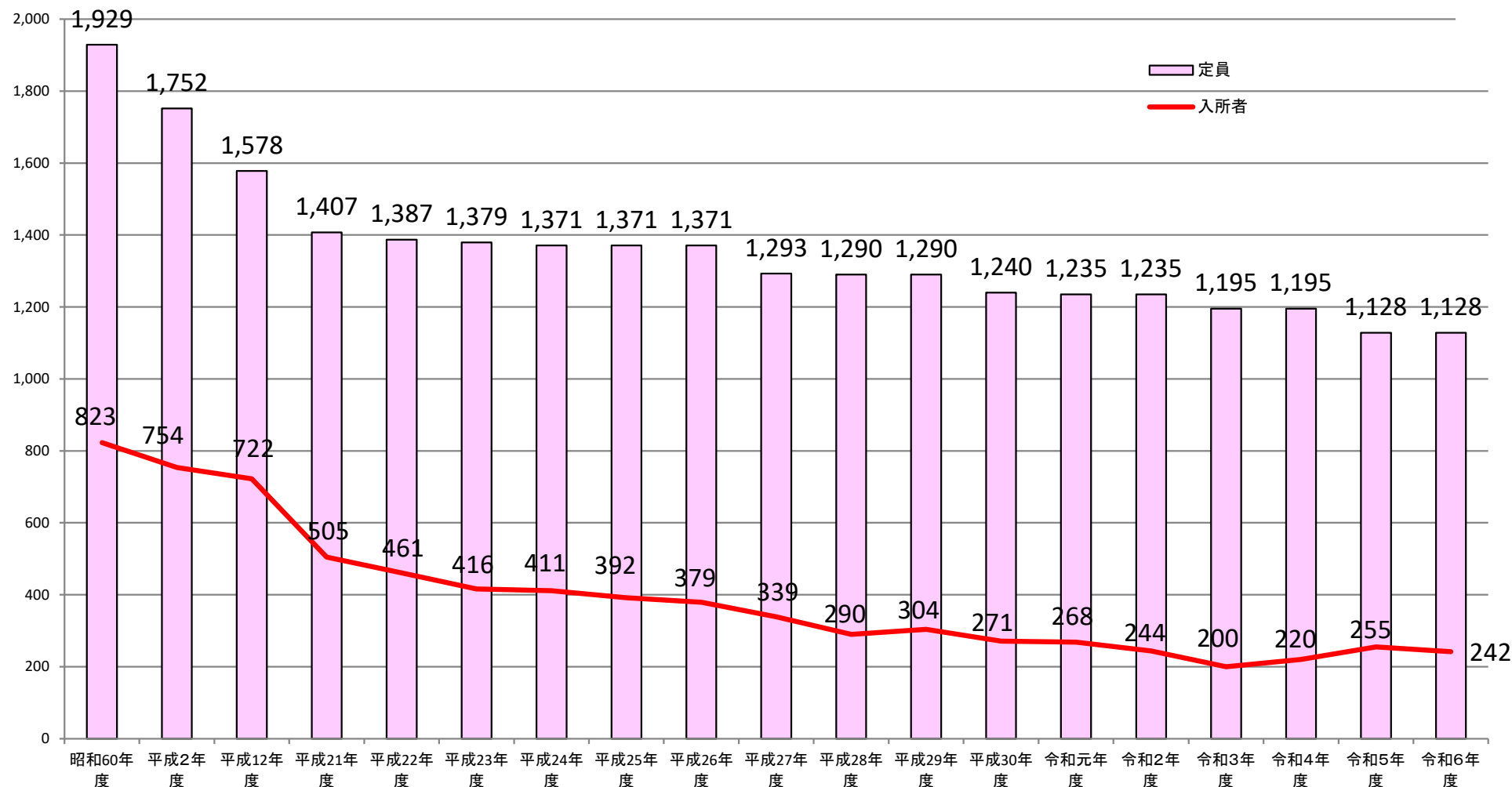
(厚生労働省女性支援室調べ)

女性自立支援施設の入所者数及び定員の推移

○女性自立支援施設の入所者数及び定員は年々減少している。

○定員に対する充足率も低下している。 昭和60年度 42.7% → 令和6年度 21.4%

(単位:人)



注)入所者のうち、平成17年度までは10/1時点の入所者数、平成17年度以降は年間平均入所者数

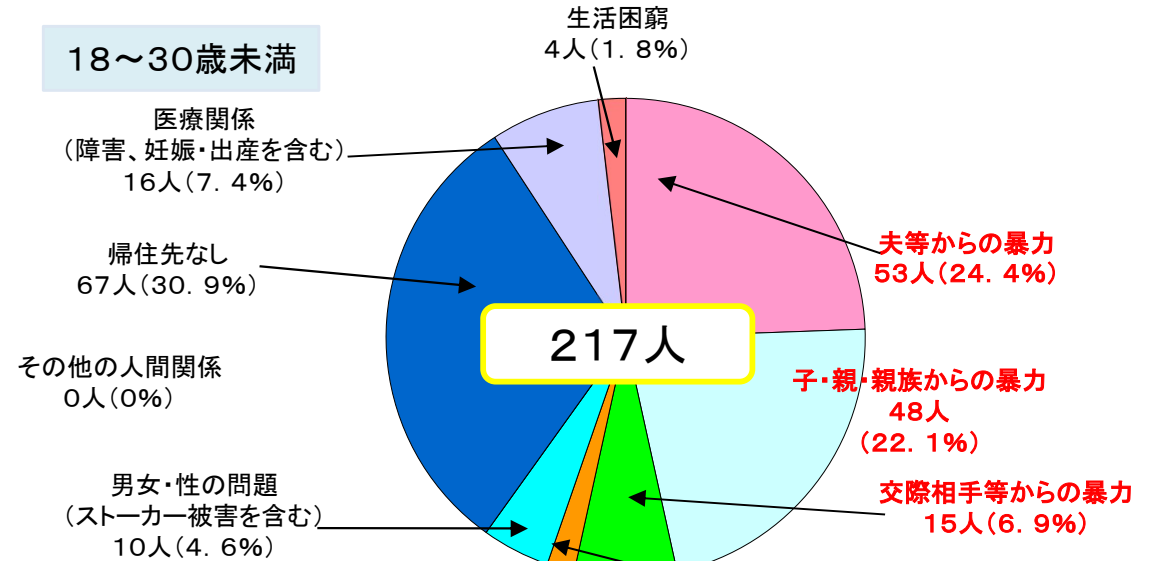
女性自立支援施設における在所者の入所理由（年齢別）

- 30歳未満の区分は、子・親・親族からの暴力、帰宅先なしの占める割合が高い。
- 30歳以上の区分は、夫等からの暴力の占める割合が最も高い一方、一時保護時と比較して帰宅先なしの占める割合が高い。

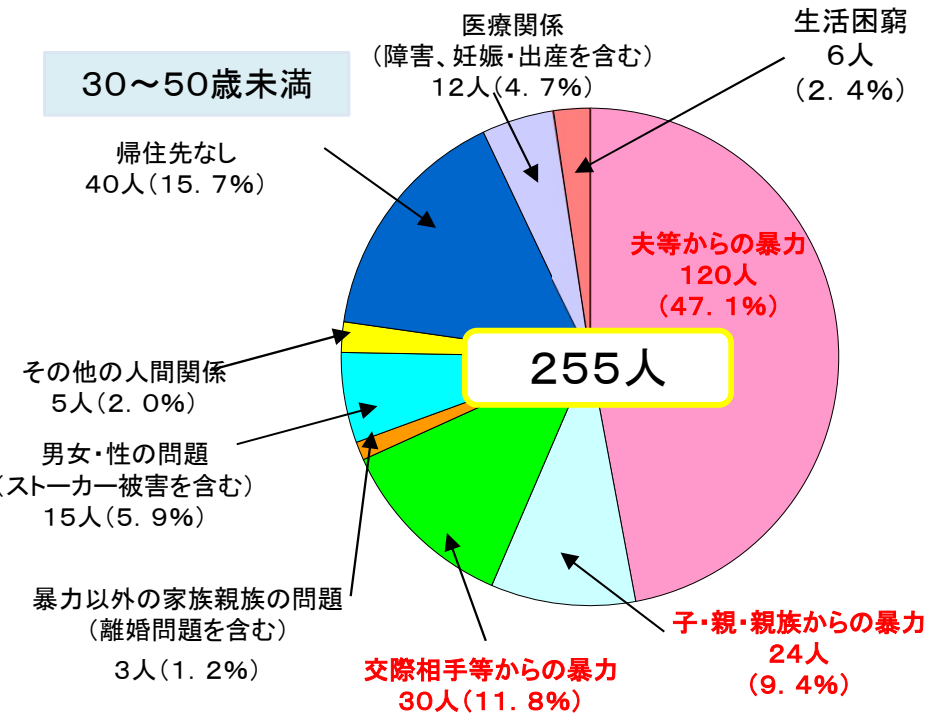
18歳未満

0人

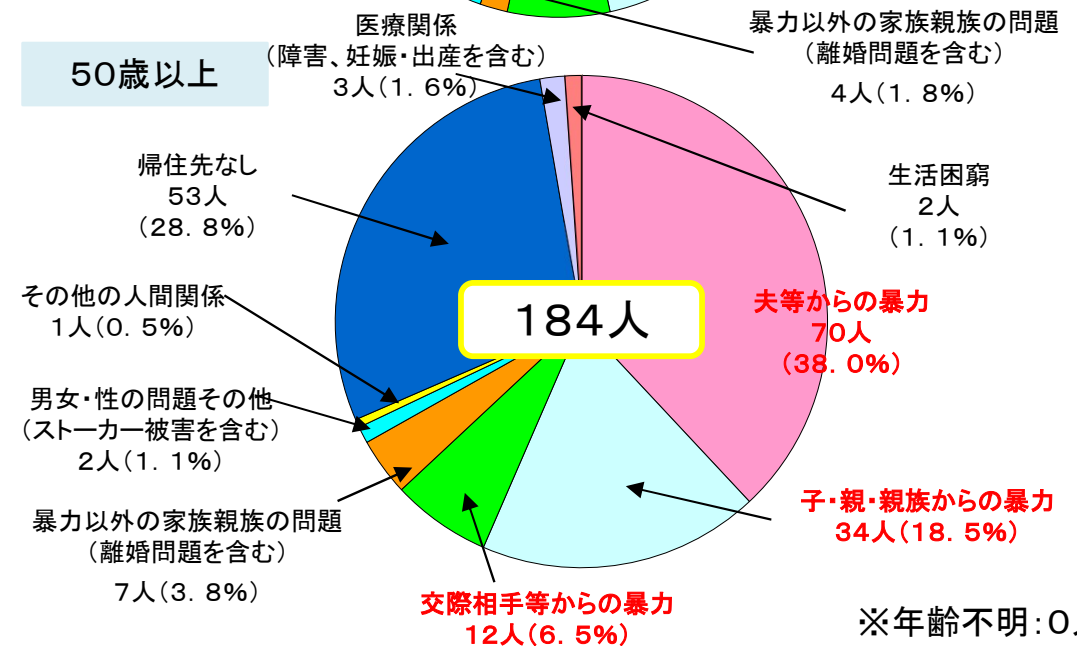
18～30歳未満



30～50歳未満



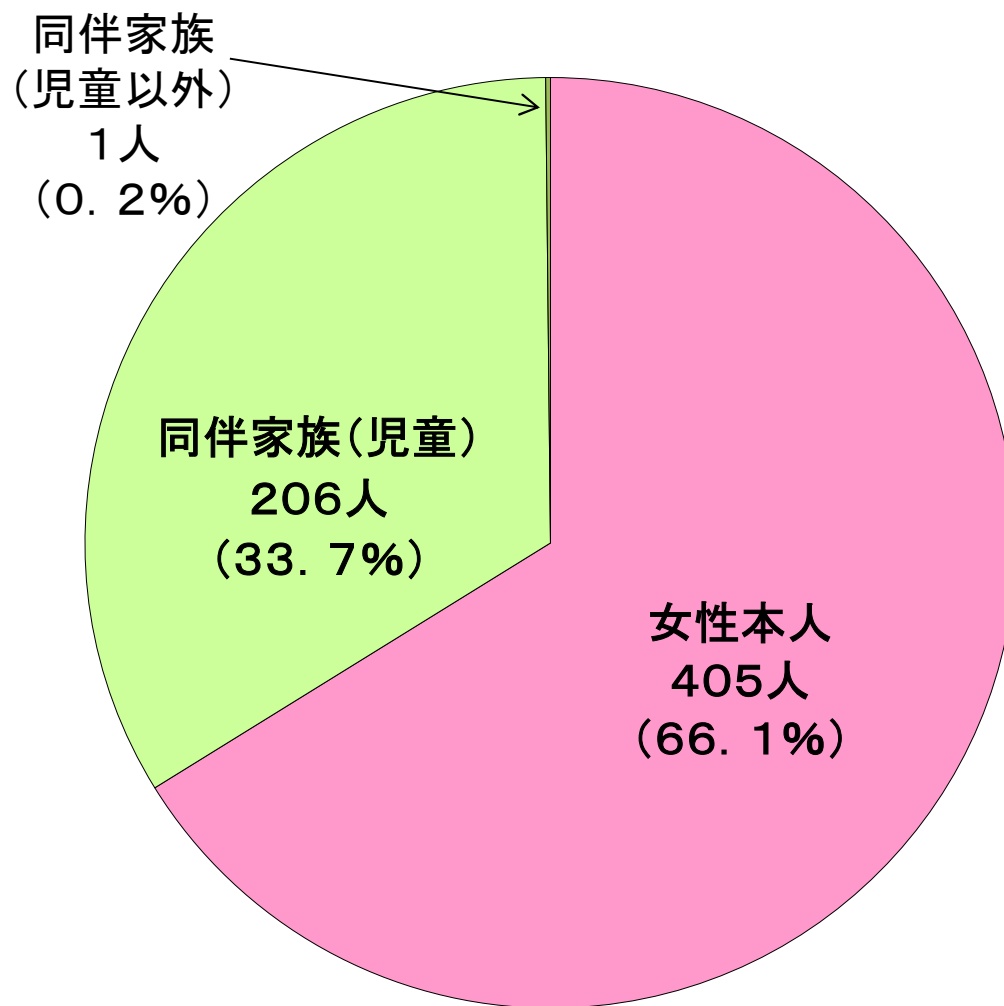
50歳以上



※年齢不明：0人

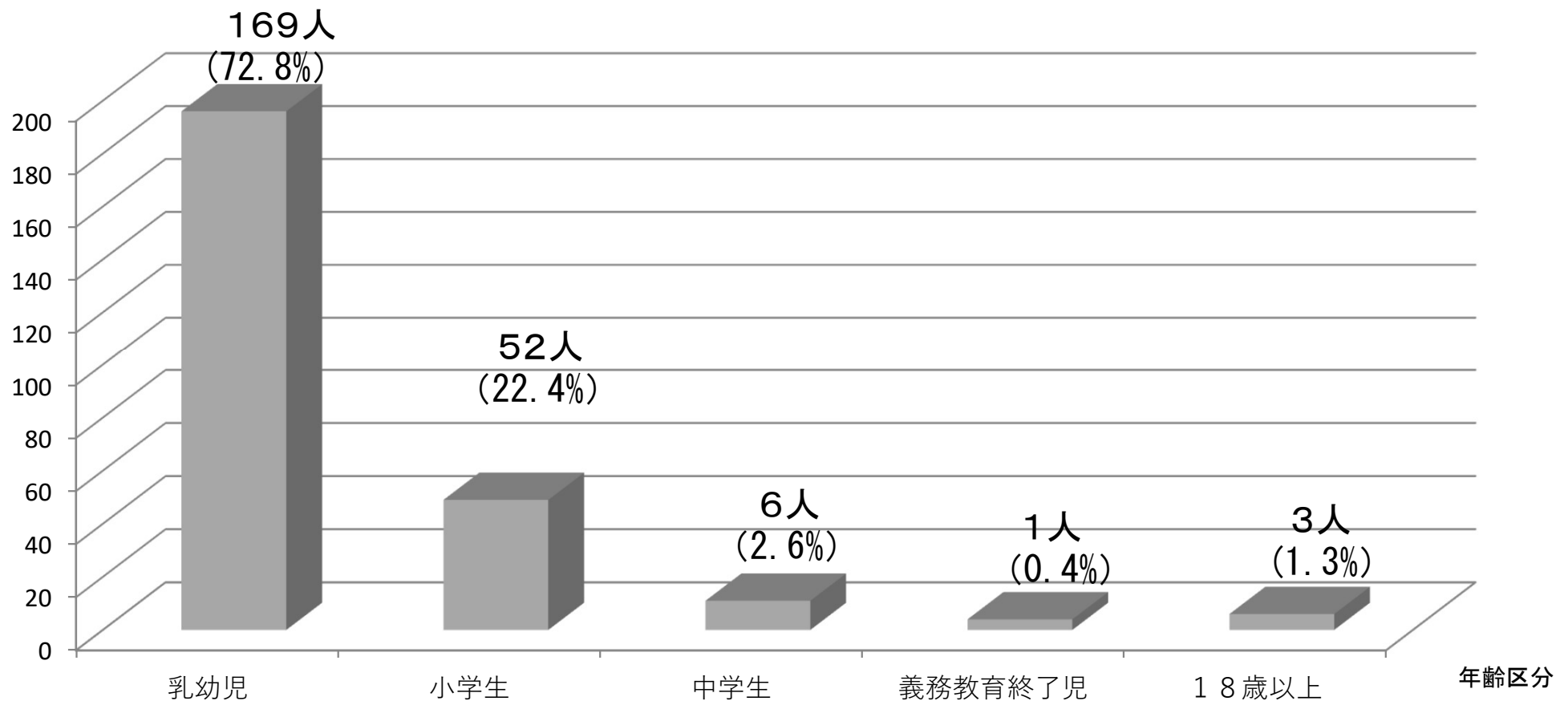
女性自立支援施設における同伴家族の割合

令和6年度における女性自立支援施設の新規入所者数(612人)のうち、
同伴児童が33.7%を占める。



女性自立支援施設における同伴家族の状況（令和6年度）

○72.8%が乳幼児。22.4%が小学生。同伴家族の約98.7%が18歳未満の児童。



合計：232人（実人数）

（厚生労働省女性支援室調べ）

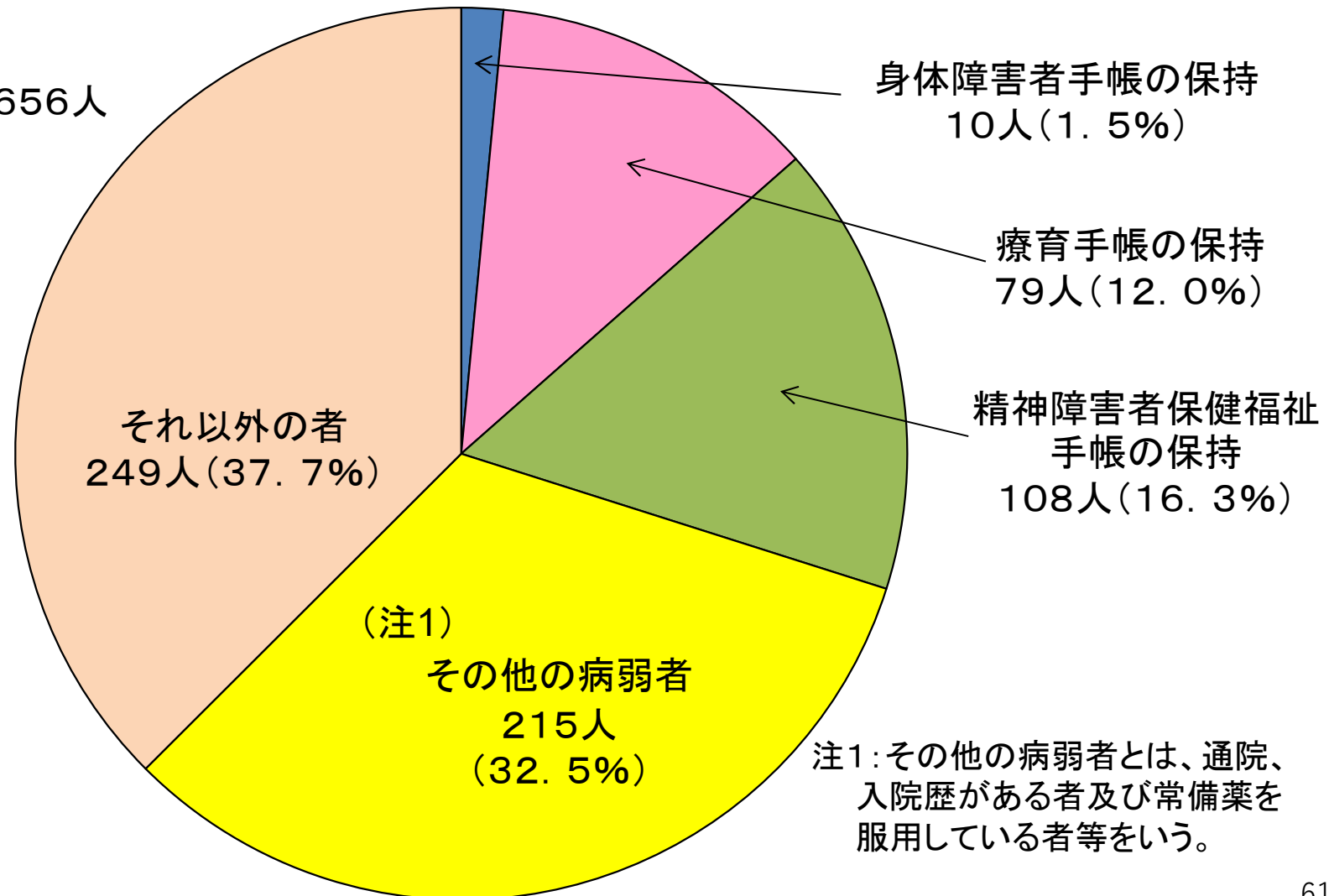
女性自立支援施設入所者の心身の状況

- 入所者のうち、6割以上の女性が何らかの障害あるいは病気を抱えている。
- 手帳は保持していないが、その他の病弱者にあたる入所者が増加している。(H26年:192人、18.0%)
- 精神障害者保健福祉手帳の保持者の割合が増加している。(H26年:101人、9.5%)

令和6年度

女性自立支援施設入所者数 656人

※うち5人は重複障害の者



女性自立支援施設退所理由
(令和6年度中の退所者（本人）：383人の内訳)

退所理由	(R6年度)	
	人	%
自立	171	44.6%
帰宅	20	5.2%
帰郷	42	11.0%
結婚	0	0.0%
他の社会福祉施設等へ入所	104	27.2%
病院へ入院	4	1.0%
無断退所	9	2.3%
その他	33	8.6%
合計	383	100.0%

女性自立支援施設の職員配置状況 (職種別、常勤・非常勤別)

○ 女性自立支援施設の職員配置数は増加しているが、専従・兼務の割合はほぼ横ばいで推移している。

(単位:人)

職種		常勤		非常勤		合計	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
施設長		21	26	0	0	21	26
主任支援員		8	41	0	0	8	41
支援員		100	64	27	23	127	87
事務員		28	50	4	3	32	53
看護師		21	7	1	7	22	14
保健師		1	4	0	0	1	4
その他職員	宿直員	0	7	48	78	48	85
	警備員	0	0	9	10	9	10
	その他	2	4	28	29	30	33
個別対応職員		11	0	0	1	11	1
心理療法担当職員		5	21	14	9	19	30
医師		0	1	0	8	0	9
調理員		36	3	18	8	54	11
栄養士		18	9	0	2	18	11
同伴児童対応職員	保育士	1	1	8	12	9	13
	その他	0	0	4	14	4	14
合計		252	238	161	204	413	442

女性自立支援施設の設備基準(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号))

- 第十一条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)としなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。
- 一 事務室
 - 二 相談室
 - 三 宿直室
 - 四 居室
 - 五 集会室兼談話室
 - 六 静養室
 - 七 医務室
 - 八 作業室
 - 九 食堂
 - 十 調理室
 - 十一 洗面所
 - 十二 浴室
 - 十三 便所
 - 十四 洗濯室
 - 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 居室
 - イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。
 - ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。
 - 二 相談室
 - 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 三 医務室
 - 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
 - 四 食堂及び調理室
 - 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。
 - 五 その他の設備
 - イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

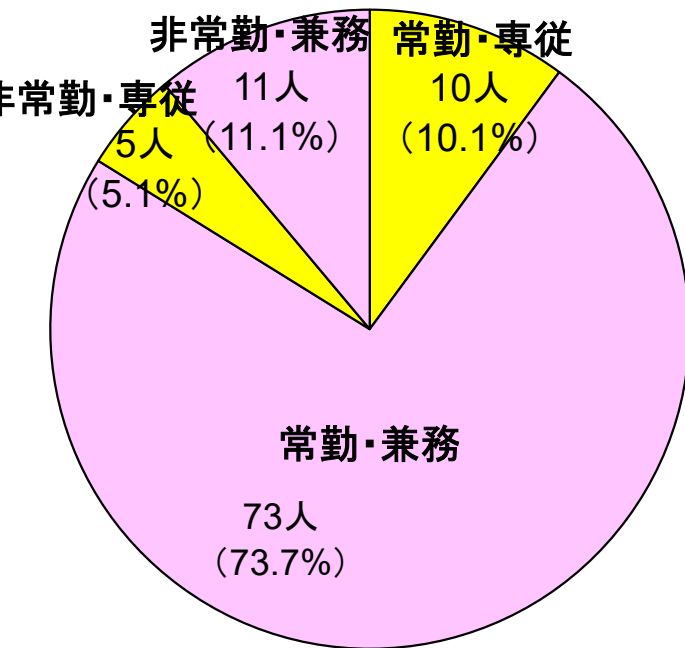
5. 心理支援員等の現状について

心理支援員等の現状①

- 女性相談支援センターには心理支援員を、一時保護所には心理療法担当職員を置くことができる。(任意規定)
- 女性自立支援施設には、看護師または心理療法担当職員を置くこととされている。(義務規定)

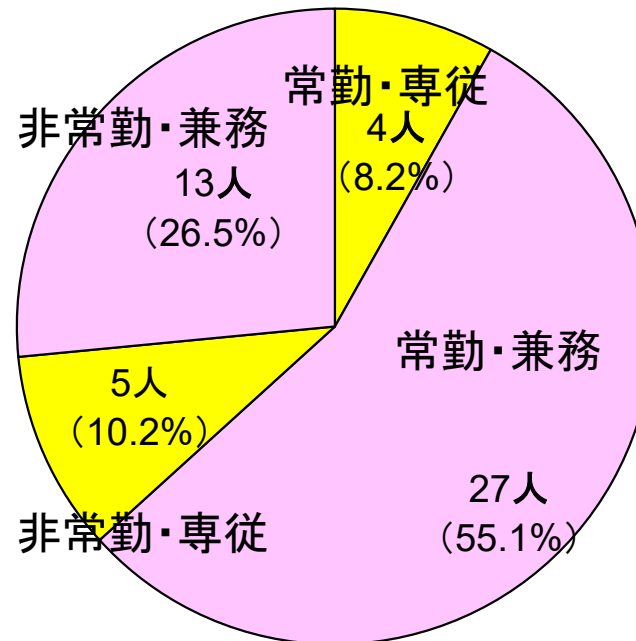
令和7年4月1日現在

心理支援員(女性相談支援センター本体)



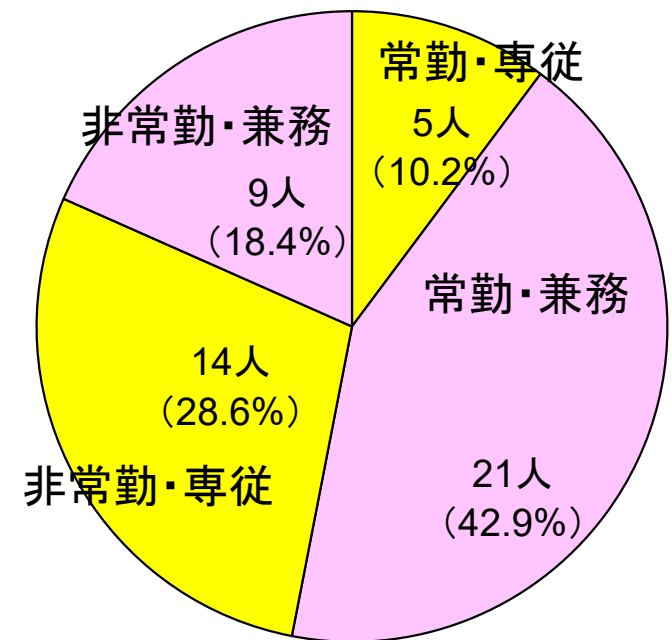
合計: 99人

心理療法担当職員(一時保護所)



合計: 49人

心理療法担当職員(女性自立支援施設)



合計: 49人

(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センター、一時保護所及び女性自立支援施設における 心理支援員等の配置状況

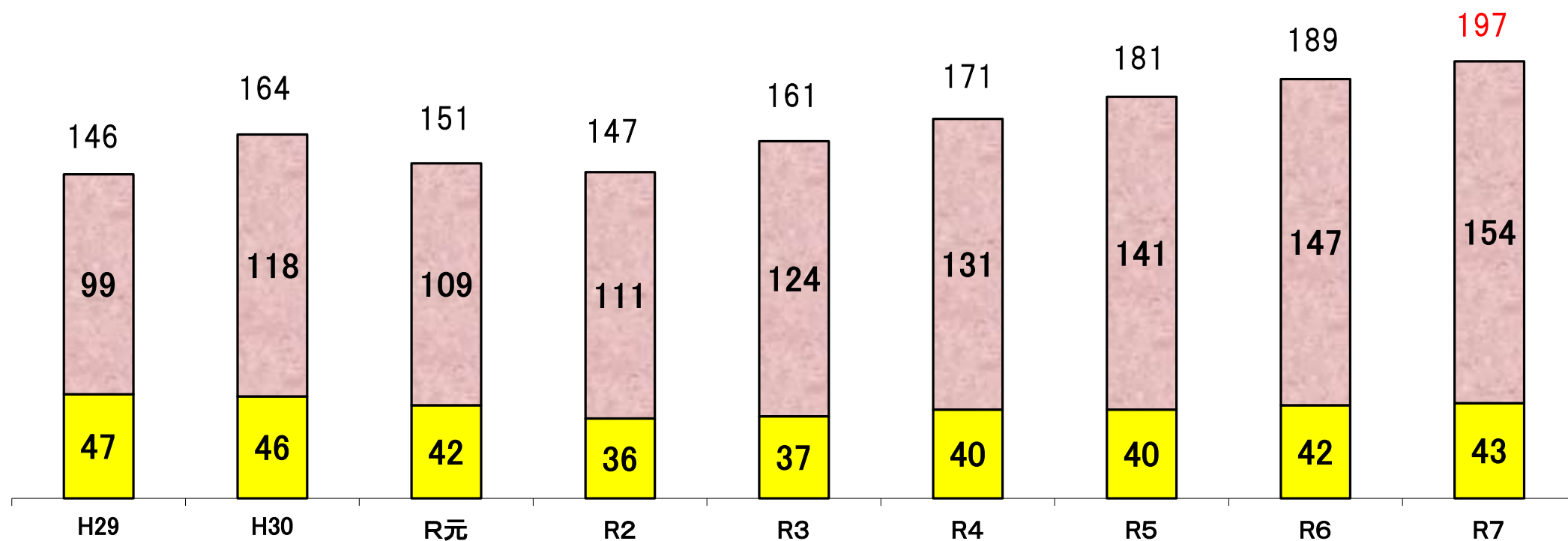


専従



兼務

(単位:人)



令和6年4月1日現在

(厚生労働省女性支援室調べ)

心理支援員等の現状②

令和7年4月1日現在

心理支援員(女性相談支援センター本体)

	常勤		非常勤			常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務		専従	兼務	専従	兼務
北海道	0	0	0	0	滋賀	0	0	1	0
青森	0	0	0	0	京都	0	0	0	1
岩手	0	5	0	0	大阪	0	0	0	0
宮城	0	0	0	1	兵庫	1	0	0	0
秋田	1	0	0	0	奈良	1	0	0	0
山形	0	14	0	0	和歌山	0	0	1	0
福島	0	2	0	0	鳥取	0	8	0	2
茨城	0	0	0	0	島根	1	0	0	0
栃木	0	2	0	0	岡山	0	1	0	0
群馬	0	0	0	1	広島	0	8	0	1
埼玉	0	0	0	0	山口	0	1	0	0
千葉	0	1	0	0	徳島	0	1	0	0
東京	3	2	0	1	香川	1	0	0	0
神奈川	0	0	2	0	愛媛	0	1	0	0
新潟	0	9	0	0	高知	0	0	0	1
富山	0	1	0	1	福岡	0	0	0	0
石川	0	9	0	0	佐賀	0	1	0	0
福井	0	1	0	0	長崎	0	0	0	0
山梨	0	1	0	0	熊本	0	0	0	1
長野	0	2	0	0	大分	0	0	0	1
岐阜	0	0	0	0	宮崎	0	2	0	0
静岡	1	0	0	0	鹿児島	0	1	0	0
愛知	0	0	0	0	沖縄	0	0	1	0
三重	1	0	0	0	合計	10	73	5	11

心理療法担当職員(女性相談支援センター一時保護所)

	常勤		非常勤			常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務		専従	兼務	専従	兼務
北海道	0	1	0	0	滋賀	0	0	0	1
青森	0	0	1	0	京都	0	0	0	1
岩手	0	0	0	0	大阪	2	0	1	0
宮城	0	0	0	1	兵庫	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	奈良	0	0	0	0
山形	0	1	0	0	和歌山	0	0	0	0
福島	0	2	0	0	鳥取	0	1	0	0
茨城	0	0	1	0	島根	0	1	0	0
栃木	0	0	0	0	岡山	0	1	0	1
群馬	0	0	0	1	広島	0	0	0	1
埼玉	0	2	0	0	山口	0	0	0	0
千葉	0	1	0	0	徳島	0	1	0	0
東京	0	2	0	1	香川	0	0	0	1
神奈川	0	0	0	0	愛媛	0	1	0	0
新潟	0	9	0	0	高知	0	0	0	1
富山	0	0	0	1	福岡	1	0	0	0
石川	0	1	0	0	佐賀	0	0	0	0
福井	0	1	0	0	長崎	0	0	0	1
山梨	0	0	0	0	熊本	0	0	0	1
長野	0	2	0	0	大分	0	0	0	1
岐阜	0	0	1	0	宮崎	0	0	0	0
静岡	0	0	1	0	鹿児島	0	0	0	0
愛知	1	0	0	0	沖縄	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	合計	4	27	5	13

(厚生労働省女性支援室調べ) 68

心理支援員等の現状③

令和7年4月1日現在

心理療法担当職員(女性自立支援施設)

		常勤		非常勤				常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務			専従	兼務	専従	兼務
北海道	北海道立女性相談支援センター	0	1	0	0	愛知県	白菊荘	0	0	1	0
岩手県	社会福祉法人岩手県同胞援護会桐の苑	0	0	0	0		成願荘	0	0	1	0
宮城県	女性自立支援施設 宮城県コスモスハウス	2	0	0	0	三重県	女性自立支援施設 あかつき	0	0	0	0
秋田県	秋田県子ども・女性・障害者相談センター	0	0	0	0	滋賀県	滋賀県中央子ども家庭相談センター	0	0	0	1
山形県	女性自立サポートハウス	0	1	0	0	京都府	京都府家庭支援総合センター	0	0	0	1
福島県	福島県女性のための相談支援センター	0	2	0	0	大阪府	大阪府立女性自立支援センター	0	1	0	0
茨城県	茨城県立若葉寮	0	0	0	0		大阪府立女性自立支援センター	0	0	0	0
栃木県	とちぎ男女共同参画センター	0	0	0	0	兵庫県	女性自立支援施設 神戸婦人寮	0	0	0	0
群馬県	三山寮	0	0	0	1		女性自立支援施設 チアホームひめじ	0	0	0	0
埼玉県	埼玉県男女共同参画推進センター	0	2	0	0	和歌山県	和歌山県なぐさホーム	0	0	0	0
千葉県	女性自立支援施設 望みの門学園	1	0	0	0	広島県	シャロン・ハウス	0	0	0	0
	かにた婦人の村	0	0	0	1	山口県	山口県大内寮	0	0	0	0
東京都	社会福祉法人救世軍新生寮	0	0	1	0	徳島県	徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮	0	1	0	0
	社会福祉法人 救世軍社会事業団 救世軍婦人寮	0	0	2	0	香川県	香川県子ども女性相談センター「玉藻寮」	0	0	0	1
	慈愛jiai	0	0	3	0	愛媛県	愛媛県さつき寮	0	0	0	0
	いずみ寮	1	0	0	1	高知県	高知県女性自立支援施設	0	0	0	1
	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会	1	0	2	0	福岡県	アベニール福岡	0	0	2	0
神奈川県	神奈川県女性自立支援施設 さつき寮	0	0	2	0	佐賀県	たちばな	0	0	0	0
新潟県	新潟県あかしや寮	0	9	0	0	長崎県	長崎県立清和寮	0	0	0	1
石川県	石川県白百合寮	0	1	0	0	大分県	大分県女性自立支援施設	0	0	0	1
福井県	福井県若草寮	0	1	0	0	宮崎県	県立きりしま寮	0	0	0	0
長野県	長野県立ときわぎ寮	0	2	0	0	鹿児島県	社会福祉法人 鹿児島県社会福祉事業団	0	0	0	0
岐阜県	岐阜県立千草寮	0	0	0	0		女性自立支援施設 フェリオ鹿児島	0	0	0	0
		0	0	0	0	沖縄県	女性自立支援施設 うるま	0	0	0	0
静岡県	清流荘	0	0	0	0	47施設合計		5	20	13	9

(厚生労働省女性支援室調べ)

心理療法担当職員の配置に係る予算(国費)について

配偶者からの暴力被害者等の心のケア対策として、心理療法担当職員を配置し、自立に向けた支援の強化を図る。

	令和7年度予算額		令和8年度予算額
(女性支援費国庫負担金及び国庫補助金<一般会計>の内数)	26.8億円	⇒	28.7億円

1. 趣旨

配偶者からの暴力被害者及び同伴する家族等に対し、カウンセリング等により心理的回復を図り、自立に向けた支援の強化を図ることを目的とする。

2. 沿革
- 平成14年度 創設(非常勤の心理療法担当職員の配置)
 - 平成19年度 拡充(女性自立支援施設の心理療法担当職員の常勤化)
 - 令和 2年度 拡充(加算要件の緩和「年度当初に被害女性又はその同伴する家族等が10名以上
→ 被害女性又はその同伴する家族等が当該年度を通じて常時1名以上」)
 - 令和 3年度 拡充(一時保護委託する民間支援団体の心理療法担当職員の配置)
 - 令和 4年度 拡充(女性自立支援施設に、民間団体が行う心理的ケアに対し助言等を行う
心理療法担当職員を配置)

3. 実施施設 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設

4. 補助根拠 法律補助(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第22条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条)

5. 補助先・補助率 5/10 (国5/10 都道府県5/10)

6. 外国人被害者の保護状況

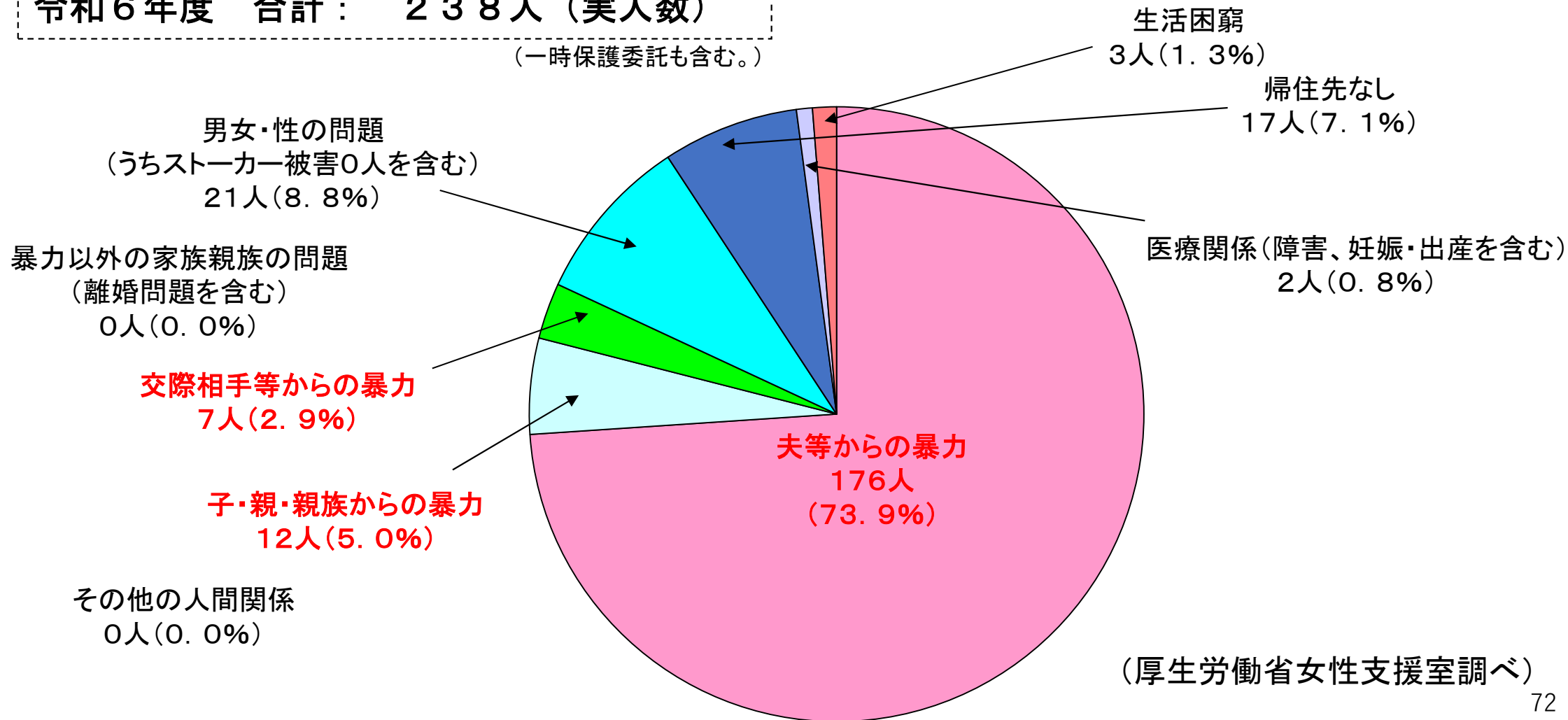
女性相談支援センターにおける外国人の 一時保護の理由

- 夫等からの暴力を理由とする保護が全体の73.9%を占めている。また、「子・親・親族」「交際相手等」を含めると、全体の81.8%を暴力被害が占めている。
- 一時保護した238人のうち、在留資格を有していたことが確認できたのは198人。また、在留資格を有していないことが判明したのは12人。

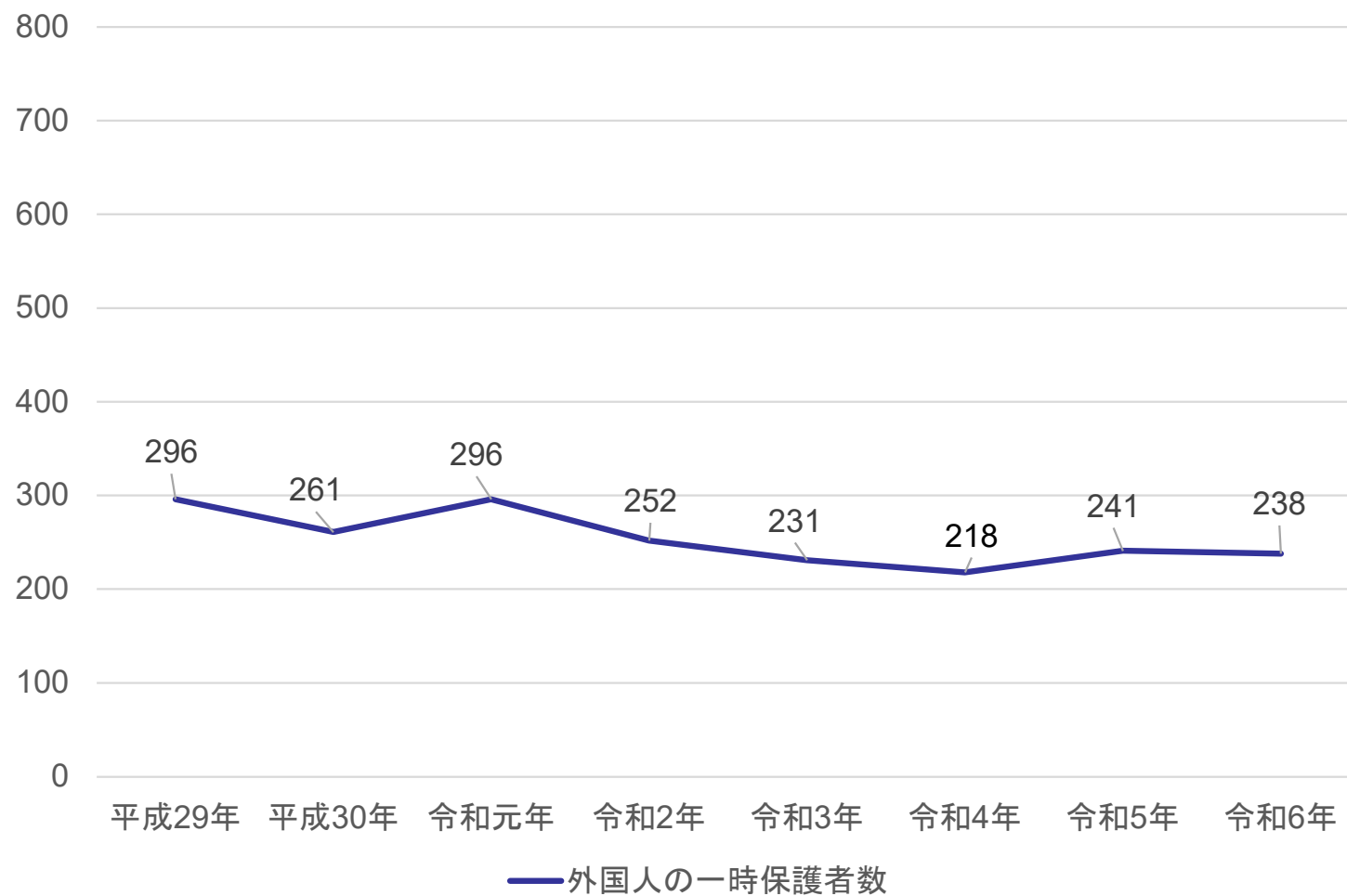
※ 夫等からの暴力を理由とする保護は、日本人も含めた一時保護全体における割合(61.8%)と比較して高い水準にある。

令和6年度 合計： 238人（実人数）

（一時保護委託も含む。）



女性相談支援センターにおける外国人の一時保護者の推移

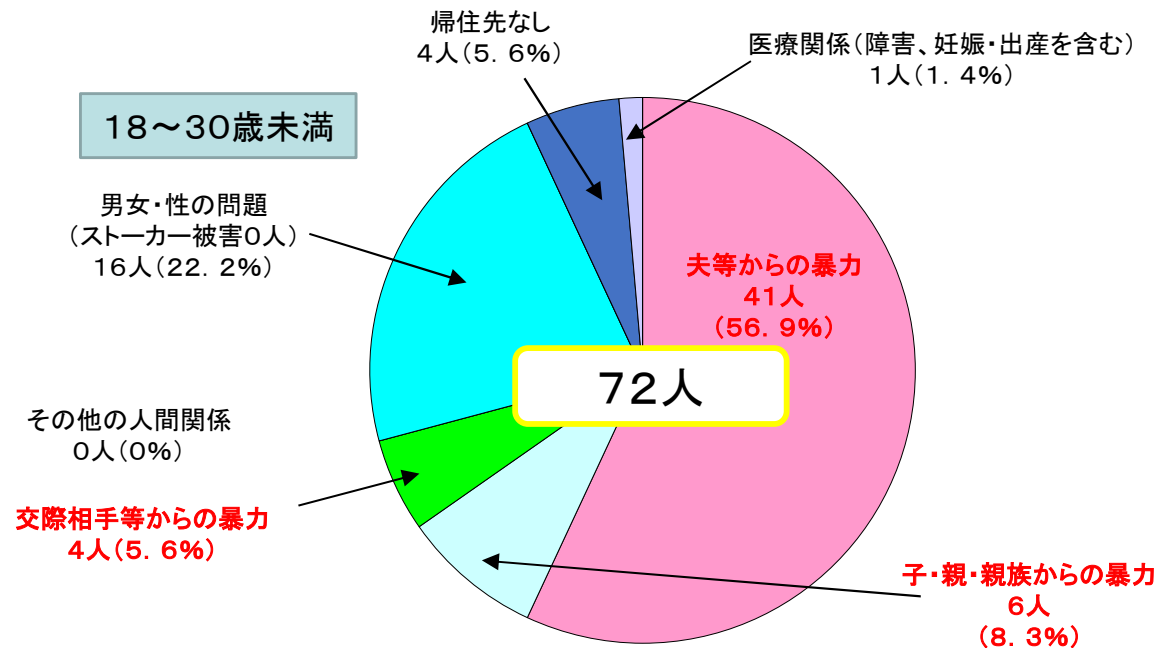


女性相談支援センターにおける外国人の一時保護の理由（年齢別）

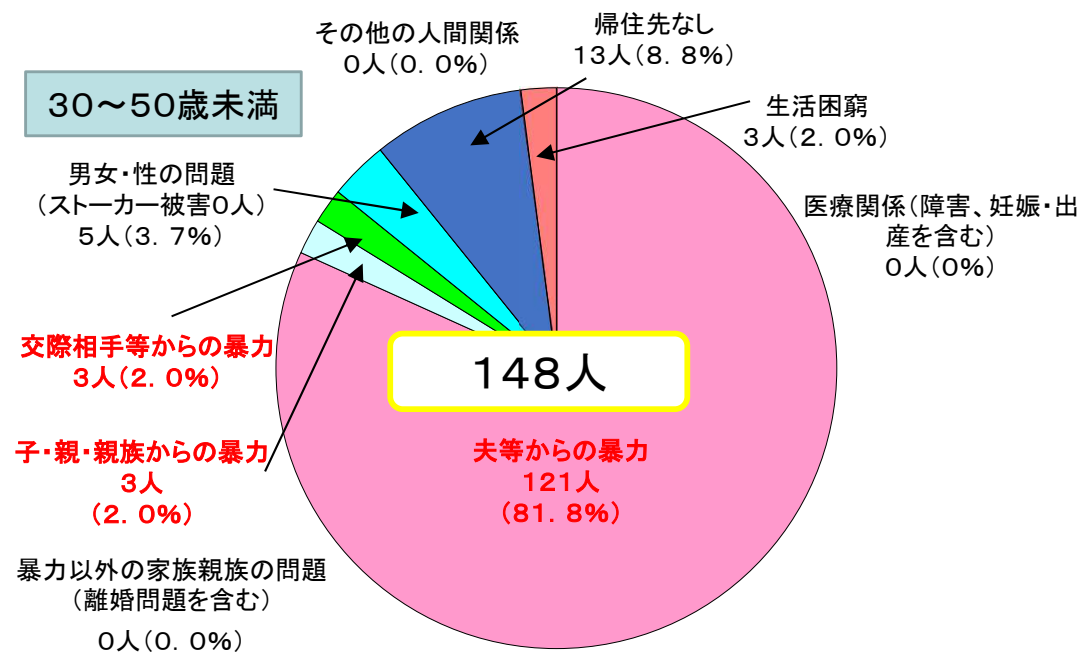
18歳未満

0人

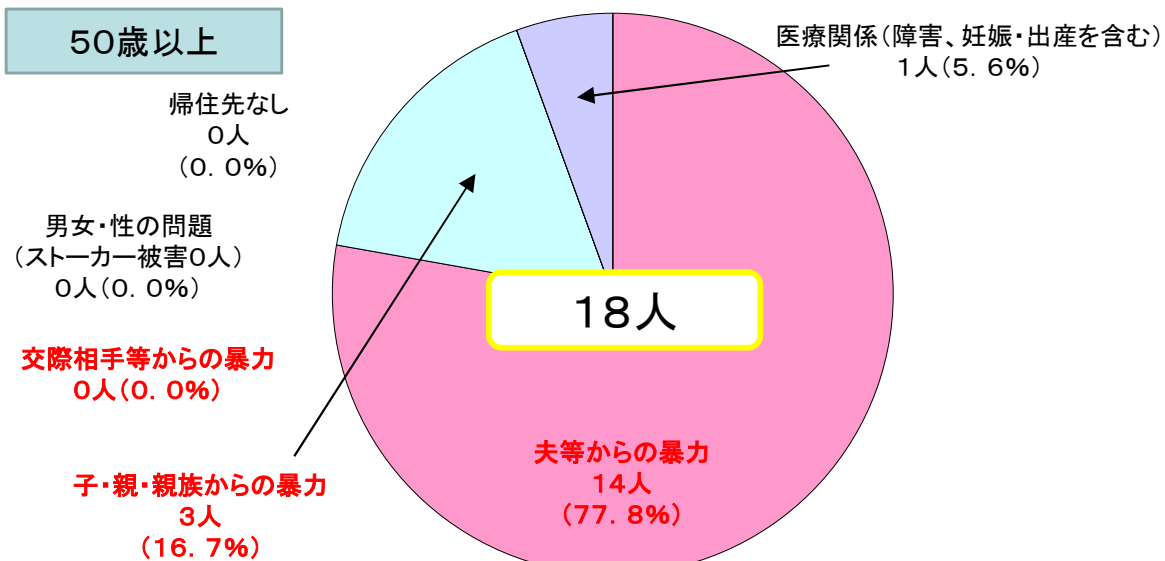
18～30歳未満



30～50歳未満



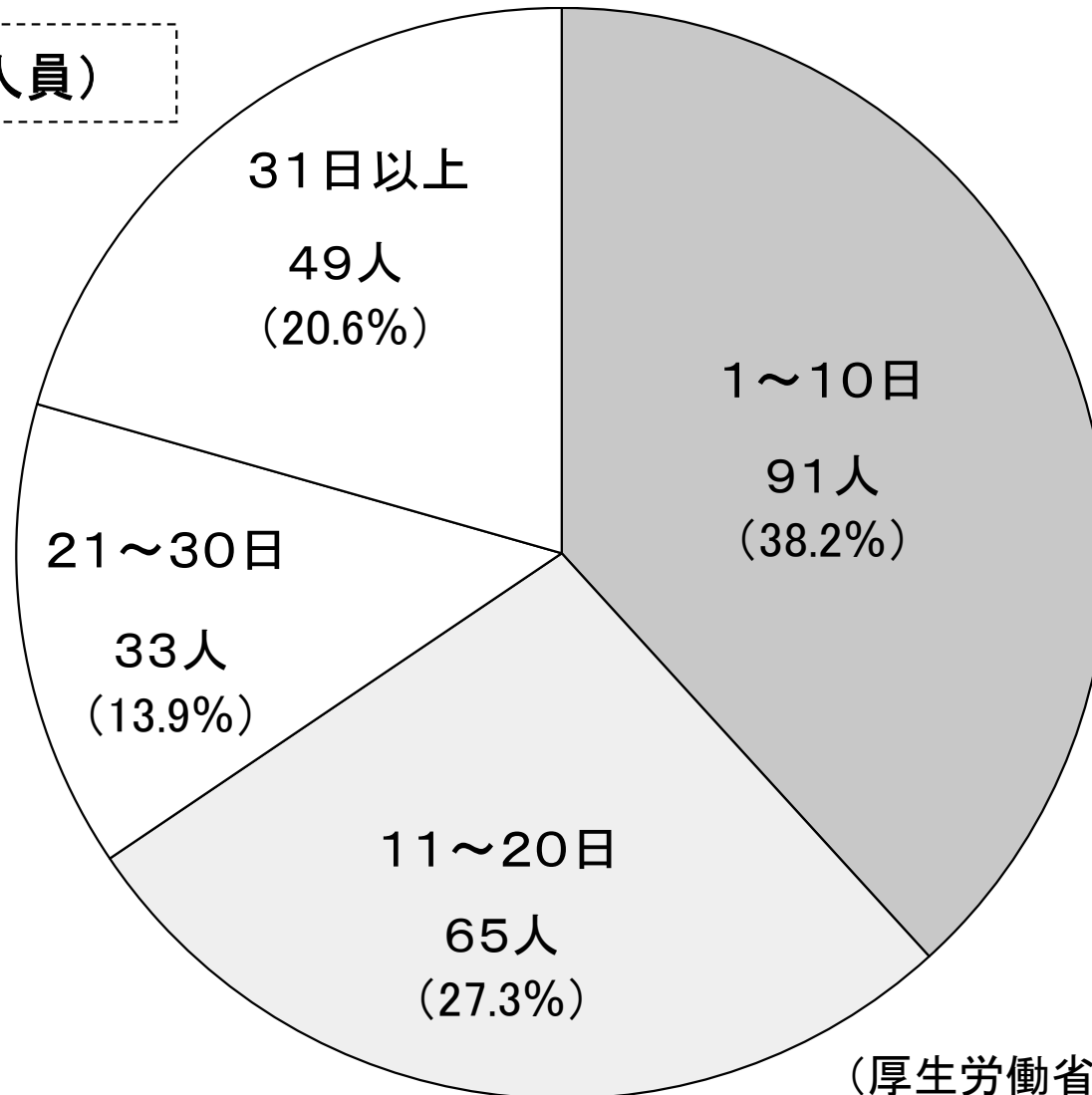
50歳以上



女性相談支援センターによる外国人の一時保護(在所期間)

○外国人の一時保護の平均在所日数は21.2日となっている。
(一時保護全体の平均は19.8日)

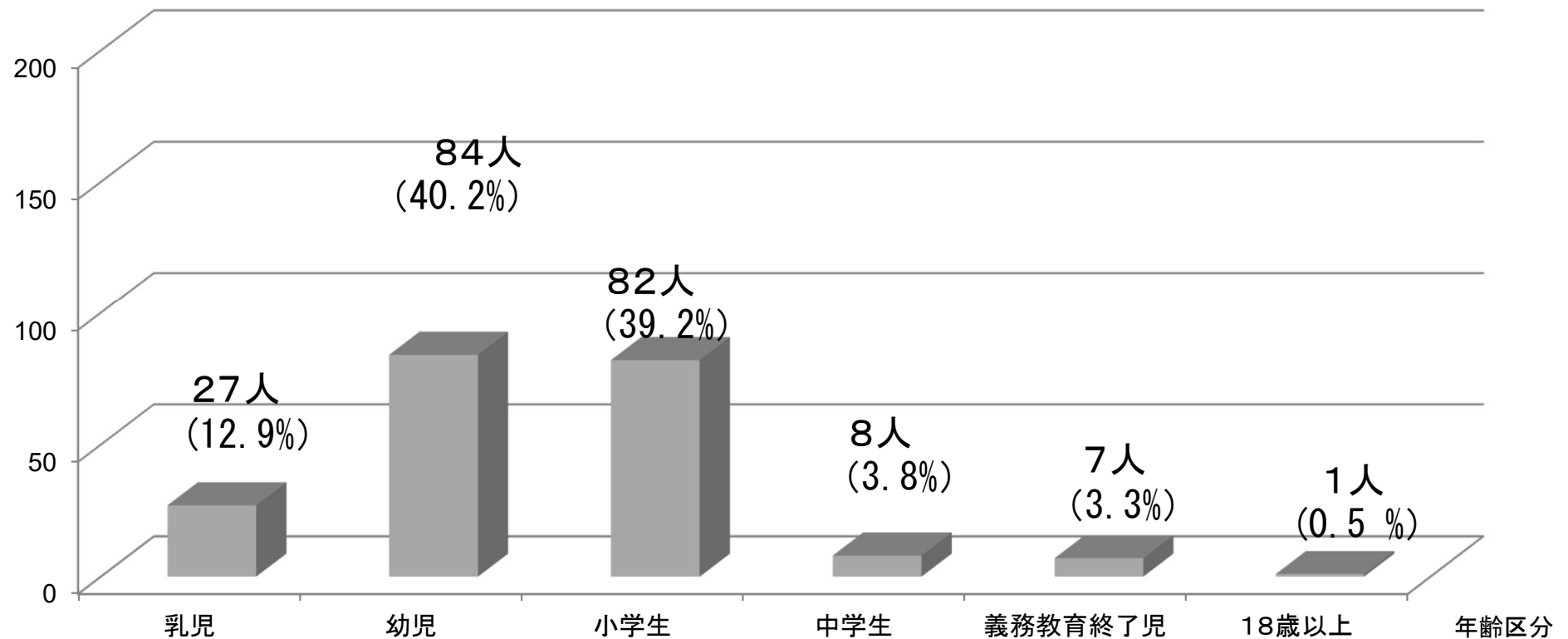
令和6年度 合計:238(実人員)



(厚生労働省女性支援室調べ)

外国人の一時保護同伴家族の状況(令和6年度)

- 乳児・幼児だけで約5割を占める。小学生は約4割となっている。
- 同伴家族の99.5%が18歳未満の児童。



合計:209人(実人数)

(厚生労働省女性支援室調べ)

外国人の一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 令和6年度における外国人の一時保護委託人数は、181人。
(女性本人86人、同伴家族95人)である。
- 女性本人の平均在所日数15.9日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託状況(令和6年度)

施設区分		女性自立支援施設	民間シェルター	母子生活支援施設	児童福祉施設	障害者支援施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
入所人数	女性本人	35	17	30	1	2	1	0	0	86
	同伴家族	41	6	48	0	0	0	0	0	95

(厚生労働省女性支援室調べ)

一時保護された外国人女性の一時的保護後の主な状況

(令和6年度中の退所者：233人の内訳)

退 所 先		令和6年度		(参考: 令和5年度)	
		人	%	人	%
施設	母子生活支援施設	38	16.3	56	23.7
	女性自立支援施設	21	9.0	13	5.5
	その他の社会福祉施設	11	4.7	11	4.7
帰 宅		42	18.0	39	16.5
自 立		26	11.2	16	6.8
民 間 団 体		24	10.3	29	12.3
帰 国		11	4.7	9	3.8
知 人・友 人 宅		21	9.0	17	7.2
帰 郷 (実家・親族宅 等)		18	7.7	14	5.9
病 院		8	3.4	4	1.7
そ の 他		13	5.6	28	11.9
計		233	100.0	236	100.0

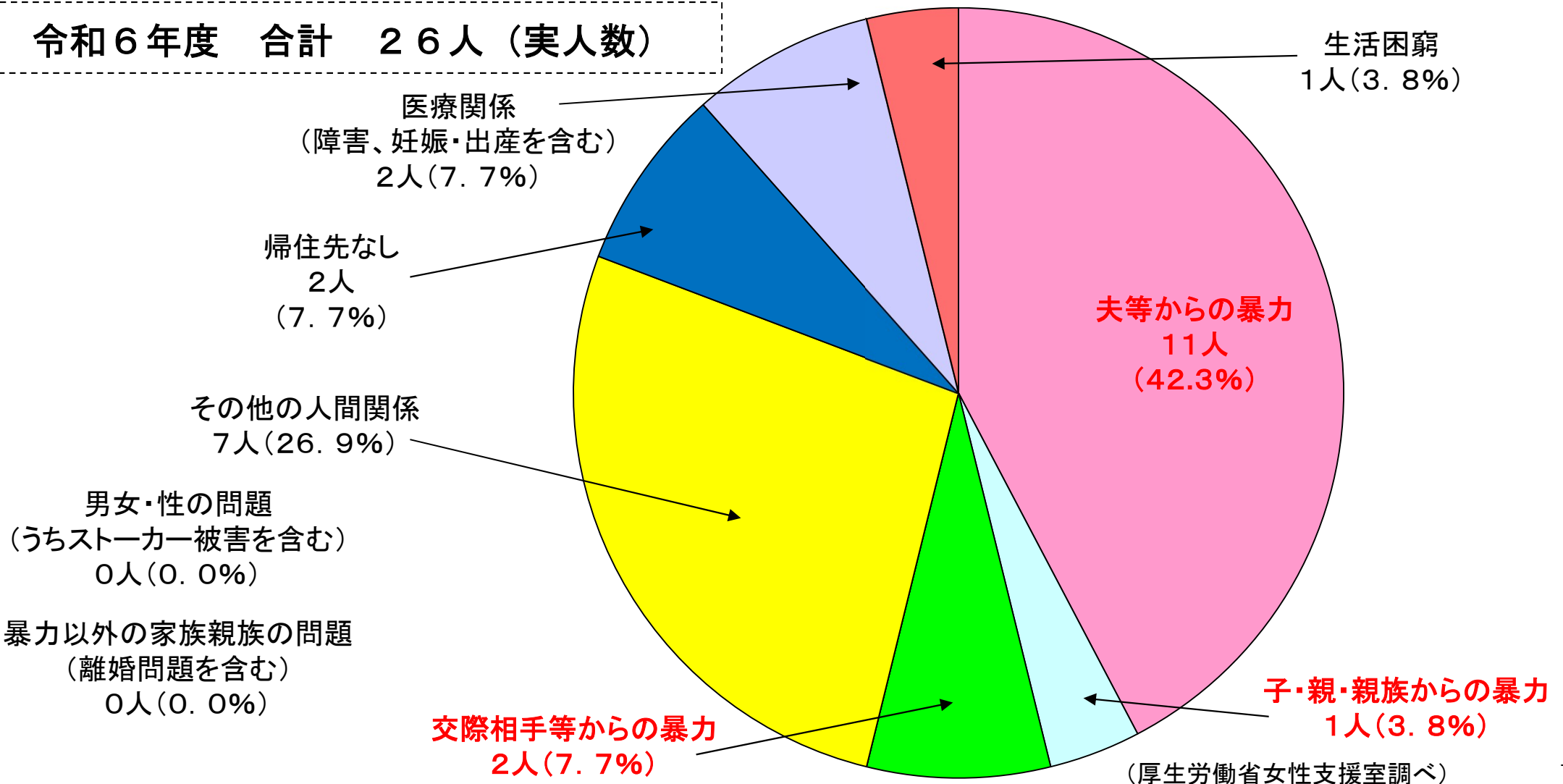
※ このほかに同伴家族が224人いる。うち218人は女性と同じ移行先へ。
母子分離して児童相談所に保護された児童は6人となっている。

(厚生労働省女性支援室調べ)

女性自立支援施設における在所者(外国人)の入所理由

- 暴力被害によるものが全体の53.8%を占めている。
- 在所者26人のうち、26名全員が在留資格を有していた。
- ※ なお、在所者26人のほかに、同伴家族16人(うち同伴児童16人)が入所している。
- ※ 在所者26人の平均在所日数は、53.6日

令和6年度 合計 26人(実人数)



7. 人身取引対策について

人身取引対策行動計画2022の概要（令和4年12月 犯罪対策閣僚会議）

人身取引を巡る情勢

- 我が国の人身取引対策への取組状況に対する国際社会の関心
- 外国人材の活用、外国人の往来の増加、女性の活躍促進等を進める中、「世界一安全な国、日本」創造に向けた人身取引対策強化の重要性

人身取引対策行動計画2022の構成

①人身取引の実態把握の徹底

- 人身取引被害の発生状況の把握・分析
 - ・ 児童の性に着目した営業に係る実態調査、旅券等の留め置きが疑われる事案の調査

②人身取引の防止

- 入国管理・在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
- 労働搾取を目的とした人身取引の防止
 - ・ 外国人技能実習制度や特定技能制度の更なる適正化等
 - ・ 体制強化を通じた労働基準関係法令の厳正な執行
 - ・ 技能実習生等の送出国との連携・協力
 - ・ 技能実習制度、特定技能制度の在り方の検討
- 各種対策
 - ・ いわゆるアダルトビデオ出演被害の防止及び救済
 - ・ 人身取引の防止のための罰則強化の検討
 - ・ 性的搾取を含めた人身取引の需要側への啓発等

③人身取引被害者の認知の推進

- 各種窓口の連携による対応の強化
- 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知
- 外国語による窓口対応の強化
- 在外公館等による潜在的人身取引被害者に対する注意喚起

④人身取引の撲滅

- 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化
- 人身取引取締りマニュアルの活用による取締りの徹底
- 技能実習生等に対する労働搾取を目的とした人身取引の取締りの徹底
- 国境を越えた犯罪の取締り

⑤人身取引被害者の保護・支援

- 婦人相談所※等における一時保護・援助等の一層の充実
 - ・ 被害女性への安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケアの対応を行うとともに、生活習慣等を配慮したきめ細かい支援の実施
- 被害者への支援
 - ・ ワンストップ支援センターの体制整備をはじめとする性犯罪・性暴力被害者支援の充実

⑥人身取引対策推進のための基盤整備

- 関係諸国や国際機関、民間団体との連携強化
- 各種広報啓発活動等を通じた国民等の理解と協力の確保
- 人身取引対策推進会議の開催や年次報告の作成

※婦人相談所は令和6年4月より女性相談支援センターに名称変更

人身取引被害者保護の流れ

認知

人身取引被害者

取り締まり・相談窓口における被害者の認知

相談

被害者や周りの者などからの保護要請
(交番等への駆け込み)

警察、出入国管理庁、在京大使館、IOM、NGO等による保護

保護

女性相談支援センター等による一時保護
(民間シェルター等における一時保護委託を含む)

人身取引被害者の支援体制の確保

- ・被害女性に対する衣食住の提供
- ・医師の診察や医療費の補助などによる健康支援
- ・相談や支援における適切な母国語通訳の確保
- ・心理職によるカウンセリングなどの心理的ケア
- ・関係機関との厳密な連携 等

帰国
支援

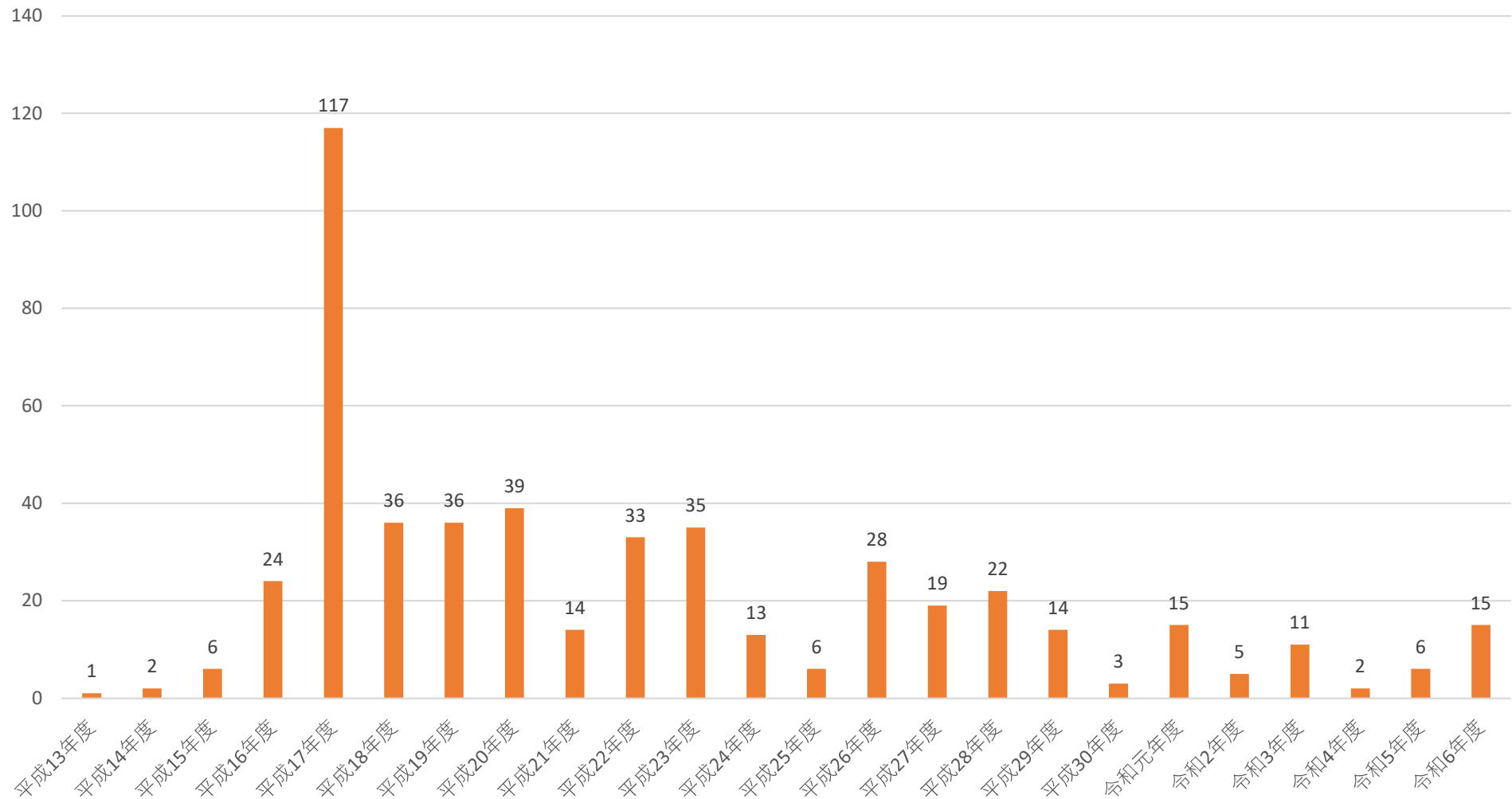
IOM（国際移住機関）を通じた帰国支援
関係機関との連携

被害者の母国における社会復帰支援等

うち帰国を希望する外国人人身取引被害者

女性相談支援センターにおける人身取引被害者保護実績 (平成13年度～令和6年度 合計502人)

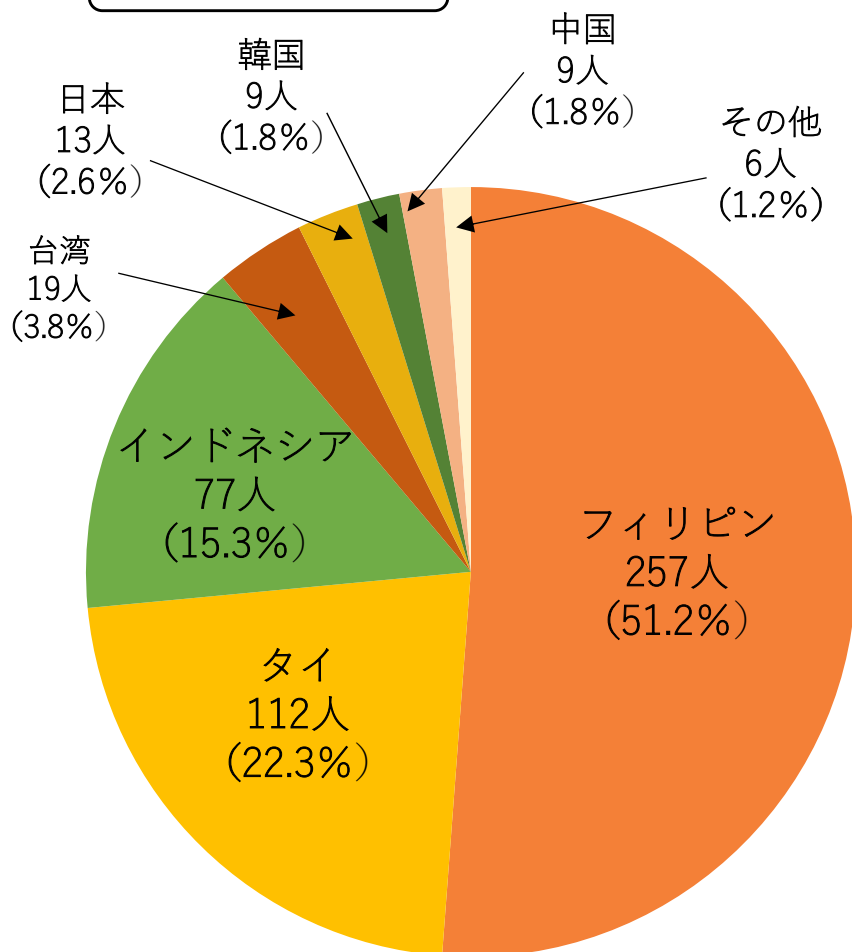
- 平成13年度～令和6年度までに女性相談支援センターが保護した人身取引被害者は合計502人。うち、480人は女性相談支援センターが保護。
- 平均保護日数 48.6日



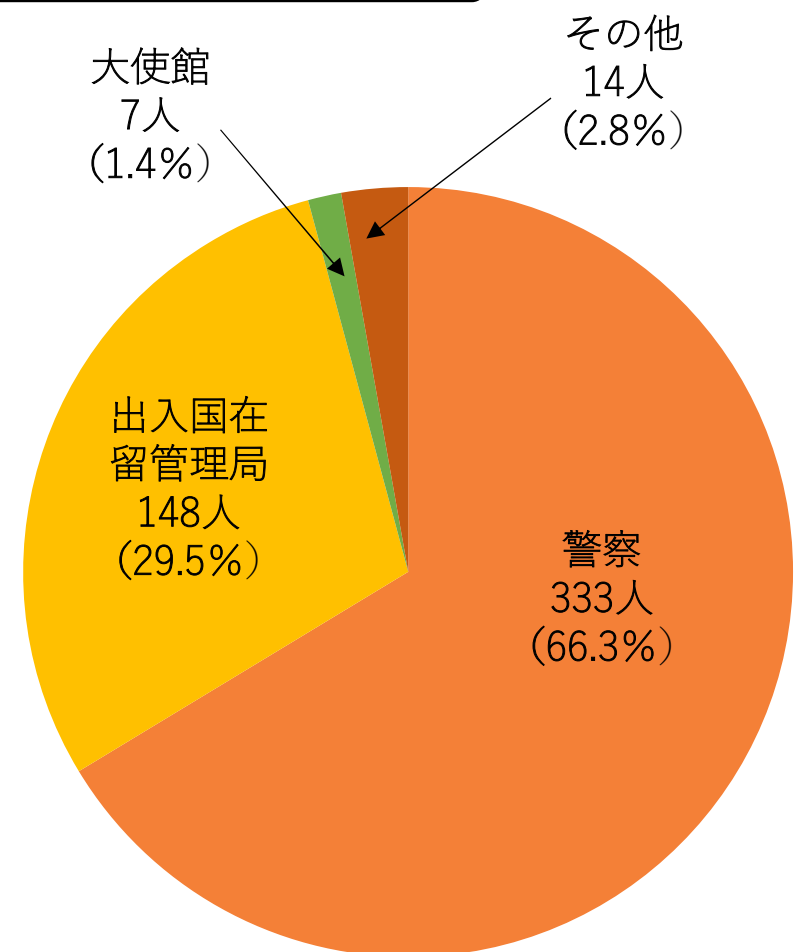
女性相談支援センターにおける人身取引被害者保護実績 平成13年度～令和6年度 合計502人

- 国別の保護実績はフィリピン人が257人（51.3%）と最も多く、次にタイ人が112人（22.4%）、インドネシア人が77人（15.4%）となっている。
- 保護に至る相談経路は警察が332人（66.5%）と最も多くなっている。

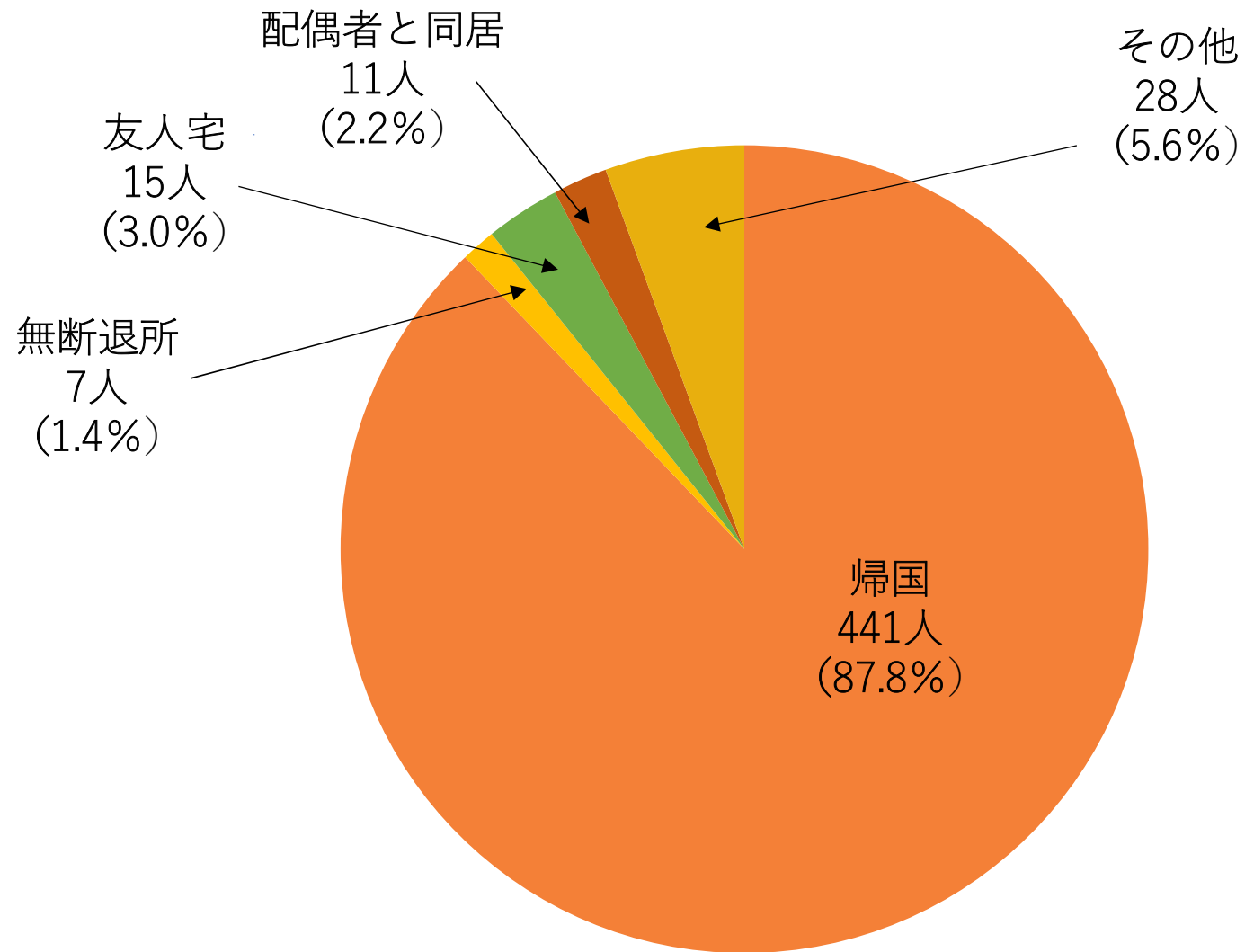
国別保護実績



保護に至る相談経路



女性相談支援センターにおける人身取引被害者の退所後の状況 (平成13年度～令和6年度 合計502人)



人身取引被害者の保護・支援において積極的な活用が望まれる施策

・外国人女性緊急一時保護経費

外国人女性緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）、通訳雇上費を支弁する

・女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設への心理療法担当職員の配置

暴力被害者等の心のケア対策として、心理療法担当職員を配置し、カウンセリング等により心理回復を図る

・法的対応機能強化事業

弁護士等による法的な調整や援助を行う

・一時保護委託

被害者の状況に応じ、より適切な施設において保護を実施する ※H20～委託費の充実

・人身取引被害者等を支援する専門通訳者養成研修

人身取引被害者や外国人DV被害者の相談、一時保護等の支援を、女性相談支援センター等の現場において、専門的知識に裏づけられた適切な通訳者を養成する研修を実施し、人身取引被害者等への支援を確保する

・人身取引被害者の支援体制の確保

人身取引被害者の支援体制の強化のため、民間団体等のケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣、通訳者の雇上、確保、医療費の支弁等、女性自立支援施設の機能を強化する

8. 関係予算について

令和 8 年度当初予算の概要

< 困難な問題を抱える女性への支援関係予算 >

令和 8 年度当初予算 52 億円 (51 億円) ※ () 内は前年度当初予算

厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室

令和 7 年度補正予算 3.6 億円

○ 令和 6 年 4 月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。

- ・ 女性相談支援員（非正規職員）の配置に必要な費用（女性相談支援員活動強化事業）
- ・ 民間団体との協働による支援の実施に必要な費用（官民協働等女性支援事業、民間団体支援強化・推進事業 等）
- ・ 支援調整会議の設置・運営に必要な費用（困難な問題を抱える女性支援連携強化事業）
- ・ 女性相談支援センターの一時保護所の運営費（女性保護事業費負担金 等）
- ・ 女性自立支援施設の運営費（女性自立支援事業費補助金、女性自立支援施設通所型支援モデル事業 等）
- ・ 女性相談支援センターにおける移送費や人身取引被害者の通訳者雇上費用（女性相談支援センター運営費負担金） 等

< 主な拡充事項 >

1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

- ・ 民間団体が支援する女性の自立支援の強化（資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る支援の充実）

2. 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金

- ・ 同伴児童の一時保護委託費の単価見直し
- ・ 非常勤職員の人件費単価の見直し
- ・ 女性相談支援センター一時保護所において第三者評価を受審した場合の加算の創設

< 当初予算案の内訳 >

◇ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	23.3 億円
	(令和 7 年度補正予算 3.6 億円)
◇ 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金	28.7 億円
◇ その他（研修費用等）	26.6 百万円

1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

困難な問題を抱える女性支援推進等事業費について

【令和8年度当初予算 23億円（24億円）※括弧内は前年度当初予算額】
令和7年度補正予算において別途予算措置：3.6億円

< R 8 年度当初予算における主な拡充事項 >

- ・ 官民協働等女性支援事業の拡充

1 体制構築・広報啓発等

- 1 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業
・ 基本計画の策定支援、専門職採用活動 等
- 3 民間団体支援体制強化・推進事業
・ 民間団体の掘り起こし・育成等
- 5 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
・ D V 被害者及び同伴家族の保護支援に必要な連携体制を構築
- 7 困難な問題を抱える女性支援に関する啓発活動事業
・ 本庁又は女性相談支援センターにおける広報活動を実施
- 2 困難な問題を抱える女性支援連携強化事業
・ 関係機関により構成される協議会の設置・運営
- 4 女性相談支援センター等職員への専門研修事業
・ 女性相談支援センターの職員等を対象とした研修実施
- 6 専門通訳者養成研修事業
・ 人身取引被害者への支援に必要な通訳者を養成
- 8 女性相談支援センター等職員へのスーパービジョン整備事業
・ 有識者や職員 O B 等がスーパーバイズを実施

2 相談支援等

- 1 女性相談支援員活動強化事業
・ 女性相談支援員（非正規）の手当等の支給、スーパーバイズの実施
- 3 休日夜間電話相談事業
・ 女性相談支援センターにおいて夜間・休日の電話相談を実施
- 5 法的対応機能強化事業
・ 女性相談支援センターにおいて法的対応のための弁護士を配置
- 2 女性相談支援センター S N S 等相談支援事業
・ 女性相談支援センターにおける S N S を活用した相談支援を実施
- 4 D V 対応・児童虐待対応連携強化事業
・ 女性相談支援センターに児童相談所と連携を図るための職員を配置
- 6 女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業【R 7 度補正】
・ 地域資源の開拓や地域交流等を行い、連携を推進するための職員を配置
- 7 官民協働等女性支援事業【拡充】
・ 公的機関と民間団体が密接に連携しながら、アウトリーチ支援や一時的な居

3 一時保護・施設入所等

- 1 一時保護所入所者個別対応強化事業
・ 一時保護所において個別対応職員を配置
- 3 女性自立支援施設通所型支援モデル事業
・ 女性自立支援施設の専門性を生かした通所型支援を実施
- 5 D V 被害者等自立生活援助事業
・ 民間団体を活用し、D V 被害等女性の一時的な居場所を提供
- 2 同伴児童学習・通学支援事業
・ 一時保護所において学習支援員を配置。
通学のための同行支援を実施
- 4 女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業
・ 女性自立支援施設の入所者に対し、
退所前の地域生活体験を実施
- 6 一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業【R 7 度補正】
・ 秘匿性の有無に応じた支援を実施するため、
生活制限を大幅緩和したサテライト型の施設を確保

4 アフターケア

- 1 女性自立支援施設退所者自立生活援助事業
・ 女性自立支援施設において、施設退所者のアフターケアを実施

5 国事業

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業

場所の提供、生活習慣を改善するために一定期間居住する場所の提供、地域に定着するためのアフターケアなど切れ目のない支援を実施

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **23**億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額
令和7年度補正予算において別途予算措置：2.7億円

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

(2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

(3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

(4) ステップハウス

(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。

(5) アフターケア

(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

(6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

(7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



①	アウトリーチ支援・SNS相談 【必須】（夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ）
②	居場所の確保 （一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談・見守り支援）
③	自立支援 （就労支援、学校や家族との調整、医療機関との連携による支援など自立に向けた支援）
④	ステップハウス （自立に向け生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所）
⑤	アフターケア （地域生活を定着させるための継続的な支援）
⑦	支援体制強化（ICT導入支援）

困難女性

悪質ホスト被害者
JKビジネス被害者
家出少女、AV出演強要
困窮、孤独・孤立
DV・性暴力被害者
等

⑥ **関係機関連携会議の設置等**【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）
補助率：国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

<事業実績> 令和5年度：5自治体（9団体）
令和6年度：13自治体（28団体）
令和7年度：23自治体（44団体）

女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。
- また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。
- このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム

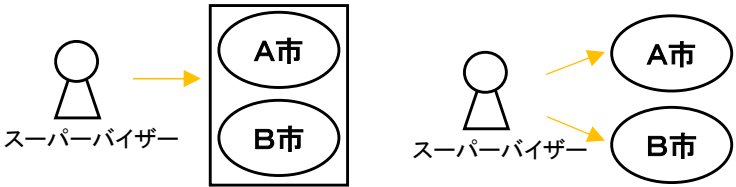
①女性相談支援員向けスーパービジョン整備費（女性相談支援員活動強化事業の拡充）

都道府県または市町村において、女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

②女性相談支援センター・女性自立支援施設職員向けスーパービジョン整備事業（困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の拡充）

女性相談支援センターや女性自立支援施設を設置する都道府県（女性相談支援センターを設置している指定都市を含む）において、支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

※ スーパーバイザーによる助言は、集合方式やオンライン等により、複数の市町村の女性相談支援員または同一都道府県内の女性相談支援センター及び女性自立支援施設を対象に一体的に実施することも可能とする。



3 実施主体等

①【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）

【補助率】国 1/2（都道府県・市町村（特別区含む） 1/2）

【令和7年度実施自治体】10自治体

②【実施主体】都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市

【補助率】国 1/2（都道府県・指定都市 1/2）

【令和7年度実施自治体】6自治体

1 事業の目的

- ## 2 事業の概要・スキーム

- ### 3 实施主体等

93

困難女性支援活動・DV対策機能強化事業【平成14年度創設】

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性への支援及び暴力被害女性の保護を目的として、啓発活動を行うとともに、早期発見に努め、必要な相談等に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難女性支援活動推進等事業強化対策費（H14～）

- （1）困難な問題を抱える女性支援に関する啓発活動事業
困難な問題を抱える女性への支援の推進を図るための広報啓発を実施。
【補助単価案：1自治体あたり年額 384千円～672千円】

2. 配偶者からの暴力対策機能強化事業

- （3）休日夜間電話相談事業（H14～）
電話相談員を配置し、平日時間及び休日の電話対応を実施。
【補助単価案：1自治体あたり月額 最大1,318,480円】

- （5）女性相談支援センター等職員への専門研修事業（H14～）
配偶者からの暴力の特性や、通信機器の取扱いによって生じる危険性等への理解を深めるための研修を実施。【補助単価案：1自治体あたり年額 81,420円～244,620円】

- （7）女性相談支援センター一時保護所入所者個別対応強化事業（H30～）
一時保護所に、個別対応職員を配置し、暴力のほか障害や疾病等を複合的に抱えているケースにも適切に対応できる体制を確保する。
【補助単価案：1自治体あたり年額 5,866千円】

- （9）専門通訳者養成研修事業（H21～）
人身取引及びDVに関する専門的な知識をもった通訳者の養成研修を実施。
【補助単価案：1自治体あたり 年額612,440円】

- （11）DV対応・児童虐待対応連携強化事業（R2～）
女性相談支援センターに、社会福祉士や保健師資格を有する者等を児童虐待防止対応コーディネーターとして配置し、児童相談所等と連携を図る。
【補助単価案：1自治体あたり年額 5,845千円】

- （13）女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業（H24～）
女性自立支援施設において、入所者を退所前に施設付近の住宅において生活させ、地域生活等の体験支援を行う。
【補助単価案：1施設あたり年額 658千円】

- （2）女性自立支援施設退所者自立生活援助事業費
女性自立支援施設に生活援助指導員を配置し、退所者への相談・指導等を実施。
【補助単価案：1施設あたり年額 914千円又は1,827千円 + 対象者や取組に応じた加算】

- （4）配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業（H14～）
女性相談支援センターや福祉関係など関係機関との連絡会議等を開催。
【補助単価案：1自治体あたり 年額800,800円】

- （6）女性相談支援センター・女性自立支援施設職員へのスーパービジョン整備事業（R7～）
有識者や職員OB等が、知識や経験を生かし、困難事例に対して助言する等、スーパーバイズを実施する。
【補助単価案：1か所あたり年額 227,220円】

- （8）法的対応機能強化事業（H18～）
女性相談支援センターに非常勤弁護士等を配置し、DVや人身取引被害者からの法的相談を実施。
【補助単価案：1自治体あたり年額 678,080円】

- （10）女性相談支援センターSNS等相談支援事業（R2～）
女性相談支援センターにおいて、SNSなど即応性のある文字情報等による相談支援を実施。
【補助単価案：1か所あたり年額 44,774千円】

- （12）同伴児童学習・通学支援事業（R2～）
一時保護所において、学習指導員を配置し、同伴児童の学習指導等を行うとともに、生活指導員を配置し、小・中学校等に通学する際の同行支援を実施。
【補助単価案：学習支援 1施設あたり 1,635千円+連絡調整加算2,518千円
通学支援 1施設あたり 2,194千円】

3 実施主体等

【実施主体】（2）、（13）：都道府県、（1）：都道府県・市町村（3）、（6）～（12）：都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市
（4）、（5）都道府県、女性相談支援センター設置指定都市及び女性相談支援員設置市（特別区含む）
【補助率】 1／2 【令和7年度事業実施自治体】 78自治体

女性自立支援施設通所型支援モデル事業【令和6年度創設】

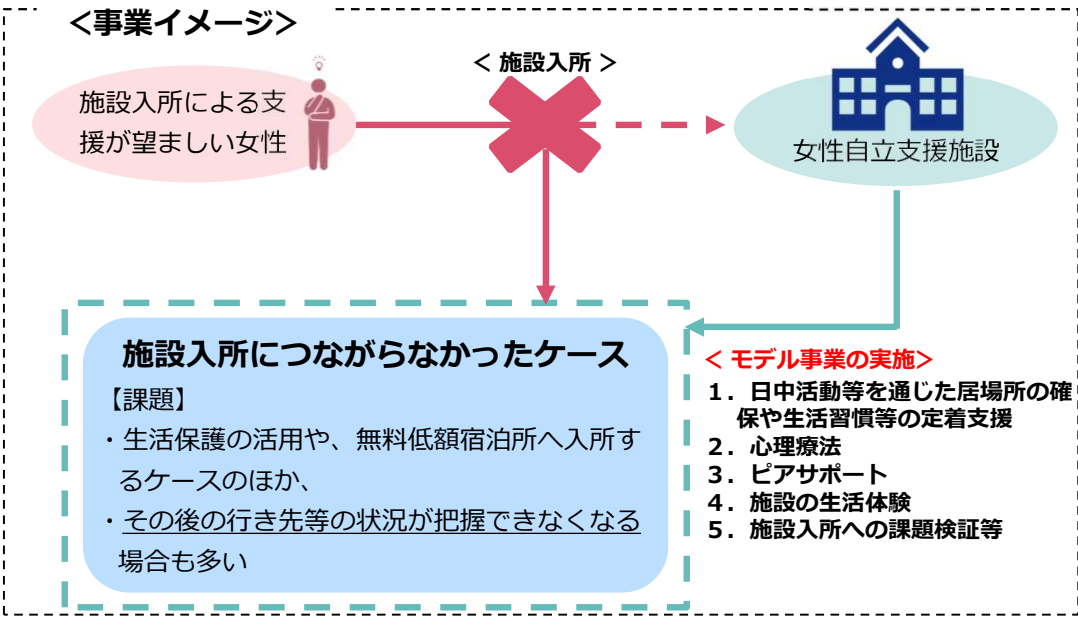
令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

2 事業の概要・スキーム

- 1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援**
日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。
- 2. 心理療法**
定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。
- 3. ピアサポート**
施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。
- 4. 施設の生活体験**
施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。
- 5. 施設入所への課題検証等**
入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。



3 実施主体等

- 【実施主体】都道府県 【補助率】3／4
【補助単価】1施設当たり5,660千円、4の利用者一人当たり日額2,405円、賃借料加算 1施設当たり3,000千円（最大）
【令和7年度事業実施自治体】2自治体

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一時保護所退所後のDV被害等女性が、地域で自立し定着するための支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム

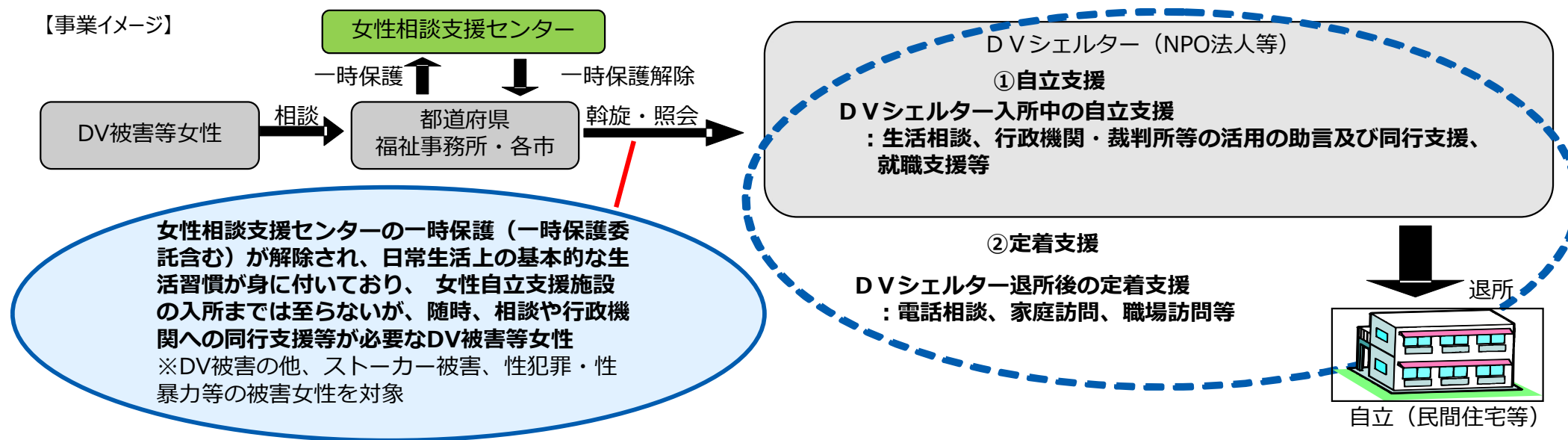
（1）自立支援事業

DVシェルター等の一時的な居住場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、①生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）、②行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援、③就職支援、④その他必要な相談などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

（2）定着支援事業

自立支援事業により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、①電話相談、②家庭訪問、③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等の職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市（特別区含む）【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市（特別区含む） 1 / 2

【補助単価案】 1か所当たり年額 4,102千円

【令和7年度実施都道府県】16自治体

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（支援調整会議）を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

2 事業の概要・スキーム

（1）支援調整会議

ア 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援体制の地域における全体像、②調整会議全体の評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

実際に支援を行う実務者から構成される会議であり、①個別ケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

（2）調整機関

調整担当者を置き、支援調整会議に関する事務を統括するとともに、支援対象者に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて女性相談支援センター、その他の関係機関等との連絡調整を実施する。

困難な問題を抱える女性支援ネットワーク（支援調整会議）

- ・福祉事務所（女性支援担当課）
- ・女性相談支援センター
- ・女性自立支援施設
- ・配偶者暴力相談支援センター
- ・ワンストップ支援センター
- ・児童相談所
- ・警察
- ・医療機関
- ・市町村保健センター
- ・保健所
- ・教育委員会
- ・司法関係機関
- ・社会福祉協議会
- ・民間団体
- ・就労支援機関 等

<支援調整会議の開催>

1. 代表者会議
2. 実務者会議
3. 個別ケース検討会議

支援の実施

個別ケース検討会議等にて話し合われた支援の方向性、各関係機関・職種との役割分担に基づき、被害女性や同伴する家族に対して適切な支援を行う。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）

【補助単価案】1自治体当たり 8,606千円

【補助率】国 1／2、都道府県・市町村 1／2

【令和7年度事業実施自治体】28自治体

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難を抱える女性に対する多様な相談対応や自立に向けた支援を各地域で行えるよう、支援を担う民間団体の育成等を図る。

2 事業の概要・スキーム

（1）民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

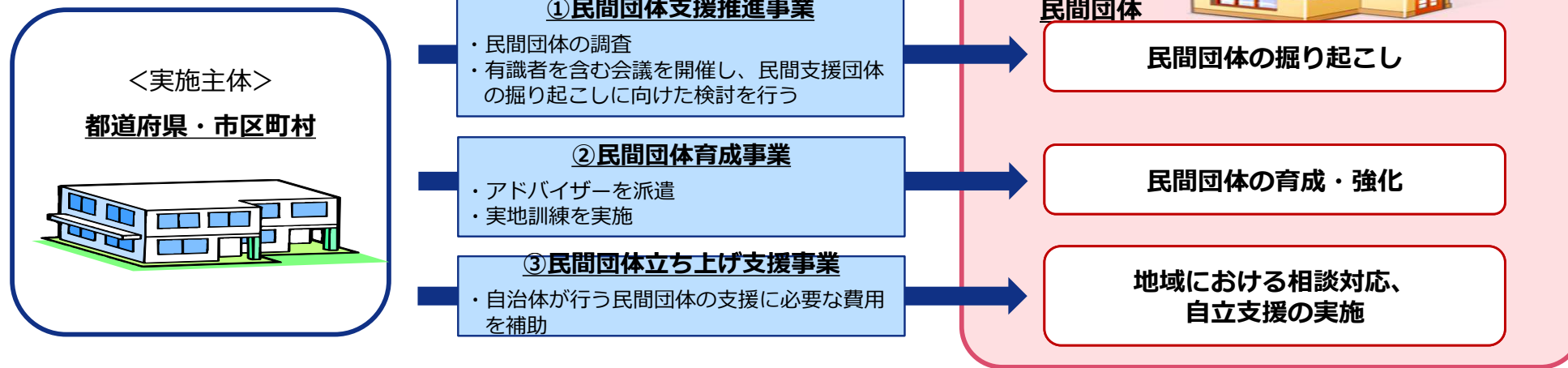
（2）民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

（3）民間団体立上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む）

【補助率】 国 1／2、都道府県・市町村（特別区含む） 1／2

【補助単価案】 1自治体当たり 年額最大 11,045千円

【事業実施自治体数】 令和5年度：3自治体

令和6年度：8自治体

令和7年度：8自治体

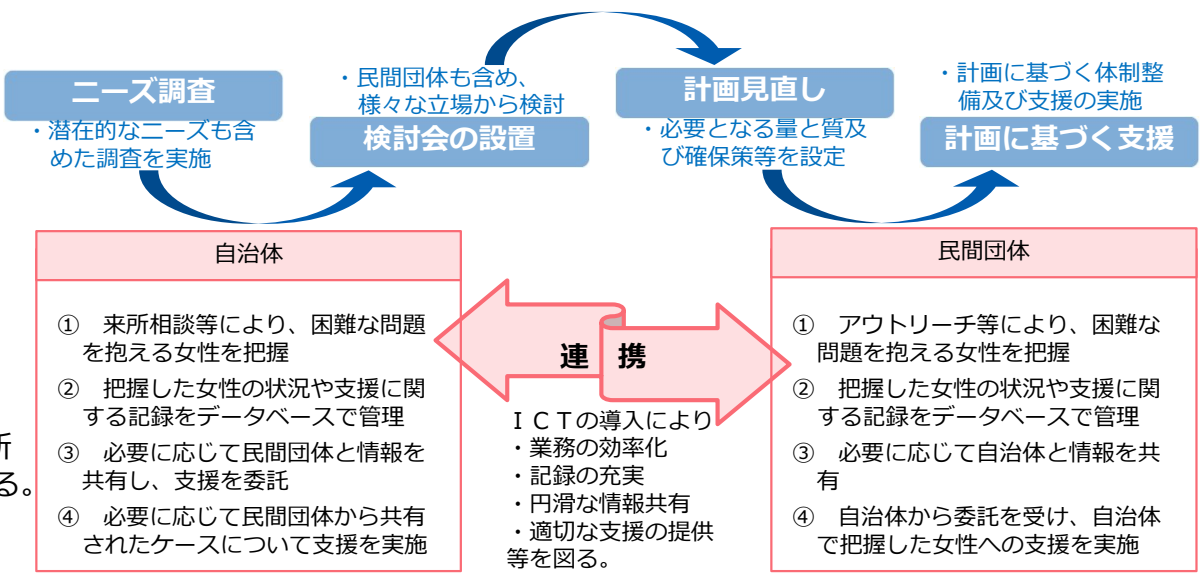
令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、支援対象者に適切な支援を提供するための体制整備を図る。

2 事業の概要・スキーム

- (1) 都道府県基本計画等の見直し等支援
都道府県基本計画等の見直しや、見直しに向けた実態調査等に必要となる費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。
- (2) 女性相談支援員等専門職採用活動支援事業
適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費等）の一部を補助する。
- (3) ICT導入支援事業
ICTを活用した困難女性と繋がる仕組みの構築及び支援に関する記録等の情報管理等に必要な費用の一部を補助する。
- (4) その他女性自立支援施設等への支援
 - ① 生活向上のための環境改善事業
女性自立支援施設、女性相談支援センター及び一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。
 - ② 身元保証人確保対策事業
女性自立支援施設等に入所中・退所した者等が就職する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。
 - ③ 職員の資質向上のための研修事業
職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む） 【補助率】国1／2、都道府県・市町村（特別区含む） 1／2
【補助単価案】（1） 1自治体あたり2,608千円 （2） 1自治体あたり2,394千円 （3） 1自治体あたり1,320千円 等
【事業実施自治体数】 令和5年度：41自治体 令和6年度：44自治体 令和7年度：41自治体

困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業【令和5年度創設】

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性及び自治体等が必要な情報にアクセスしやすい環境整備や、全国フォーラムの開催等を通じた機運の醸成のほか、困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する各種調査研究等を実施する。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築
 - (1) 情報収集・管理業務
 - ・ 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
 - ・ 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集
 - (2) ポータルサイト運営業務
 - ・ 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
 - ・ 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。
 - (3) 広報啓発・フォーラムの開催
 - ・ インターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるための全国フォーラムの開催 等
2. その他困難な問題を抱える女性への支援の推進に関する取組
 - ・ 支援を受ける者の権利擁護の仕組み及び支援の質を評価する仕組みに関する調査研究等、困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組を実施する。

<女性支援特設サイトイメージ>

あなたのミカタ

全ての困難な問題を抱える女性に、
「あなたのミカタ」がついています。

電話で相談する #8778

各地域の支援窓口を探す

地域	支援窓口
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
中部	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知
近畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

性被害/性暴力の悩み
DV被害の悩み
お金の問題
ストーカー被害の悩み

電話で相談

お近くの相談窓口

専門家が対応いたします

<女性支援特設サイト>
<https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/>

3 実施主体等

- 【実施主体】民間団体（公募により決定）
- 【補助率】定額

2. 女性保護事業費負担金

女性自立支援事業費補助金

女性相談支援センター運営費負担金

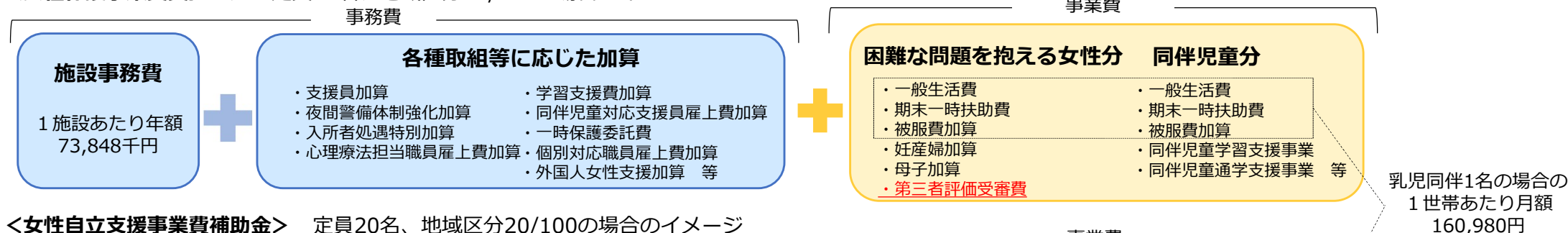
令和8年度当初予算 29億円（27億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

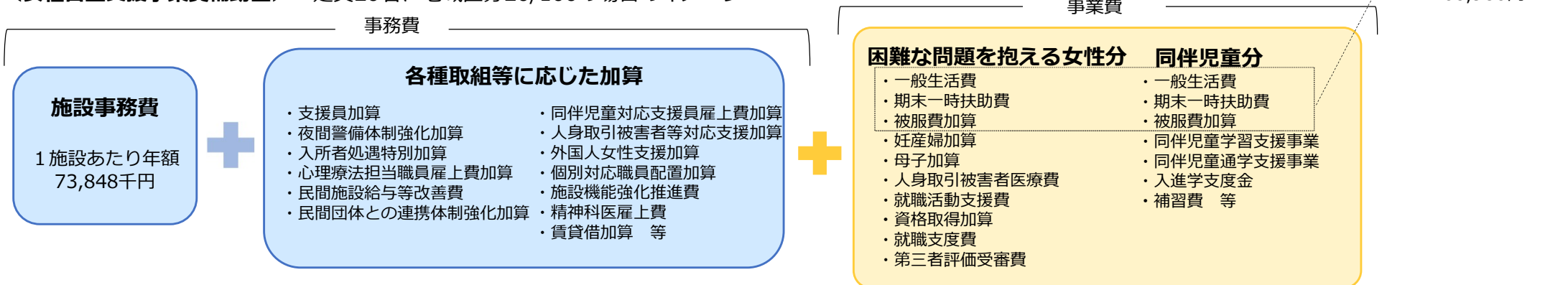
- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。
- 令和8年度においては、女性相談支援センターの同伴児童の一時保護委託費の単価や非常勤職員の人件費単価の見直しを行い、また、一時保護所が第三者評価を受審した場合の費用を支援する。

2 事業の概要・スキーム

＜女性保護事業費負担金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



＜女性自立支援事業費補助金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



3 実施主体等

女性保護事業費負担金：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
（補助率） 国 5/10、都道府県・指定都市 5/10

女性自立支援事業費補助金：（実施主体）都道府県
（補助率） 国 5/10、都道府県 5/10

女性相談支援センター運営費負担金【平成14年度創設】

令和8年度当初予算 14百万円（16百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送や、外国籍を有するDV被害者・人身取引被害者等の保護に係る通訳の雇上等に必要な費用として、都道府県が支弁した経費に対し、国が負担するもの。

2 事業の概要・スキーム

（1）女性相談支援センター活動費

女性相談支援センターから困難な問題を抱える女性を女性自立支援施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する役務費。

（2）外国人女性緊急一時保護経費

外国人のDV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費や在留資格の手続等で出入国在留管理局等を訪問する際の旅費。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合の医療費を支給する。

（3）広域措置費

DV被害者において暴力加害者の追跡が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合等に、他の都道府県の女性相談支援センター及び女性自立支援施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合の移送費。

（4）相談・一時保護同伴児童経費

DV被害者等に同伴する児童のための保育及び学習教材備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

※ 女性相談支援センターの人件費については、昭和60年度より一般財源化している。

3 実施主体等

（実施主体） 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市

（補助率） 国5／10（都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市5／10）

3. その他

令和8年度当初予算 27百万円の内数（27百万円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム ※研修イメージ

	国		都道府県
実施者	国	国(国立保健医療科学院)	都道府県 ※国がブロック毎に実施
研修カテゴリ	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当課長・係長)	①機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者) ②心理職員(センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員)	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、組織における支援のあり方やマネジメント等を学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、地域の特性を活かした具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修(制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等) ・分科会	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習	・共通研修(女性相談支援員養成研修シラバスに基づく研修等) ・演習
日程等	2日	①3日 ②2日	1日

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（官民関係機関による意見交換やネットワークの構築）、全国女性相談支援員研究協議会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】 国

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

令和 8 年度当初予算 ： 4 0 億円の内数（50億円の内数）

※障害保健福祉部予算に計上。 （）内は前年度当初予算額
（参考：令和 7 年度補正予算：101億円の内数）

1. 目的・事業概要

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県、指定都市、社会福祉法人が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。

2. 対象施設

女性自立支援施設、女性相談支援センター一時保護所

3. 設置主体

都道府県、指定都市、社会福祉法人

4. 補助率

- ・都道府県・指定都市が設置主体：国 1 / 2、都道府県・指定都市 1 / 2
- ・社会福祉法人が設置主体：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、社会福祉法人 1 / 4

整 備 区 分	整 備 内 容
創 設	新たに施設を整備
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わない改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む）
大規模修繕等	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事等
防犯対策強化に係る整備	門、フェンス等の外構等の設置・修繕及び非常通報装置等の設置

(参考) 令和7年度補正予算

【〇困難な問題を抱える女性の地域移行支援の推進】

施策名：一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業

① 施策の目的

〇 DV被害や性被害等、様々な困難を抱える女性が、個々の状況に応じた支援を受けられる体制を整備することにより、より多くの対象者に対して入所による地域移行支援・自立支援を促進する。

② 対策の柱との関係

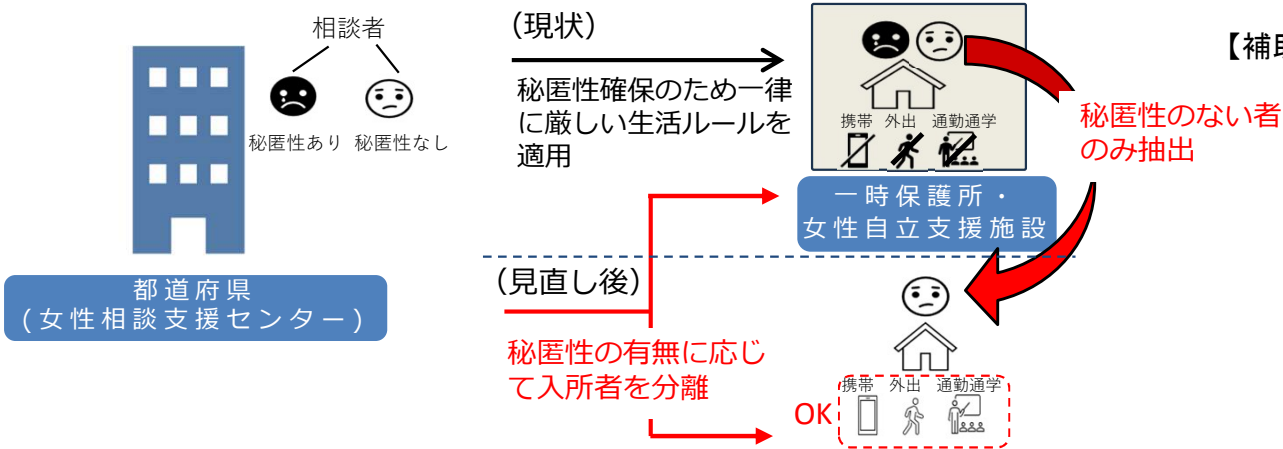
Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

〇 秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時的保護所・施設を確保する事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市

【補助率】3/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

〇 生活制限を緩和したサテライト型を設置することにより、入所支援を受けられる対象者が増加する。
〇 地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、退所後の生活再建や地域移行に向けた支援の円滑化が図られる。

令和7年度補正予算額 48百万円

施策名: 女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業

① 施策の目的

- 〇 他施策との連携や地域の関係者との関係構築等を進めることにより、困難な問題を抱える女性が地域生活に円滑に移行できる体制の整備を促進する。

② 対策の柱との関係

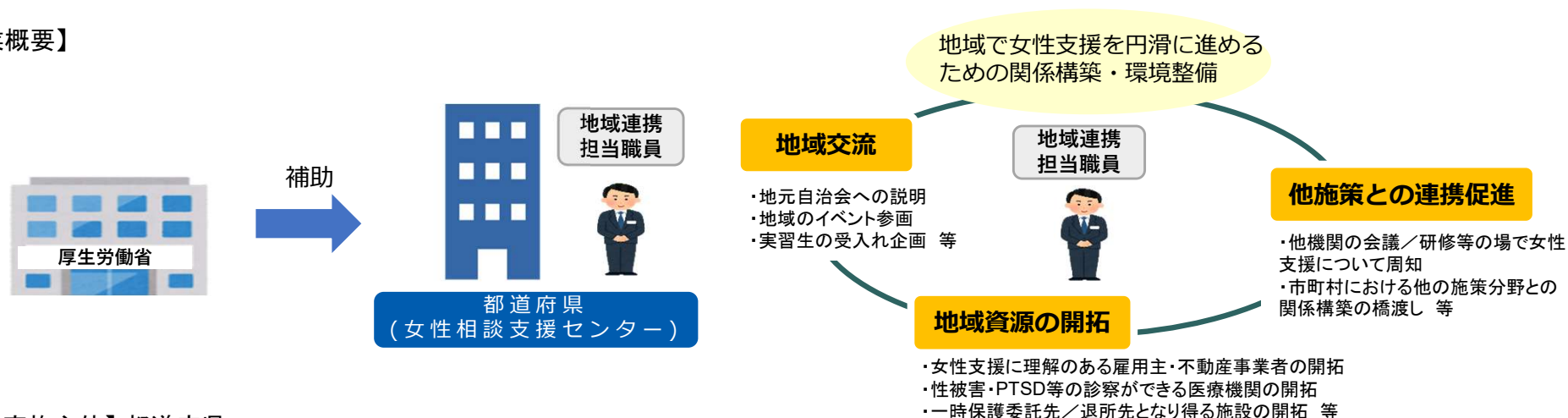
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 〇 女性支援に関わる地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うことにより、地域生活移行に向けた環境整備を行う事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】都道府県

【補助率】3/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 女性支援ニーズや連携の重要性について地域における理解が進み、より円滑な地域移行に向けた地域資源の開拓や連携強化等の支援体制の充実が図られる。

施策名:官民協働等女性支援加速化事業

① 施策の目的

- 令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、民間団体との協働等による包括的な支援体制の構築の加速化を図り、潜在化している多様な女性支援ニーズに対応する。

② 対策の柱との関係

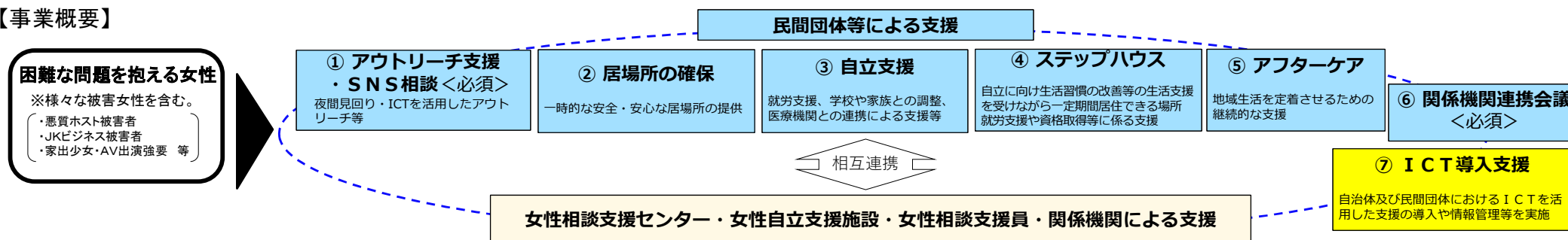
Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

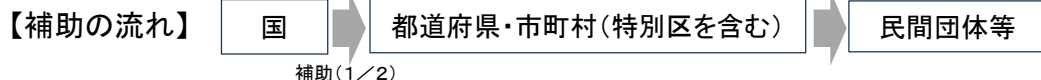
- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体等が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を行う事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】都道府県、市町村(特別区含む) 【補助率】国 1/2、都道府県・市町村(特別区含む) 1/2



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 各自治体が策定した基本計画に基づく民間団体との協働等による女性支援の推進が図られる。
- ICT化を推進することにより、相談支援の効率化や生産性の向上、職員の業務負担の軽減が図られる。

9. 参 考 資 料

支援調整会議の設置状況について(令和7年4月1日)

(1) 会議の設置状況

	設置済み	令和7年度中に設置予定	令和8年度以降に設置予定	設置予定なし
都 道 府 県	44	0	3	0
市 町 村	190	29	166	1,356

(2) 会議の構成機関

	都道府県 設置済み	市町村 設置済み
ア. 自治体の関係部局	44	182
イ. 女性相談支援センター	44	67
ウ. 女性相談支援員	34	99
エ. 女性自立支援施設	34	14
オ. 一時保護委託契約施設	32	24
カ. 福祉事務所	36	140
キ. 自立相談支援機関	17	22
ク. 民間の女性支援団体	38	39
ケ. 配偶者暴力相談支援センター	42	69
コ. ワンストップ支援センター	33	7
サ. 児童相談所	38	113
シ. こども家庭センター	16	116
ス. 男女共同参画センター	34	50
セ. 医療機関	32	90
ソ. 保健所	22	81
タ. 市町村保健センター	9	86
チ. 学校、教育委員会、保育所等	31	143
ツ. 警察	41	142
テ. 司法関係機関	37	64
ト. 社会福祉協議会	22	96
ナ. 民生委員・児童委員	19	91
ニ. 就労支援関係機関	23	19
ヌ. その他	22	64

(3) 会議内容について

	都道府県 設置済み	市町村 設置済み
ア. 代表者会議	42	86
イ. 実務担当者会議	32	91
ウ. 個別ケース検討会議	33	77
エ. その他	8	15

市町村における基本計画の策定状況について(令和7年4月1日)

(1)市町村における基本計画の策定状況

	策定済み	令和7年度中に策定予定	令和8年度以降策定予定	策定予定なし
市 町 村	262	130	281	1,068

(2)基本計画を他計画と一体的に策定をしているか

	市町村
01 単 独 で 策 定 済 み	19
02 一 体 的 に 策 定 済 み	241
03 検 討 中	2

(3)基本計画を他計画と一体的に策定をしている場合の他計画の名称

	市町村
DV防止法に基づく 基 本 計 画	23
男女共同参画計画	211
そ の 他	22

女性支援特設サイト「あなたのミカタ」について

「あなたのミカタ」とは・・・

- ・ 「あなたのミカタ」は、DVや性被害・性暴力、家庭の状況その他様々な事情により、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイト（令和6年1月31日に公開）。
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、さまざまな支援情報や各自治体の相談窓口などを掲載。

主なコンテンツについて

各地域の支援窓口一覧

自治体別の支援窓口や支援内容に関する情報（窓口の名称、電話番号、受付時間、支援内容、HPなど）を掲載。

お悩み・相談先リスト

女性が抱える悩み（DV、性的な被害、妊娠・出産、ひとり親、ストーカー、こころの不調、依存症、その他生活の困窮など）ごとに、受けられる支援や相談窓口に関する情報（相談窓口の名称、連絡先など）を掲載。

コラム・インタビュー

支援現場における支援事例や、かつて支援を必要とする当事者だった方へのインタビューなど、女性が抱える困難な問題とその支援の実例等についてコラムを掲載。

支援者向け情報

自治体における支援事例や連携事例、国の関係通知、調査研究等の成果物、女性支援の広報啓発に活用可能なポスターカード等を掲載。

※コンテンツは順次更新予定



女性支援新法全国フォーラム

1. 目的

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が令和6年4月に施行され、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設及び民間団体等の関係機関同士のネットワークを構築するとともに、社会における、女性支援への理解をより深めるほか、女性支援に関する機運を醸成し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 内容

【第1回（令和6年1月26日開催）】

- ・女性支援新法の施行に向け、女性支援に関する機運を醸成し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として開催。
- ・「新法への期待と現場における変化」、「民間団体との協働」を題材に座談会を実施。
- ・「女性支援の充実に向けた宣言(三田宣言)」を本フォーラムで合意。

【第2回（令和6年12月5～6日開催）】

- ・「保護更生から支援へ」の転換の中で明らかになってきた課題の共有と解決に向けた支援スキルの強化、各支援者間の理解及び関係構築の促進、モチベーションの向上をテーマとして開催。
- ・「子どものいる女性への支援」、「自治体と民間団体との連携」を題材に分科会を実施。
分科会実施後にパネルディスカッションを実施。

【第3回（令和8年1月16日開催）】

- ・「幅広い分野との連携により女性支援を開いていく」ことをテーマとして開催。
- ・「女性支援における官官連携、官民連携」を題材に実践報告を実施。
実践報告実施後にパネルディスカッションを実施。

女性支援の充実に向けた宣言(三田宣言)

(令和6年1月26日女性支援新法全国フォーラム合意)

- ① 女性支援新法の趣旨に則り、支援対象者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、困難な問題を抱える女性を取り残されたり、制度の狭間に落ちないように、当事者主体の観点から、支援機関が責任を持って必要な支援をコーディネートすること。
- ② 女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細かで包括的な支援を受けられるよう、丁寧なソーシャルワークを行い、関係する行政機関と関係団体において、つなぐ支援、つながり寄り添い続ける支援を実践すること。特に、一時保護や女性自立支援施設における中長期的支援が必要な女性に関しては、その円滑な利用が促進されるよう、ニーズに合った支援を行うこと。
- ③ 行政機関と民間団体が、地域で顔の見える関係を構築し、互いの良さや強みを生かして、対等な立場で連携・協働することで、より良い女性支援を目指すこと。
- ④ 性犯罪・性暴力等の被害者など困難な問題を抱えた女性たちや、支援者等に対して、様々な形で誹謗中傷や妨害行為が行われることにより、支援へのアクセスが妨げられ、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力等の根絶に向けた歩みが妨げられるようなことはあってはならず、すべての支援者、支援機関が一丸となって、こうした姿勢を発信すること。

女性支援事業実施要綱の概要

「「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）」に基づき、地方自治体が、困難な問題を抱える女性への支援を包括的に提供する体制を整備することを目的として「女性支援事業実施要綱」を策定。

昭和38年度に策定した「婦人保護事業実施要領」の内容を参照しつつ、女性支援新法及び関係法令等の内容に合わせてあらためて策定。

1 目的

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性への支援を包括的に提供する体制を整備するもの

2 対象者

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい

3 実施主体

都道府県及び市町村（特別区を含む。）

4 事業内容

（1）都道府県本庁及び市町村本庁

基本計画の策定、支援調整会議の設置、啓発活動、研修等による職員の資質向上 等

（2）女性相談支援センター

- ・ 支援対象者の立場に立った相談、安全確保及び一時保護、医学的又は心理学的な援助、施設の利用に関する情報提供及び助言、関係機関との連絡調整、アセスメント 等
- ・ 具体的な役割や業務の内容については、「女性相談支援センターガイドライン」による
- ・ 女性相談支援センターの職員配置、設備等については「女性相談支援センター設置要綱」による

（3）福祉事務所

- ・ 業務を通じて困難な問題を抱える女性を把握した場合には、女性相談支援員又は女性相談支援センターを紹介すること
- ・ 都道府県本庁、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設等が行う女性支援事業について積極的に協力すること 等

（4）女性相談支援員

- ・ 管内の社会環境等に応じて必要と認められる数の配置
- ・ 支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、福祉事務所などに配置することが望ましい
- ・ 具体的な役割や業務の内容については、「女性相談支援員相談・支援指針」による

（5）女性自立支援施設

- ・ 都道府県の区域内に一以上設置するよう努めること。
- ・ 運営は、「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」（令和5年厚生労働省令第36号）を遵守して行うもの
- ・ 具体的な役割や業務の内容については、「女性自立支援施設運営指針」による

5 留意事項

- ・ 他の社会福祉施策の対象となる者について措置を採るに当たっては、これら関係機関と調整した上で行うこと
- ・ 女性支援事業と極めて密接な関連のある制度について常に十分な知識を有するよう努めなければならないこと 等

6 経費

当該事業に要する経費の一部については、国の予算の範囲内において、別に定めるところにより負担又は補助する

女性相談支援センター設置要綱の概要

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）に基づき、女性相談支援センターが適切な支援を行えるよう、職員配置及び設備基準等を定める「女性相談支援センター設置要綱」を策定。

昭和38年度に策定した「婦人相談所設置要綱」の内容を参照しつつ、女性支援新法及び関係法令等の内容に合わせてあらためて策定。

第一 目的

女性相談支援センターの職員の配置及び構造設備の基準を定め、困難な問題を抱える女性へ適切な支援体制を構築することを目的としたもの

第二 職員

- (1) 所長
- (2) 相談をつかさどる職員（相談支援員）
- (3) 調整等担当職員
- (4) 医師
- (5) 心理学的な援助をつかさどる職員（心理支援員）
- (6) 事務員
- (7) 一時保護所職員

その他、地域の実情に応じて必要な支援業務等を担当する職員

第三 構造設備

- (1) 管理及び相談等関係
 - ア 所長室兼応接室
 - イ 事務室
 - ウ 相談室
 - エ 診療室
 - オ 心理支援室
 - カ 宿直室
 - キ 便所
- (2) 一時保護関係
 - ア 居室（原則一人、一人当たりの床面積は、おおむね9.9㎡以上）
 - イ 浴室
 - ウ 洗面所
 - エ 食堂
 - オ 調理室
 - カ 洗濯室
 - キ 便所
 - ク 支援員室
- (3) 共通的关系
 - 消火設備その他非常災害に際して必要な設備

第四 非常災害の対策等

非常災害計画、安全計画、業務継続計画の策定等

第五 秘密保持

職員及び職員であった者は、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと

第六 食事の提供

一時保護所において提供する食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮すること等

第七 保健衛生

一時保護所は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にすること等

第八 関係機関との連携

女性相談支援員、女性自立支援施設、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のなどの関係者と密接に連携すること

第九 帳簿及び記録

管理に関する帳簿、利用者に関する帳簿、会計、経理に関する帳簿、電磁的記録を備えつけること

第十 経過措置

居室の定員及び床面積については、当分の間、従前の基準によることができること。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りではない。

女性相談支援センターガイドラインの概要

各都道府県にある女性相談支援センターの対応の違いによって、受けるべき支援サービスの内容に格差が生じないよう、全国的女性相談支援センターが実施する業務内容をあらためて明確化するとともに、支援の均等化・標準化を図るため、全国共通の業務の指標となるよう、ガイドラインを策定。

平成25年度に策定した「婦人相談所ガイドライン」の内容を参照しつつ、女性支援新法及び関係法令等の内容に合わせてあらためて策定。

I. はじめに

婦人保護事業の歴史、女性支援新法制定の経緯等

II. ガイドラインの性格と位置づけ

センターの業務内容に関して都道府県等において差が生じやすいものについて基本的な考え方を記載。各都道府県で十分な対応に努めて頂くための技術的助言。

III. 女性相談支援センターにおける支援の理念等

1. 支援の理念、 2. 役割、 3. 業務の全体像

- ・本人の意思を尊重し、最適な支援に努め、心身の健康の回復と安全・安心の確保及び人権の擁護に努めること。
- ・センターは地域における女性支援事業の中核機関として、関係機関と密に連携し、一人一人に適した支援をコーディネートすること。

IV. 支援上の留意点

1. 支援のための準備、 2. 支援の開始、 3. 支援方針の検討、 4. 一時保護、 5. 自立支援 6. 施設入所、 7. 民間団体との連携・協働

- ・多様なルートからの相談が想定されることから、関係機関と予め連携を取り、支援体制を整えておくこと。
- ・多様かつ複合的な問題を抱える女性の相談を、年齢、障害の有無、国籍等を問わず受け付け、支援対象者の状況に応じ、支援対象者の意思を尊重しながら、一時保護、施設入所、自立支援等を行うこと。
- ・若年女性等行政への相談に抵抗のある女性等にとって重要な支援機関である民間団体とも連携・協働を図ること。

V. 証明書の発行

- ・DV被害者が様々な各種公的制度を活用するための、配偶者等からの暴力等に係る相談を受けたり、相談に基づいて保護を行ったことを証明する証明書を発行すること。

VI. 安全確保の徹底（加害者対策）

- ・センターの一時保護所は、特定の加害者からの追跡を受けている者の緊急避難場所であり、建物の侵入防衛対策、緊急通報システム等セキュリティ対策を十分に行うこと。

VII. 都道府県内相談機関のスーパーバイズ、研修の実施

- ・都道府県内の女性支援の中核機関として、女性相談支援員、女性自立支援施設職員等への助言、定期的な研修を行い、都道府県全体の支援の質の向上を行うこと。

VIII. 職員の専門性の向上

- ・国が実施する研修の受講やブロックごとの研修会の実施により、センターの職員自身の専門性の向上に努めること。

IX. 広報啓発

- ・支援を必要とする方々への広報啓発を行うこと。

X. 権利擁護・苦情解決等

- ・自己決定権の尊重、あらゆる形態の不適切な関わりの防止に取り組むこと。
- ・苦情受け付け窓口を設置し、解決の仕組みを整備すること。

女性自立支援施設運営指針の概要

困難な問題を抱えた女性及び同伴家族が、どの女性自立支援施設においても、基本的人権を尊重され、その人らしい日常生活を取り戻し、必要かつ最適な支援を受けられるよう、施設に関する基本的な事項を定めるため、女性支援新法及び関係法令等を踏まえて運営指針を策定。

はじめに

女性自立支援施設の目的、婦人保護事業の歴史、女性支援新法制定の経緯等

第一部 総論

1. 指針の目的

- ・困難を抱えた女性及び同伴家族が、どの施設においても基本的人権を尊重され、その人らしい日常生活を取り戻し、必要な支援を受けられるよう、基本的な事項を定めること。

2. 支援の基本理念

- ・入所者が、被害からの回復、心身の健康の回復を図り、地域社会において安定的に生活するための基盤を構築できるよう、関係機関と連携して、切れ目ない支援を行うこと。

3. 施設の役割と支援の基本的な考え方

- ・施設は、中長期的な共同生活を通じて、落ち着いた環境で個々の自立に向けた支援を行うことができるという特徴を生かして、心身の健康の回復に向けた支援、自立に向けた支援、同伴家族への支援等を行うこと。

4. 施設の利用対象と留意事項

- ・日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を年齢、障害の有無、国籍等問わず受け入れ、入居者が抱えている問題の本質を見極め、高い専門性をもって必要な支援に当たること。

第二部 各論

1. 支援

- ・入所前に、施設の決まりごとやルールについて説明し、同意を得ること。ルールについては可能な限り本人の意向を尊重し、過剰なルールとならないよう配慮すること。
- ・被害からの回復及び健康の回復への支援、日常生活支援を行うとともに、入居者の状況に応じて就労支援、就学支援、地域移行支援、アフターケア等を行うこと。

2. 個別支援計画・記録

- ・すべての入所者について個別支援計画を策定。計画策定に当たっては、心身の状況、問題解決能力、入所者の懸念事項や今後への意向や希望等を把握し、アセスメントを行い、その結果に基づいて、本人の参画を得て、計画を策定すること。
- ・計画には、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための支援内容・方法等を定めること。定期的実施状況の振り返り、評価、見直しを行うこと。

3. 権利擁護

- ・入所者の権利擁護を常に意識し、支援を行うため、職員一人ひとりが倫理意識を高く持ち、人間的向上に努めること。権利侵害等が起きていないか日常的に振り返ること。

4. 事故防止と安全対策

- ・施設においては、非常災害に備えるための非常災害計画、不審者の侵入や入居者の自傷行為等への対策対応を定める安全計画、感染症等非常時における業務継続計画を策定すること。

5. 地域社会における関係機関・団体との連携

- ・女性支援の中核的機関の一つとして支援調整会議に参加し、地域の関係機関と連携して支援に取り組むこと。専門性やノウハウを生かして民間団体等との連携にも取り組むこと。

6. 職員の配置及び資質向上（専門性の養成）

- ・職員は、法の理念と使命を自覚し、高度な専門性を要する支援を行うための、資質向上に取り組むこと。施設は職員のスキルアップ等を支援し、施設長等によるスーパービジョン等を行う体制を整備すること。

7. 施設運営

- ・施設や法人の運営理念を明文化し、職員や入居者に周知すること。施設長は、自己研鑽に励み、施設の運営や業務の改善に向け取り組むこと。 120

女性相談支援員 相談・支援指針の概要

女性相談支援センターや福祉事務所等地域の最前線で困難な問題を抱えた女性への支援を担う女性相談支援員について、地域によって相談・支援の内容や質に格差が生じないように、業務内容や支援サービスを明確化し、切れ目のない、当事者中心の相談・支援の質の向上のために業務の標準化を図るため、相談・支援指針を策定。

はじめに

相談・支援指針の目的、位置づけ等

第一部 女性相談支援員の役割と基本姿勢

1. 事業の目的・理念と実施機関 2. 女性相談支援員の役割

3. 女性相談支援員に求められる基本姿勢

4. 組織的対応と関係機関の連携

- ・女性支援事業は、困難な問題を抱える女性への支援を担う中核的事業として重要な事業。女性支援事業は、支援対象者の意思や意向を最大限に尊重し、心と身体の回復を支援することを通して、女性の人権を保障することを目的とすること。
- ・女性相談支援員は、相談者の人権を尊重し、支援を要する女性を発見し、相談者の立場に立ってソーシャルワークによる相談・支援を提供し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、専門的技術に基づいて必要な援助を行い、問題解決に向けての支援を担うこと。
- ・様々な状態の者を支援対象とすることになることを踏まえ、地域のニーズに応じて、女性相談支援員の必要な数の人員の確保が必要。

第二部 女性相談支援員の業務

1. ソーシャルワーカーとしての女性相談支援員業務

2. 相談・支援の流れ 3. 安全管理 4. 記録と管理

- ・女性相談支援員は、他分野・他機関と連携・協働し、社会資源をコーディネートしながら、地域での中長期的・継続的な自立支援までの流れを切れ目なく担うこと。
- ・支援対象者を早期把握できるよう、安心して相談できる環境づくりや、地域の関係機関と連携関係を構築すること。
- ・主訴、課題、意向を把握し、問題を探り、アセスメントに基づいて支援方針を決定すること。
- ・相談者の安全管理は、組織的に対応すること。
- ・より良い支援を行い、継続した一貫性のある支援を行うため、相談・支援について適切に記録・保存すること。

第三部 各種相談への対応と留意事項

Ⅲ－1 相談主訴別支援

相談主訴別に、女性相談支援員の役割と活用できる施策・支援制度を記載。女性相談支援員が受ける相談は多種多様であり、個別の状況に応じて、必要となる支援内容等は異なるとともに、利用できる制度等も変更される可能性もあることから、実際の支援に当たっては、相談者の状況等を踏まえた最適な支援が行われるよう、都道府県・市町村の関係部署及び関係機関等と連携して、制度の把握・情報収集等に努めること。

1. DV・ストーカー被害
2. 性暴力や性的虐待、性的搾取
3. 性的搾取（売春）
4. 居住先なし
5. 若年女性
6. 妊娠・出産
7. 精神障害、知的障害、発達障害
8. 家族関係の悪化、別居、離婚
9. 母子家庭
10. 外国にルーツを持つ者
11. 人身取引被害者
12. 男性DV被害者
13. 性的マイノリティ
14. 同伴する子

Ⅲ－2 各種相談に共通する事項

各種相談に共通する項目に関する、女性相談支援員の役割と活用できる施策・支援制度を記載。女性相談支援員は、生活再建に向けた自立支援に必要な様々な制度について、相談者に情報提供し、それぞれの事情に合わせて活用していけるようにしていくこと。

1. 住まい
2. 健康・医療
3. 就労
4. 家計・借金

第四部 女性相談支援センター、女性自立支援施設、母子生活支援施設及び民間団体との連携

相談者の状況に応じて、関係機関と連携して、一時保護、生活支援、自立支援、アフターケア等を行うこと。

第五部 資質向上に向けた取組

女性相談支援員が適切な相談支援を行うために、都道府県等は、定期的な研修及びスーパーバイズ体制を整備すること。

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ＜概要＞

第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

(1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性

- 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。

(2) 新たな枠組みの必要性

- 女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
- 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。

(3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
- 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
- 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。

(4) 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
- 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。

(5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方

- 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。

(6) 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。

(7) 関連する他制度との連携等のあり方

- 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、DV防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」について

【趣 旨】

- ◆ 婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。
- ◆ しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。
- ◆ このような経緯から、与党や関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。

1. 検討会開催経過

- 第1回（平成30年7月30日）
 - ・座長の選任について
 - ・今後の進め方について
- 第5回（平成30年11月26日）
 - ・中間的な論点の整理（今後議論する論点について）
 - ※「通知改正や予算の要求を通じて対応可能な事項は、厚生労働省において、先んじての対応を行うことを検討すべきである。」とされている。
- 第6回（平成31年2月27日）
 - ・運用面等における改善事項について検討開始
- 第7回（令和元年5月28日）
 - ・運用面における改善事項のとりまとめ
- 第8回（令和元年8月30日）
 - ・これまでの議論の整理（たたき台）
- 第9回（令和元年10月4日）
 - ・中間まとめについて

2. 主な検討事項

- 対象とする「女性」の範囲・支援内容
- 婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能
- 他法他施策との関係や根拠法の見直し

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 構成員

（五十音順、◎座長、○座長代理、敬称略）

大谷 恭子	弁護士（アリエ法律事務所）
戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授
加茂 登志子	若松町こころとひふのクリニックPCIT研修センター長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シェルターネット理事
○新保 美香	明治学院大学社会学部教授
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会会長
高橋 亜美	アフターケア相談所ゆずりは所長
橘 ジュン	NPO法人BONDプロジェクト代表
田中 由美	大阪府福祉部子ども室家庭支援課長
仁藤 夢乃	一般社団法人Colabo代表
野坂 洋子	昭和女子大学人間社会学部助教
◎堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部教授
松岡 康弘	名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課主幹
松本 周子	全国婦人相談員連絡協議会会長
三木 明香	婦人相談所長全国連絡会議会長
村木 太郎	一般社団法人若草プロジェクト理事
横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長
（オブザーバー）	
内閣府、法務省、警察庁	

婦人保護事業の運用面における見直し方針について

(令和元年6月21日 厚生労働省子ども家庭局)

1 他法他施策優先の取扱いの見直し

- 婦人保護事業の対象となる女性の範囲については、平成14年 の局長通知（※）で示しているが、このうち、「家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する者」については、「その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」としている。この結果、婦人相談所や婦人保護施設等において支援を受けるべき女性が他法他施策の事業に回され、婦人相談所の一時保護や婦人保護施設による支援に結びつかないといった実態がある。

このため、通知改正を行い、一人ひとりに寄り添った支援ができるよう、関係機関との十分な連携・調整の上で、必要な他法他施策も活用しながら、婦人保護事業による支援が適切に提供されるようにする。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(平成14年雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知)

2 一時保護委託の対象拡大と積極的活用

①一時保護委託の対象拡大等

- 婦人相談所が行う一時保護については、一定の要件に該当する者について適切な保護が見込まれる場合には一時保護の委託が可能であり、保護が必要な若年被害女性などへの本人の意向も踏まえた適切な支援を進めるため、民間支援団体に対する一時保護委託の積極的な活用が図られるよう周知徹底する。

また、定員を超えた場合のみ一時保護委託が可能である対象者についても、本人の意向、状態及び状況等を踏まえた一時保護委託が可能となるよう対象者の拡大を図り、より適切な支援が行えるようにする。

- 一時保護委託の対象者の拡大に当たっては、一時保護を委託された施設が、必要に応じて婦人相談所の医学的 又は心理学的専門機能を活用することができるようになるとともに、入所者の処遇等について、婦人相談所と一時保護を委託された施設との間でケース会議を開催するなど緊密な連携が図られるよう周知徹底する。

②一時保護委託契約施設における一時保護開始手続きの再周知

- 被害者が一時保護委託契約施設に、直接一時保護を求めた場合に、婦人相談所への来所を求めている実態があるが、この場合、当該施設において、速やかに被害者の安全を確保したうえで、婦人相談所が一時保護の要否の判断等を行うこととしていることについて改めて周知し、被害者の負担軽減が図られるよう徹底する。

3 婦人保護施設の周知・理解、利用促進

- 様々な困難を抱える女性への支援を担う婦人保護施設の役割及び支援の内容についての理解の促進を図るため、厚生労働省ホームページやソーシャルメディアにおいて婦人保護施設の機能や取組等に関する情報提供を行うなどにより、市区町村の相談機関等をはじめ、一層の周知に取り組む。
さらに、婦人保護施設の利用に当たっての分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広げる。
また、婦人保護施設での支援や生活を入所前にイメージが持てるような方法等について検討する。
- 民間シェルター等の一時保護委託先からの婦人保護施設への直接入所措置について、柔軟な運用を促す。
- 支援を必要とする若年妊婦等について、婦人相談所や児童相談所に対し、婦人保護施設への一時保護委託の積極的な活用を促す。

4 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し

- 携帯電話等の通信機器については、位置検索機能やSNSによる情報発信機能等により、DVやストーカー等の加害者が、被害者の居場所を特定し追跡することから、利用について一律に制限されていることがある。一方で、被害女性の自立に向けた求職活動や、学校・職場への復帰に際しての連絡等においては、携帯電話等の通信機器の使用が必要であることから、携帯電話等の通信機器の取扱い等に関する調査研究を実施した上で、安全性も考慮した新たな運用方法について検討し、一律に制限される取扱いを見直す。
- また、外出規制などの集団生活上の制限についても、その実態を把握の上、合理性、妥当性の観点から、留意点を整理する。

5 広域的な連携・民間支援団体との連携強化

- 全国知事会の下、都道府県間で申合せがなされている、配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携を実効性のあるものとなるよう推進する。また、若年女性からの相談等に対応して多様な支援を行う民間支援団体が、当該若年女性が居住する地域の婦人相談所、婦人相談員に、ケースを円滑につなぐことができるよう、当事者本位の視点から、婦人相談所等と民間支援団体との情報の共有等による広域的な連携や必要な支援のあり方について、「若年被害女性等支援モデル事業」の実施状況も踏まえ検討する。

6 SNSを活用した相談体制の充実

- 若年層のコミュニケーション手段の中心となっているSNSを活用した相談体制を導入することにより、それを入り口として若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の安全な開設、人材育成及び運用方法、若年層特有の課題やその背景についての十分な理解を前提とした相談後の関係機関との連携等について調査研究を実施し、相談体制の充実を図る。

7 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充

- 一時保護退所後の支援の充実を図るとともに、保護命令期間経過後の支援の実態について把握し、必要な支援方策について検討する。
- また、婦人保護施設等退所後のアフターケアや、入所中の心身の健康の回復及び自立の促進を図るため、現在行っている「婦人保護施設退所者自立生活援助事業」、「DV被害者等自立生活援助モデル事業」、「地域生活移行支援事業」等の更なる充実や民間支援団体を活用した事業の委託などについて検討する。

8 児童相談所との連携強化等

① DV対応と児童虐待対応との連携強化、体制強化

- 第198回国会（通常国会）に提出した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」には、婦人相談所、婦人相談員は児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所等はDV被害者の適切な保護について協力するよう努めるところとするなど、DV対策と児童虐待防止対策との連携強化の規定を盛り込んでいる。これを踏まえ、婦人相談員等の要保護児童対策地域協議会への積極的な参加について、地方自治体に協力を求める。
- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置するほか、同伴児童も含めて適切な環境において保護することができるよう、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を進めるとともに、専門職の配置基準や基準単価の見直し等について検討する。また、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解を促進し、DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、ガイドラインを策定する。

② 婦人相談員の処遇について

- 婦人相談員の処遇については、平成29年度及び平成30年度に実施した手当額の拡充をはじめとして、その実態や専門性を踏まえ、適切な対応について検討する。併せて、研修の充実等による専門性の向上を図る

9 婦人保護事業実施要領の見直し

- 当面の対応として、売春防止法等の規定に基づく用語を除き、支援の実態にそぐわない用語や表現について、検討会での議論を踏まえた適正化のための整理を行う。

10 母子生活支援施設の活用促進

- 配偶者のない女子及びその者の監護すべき児童について、母子生活支援施設による支援が適当な場合は、婦人相談所長は、売春防止法第36条の2の規定により、児童福祉法に基づく母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならないことについて改めて周知する。
- また、妊婦については、婦人保護施設での対応のほか、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託を行い、出産後は、通常の入所に切り替えることが可能であることについても改めて周知し、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことを促すとともに、その状況について把握する。

なお、一定期間の養育ののち母子分離となり退所した場合は、その後の母子への支援も重要であるため、必要に応じて婦人相談所及び児童相談所等の連携が図られるよう周知する。

「婦人保護事業の運用面における見直しについて」提言

(平成31年4月16日 与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に係るPT」)

一. 他法他施策優先原則の廃止

平成14年の局長通知で示された婦人保護事業の対象となる女性の範囲のうち、第1の1の工の「その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」の規定があることにより、婦人保護施設において支援を受けるべき女性が他法他施策の事業に回され、結果として、必要な支援に結び付かない、長期にわたって自立できないといった事態が発生している。こうした事態を改善するため、直ちに平成14年の局長通知を抜本的に見直し、困難を抱えている女性たちが婦人保護事業による支援につながるようにすること。

二. 一時保護委託の積極的活用等

婦人相談所が民間支援団体に対して行う一時保護委託については、保護が必要な若年被害女性などへの支援を進めるため、積極的な活用を図ること。また、被害を未然に防ぐという観点から、一時保護委託の対象者の拡大について、速やかに検討すること。

なお、一時保護委託先施設における一時保護の運用にあたっては、婦人相談所への来所を必須とすることなく実施可能であることを周知徹底すること。

三. 携帯電話等の通信機器の使用制限の見直し

秘匿性の確保が求められる一時保護所においては、携帯電話等の通信機器の使用が一律制限されているため、一時保護所の機能を有する婦人保護施設においては携帯電話が使えず、利用者が婦人保護施設に入ることのためらい、支援につながらないケースがあると指摘されている。

こうした実態を改善するため、携帯電話等の通信機器の使用を一律禁ずるのではなく、利用者や施設における安全確保の取組状況に応じて使用できるよう、使用制限に関する新たなガイドライン等を作成すること。

四. 広域的な連携・民間支援団体との連携強化

DV等により都道府県をまたいで支援を必要とする女性に対しては、広域的な連携による支援の仕組みを充実すること。主に若年女性を対象に相談支援を行う民間支援団体においては、地域を限定せずにSNS等を通じて相談を受け付け、若年女性に寄り添う支援を実施している。このような民間支援団体が、相談してきた若年女性が住む地域の婦人相談所、婦人相談員に、ケースを円滑につなぐことができるよう、広域的な連携や支援策について検討すること。

五. SNSを活用した相談体制の充実

婦人保護事業では、従来、婦人相談所等における電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげていたが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、SNSを活用した相談窓口の開設等について調査研究し、相談体制の拡充を図ること。

六. 一時保護や保護命令解除後のフォローアップ体制等の拡充

一時保護や保護命令解除後のフォローアップ体制の在り方について、実態を把握し、速やかに検討を行うこと。

また、婦人保護施設退所後のアフターケアの拡充を進めるほか、退所前から早期自立を促進するため、日常生活に対応する援助の在り方についても検討を加えること。

七. 児童相談所との連携強化等

婦人相談所等は、子どもを同伴する女性の保護にあたって、児童相談所との連携を強化すること。また、婦人相談員等は市区町村に設置された要保護児童対策地域協議会のメンバーに加わるなど、日常から顔の見える関係を構築すること。

同時に、同伴児童を含めた被害女性のニーズに合った支援が提供できるよう、婦人保護事業における専門職の配置基準、基準単価の見直し等を図ること。

また、婦人相談員の処遇については、平成29年度及び平成30年度に実施した手当額の拡充をはじめとして、その実態や専門性を踏まえ、適切な対応について検討すること。

売春防止法、母子及び父子並びに寡婦福祉法の見直しについて

売春防止法の改正

1. 婦人相談員の非常勤規定の削除（平成29年4月1日施行）

- 都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、婦人相談員を非常勤とする規定を削除する（売春防止法第35条第4項）。

2. 婦人相談所長による報告又は通知（平成28年10月1日施行）

- 母子生活支援施設は、夫等からの暴力を理由として入所する母子が最も多くなっており、そうした母子に対する支援拠点の一つとなっていることから、婦人相談所長に対し、母子生活支援施設への入所が適当と認められる母子について、母子生活支援施設において母子保護を実施する都道府県等への報告等を行うことを義務付ける（売春防止法第36条の2）。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正

1. 母子・父子自立支援員の非常勤規定の削除（平成29年4月1日施行）

- 都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨の規定を削除する（母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第3項）。

2. 母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加（公布日（平成28年6月3日）施行）

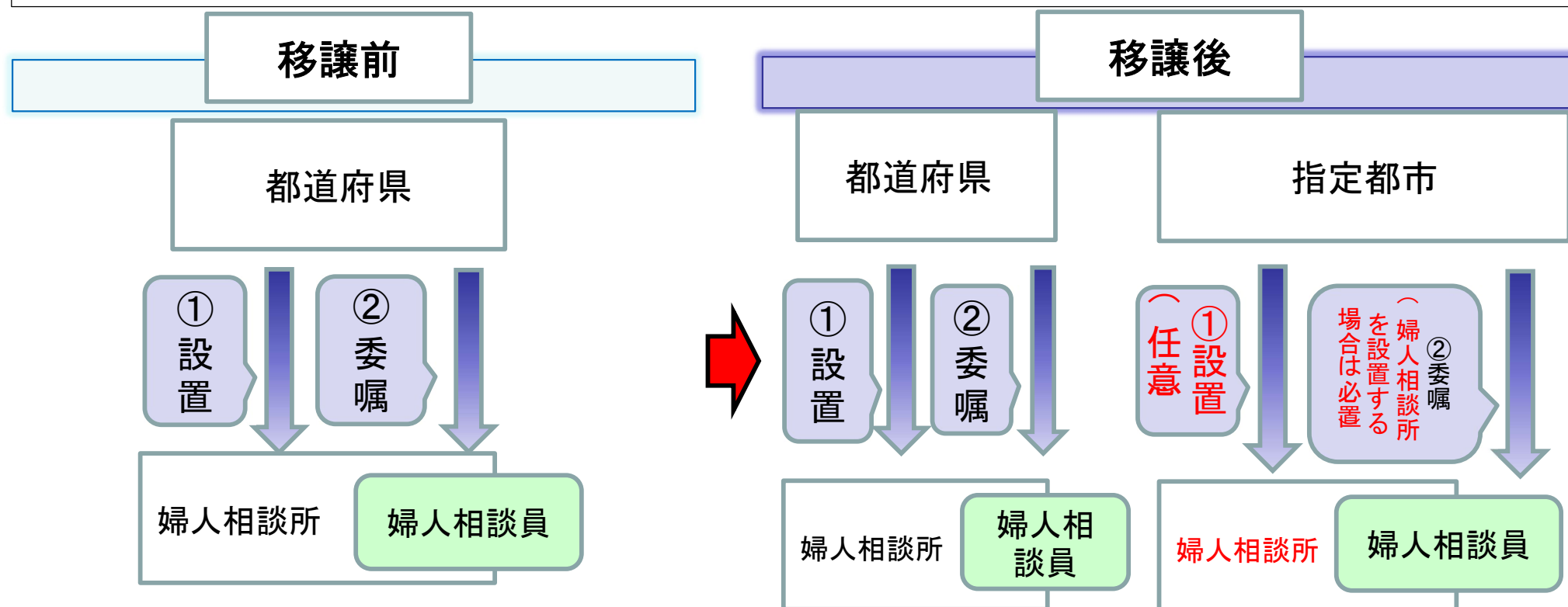
- 婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携について一層の強化を図るため、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加する（母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条の2第1項）。

婦人相談所の設置権限等の移譲について(施行日:平成27年4月1日)

- 「婦人相談所」は売春防止法により設置され、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV被害者及び要保護女子に対する支援等を行っている。
- 婦人相談所は、都道府県が設置することとされ、指定都市においても任意で設置できることとするもの。
また、指定都市が婦人相談所を設置する場合には、婦人相談員の委嘱も併せて行うこととするもの。

※ 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、第4次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)。平成26年6月4日公布、体制整備に特に時間を要するもの等を除き平成27年4月1日施行。)による関係法令の整備が行われたもの。

- 婦人相談所(一時保護所)等の運営に係る費用について、国は5/10を負担している。



※市は任意で、婦人相談員を配置できる。